

# 令和5年 第2回定例会

令和5年 6月13日 開会  
令和5年 6月22日 閉会

網 走 市 議 会

令和5年網走市議会第2回定例会会議録目次

〔6月13日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	2
日程第2 議案第1号～第8号	5
散 会	7

〔6月15日（木曜日）第2日〕

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
説明のため出席した者	9
事務局職員	9
開議宣告	9
本日の会議録署名議員	9
日程第1 議案第1号～第8号	10
散 会	10

〔6月20日（火曜日）第3日〕

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
説明のため出席した者	13
事務局職員	13
開議宣告	13
本日の会議録署名議員	13
日程第1 一般質問	14
里見議員	14
高井選管事務局長	14
田邊市民環境部長	15
伊倉観光商工部長	16
立花建設港湾部長	17
深津議員	17
北村学校教育部長	18
古田議員	24

北村学校教育部長	24
吉村社会教育部長	25
立花建設港湾部長	26
澤谷議員	26
田邊市民環境部長	27
北村学校教育部長	29
永本議員	31
伊倉観光商工部長	32
秋葉企画総務部長	37
古都議員	40
北村学校教育部長	40
大垣学校教育部次長	41
岩永教育長	46
石垣議員	53
北村学校教育部長	53
村椿議員	55
田邊市民環境部長	55
立花建設港湾部長	59
伊倉観光商工部長	63
延 会	66

[6月21日（水曜日）第4日]

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
説明のため出席した者	69
事務局職員	69
開議宣告	69
本日の会議録署名議員	69
日程第1 一般質問	70
小田部議員	70
北村学校教育部長	70
大垣学校教育部次長	70
高橋学校教育課長	71
岩永教育長	73
水谷市長	81
金兵議員	86
伊倉観光商工部長	87
田邊市民環境部長	92
北村学校教育部長	94
水谷市長	98
松浦議員	98
高井選管事務局長	98
田邊市民環境部長	102
秋葉企画総務部長	103
伊倉観光商工部長	106

栗田議員	110
伊倉観光商工部長	110
川合農林水産部長	112
立花建設港湾部長	114
北村学校教育部長	118
岩永教育長	120
散 会	120

[6月22日(木曜日)第5日]

議事日程	123
議事日程第5号の追加及び変更	123
本日の会議に付した事件	123
出席議員	124
説明のため出席した者	124
事務局職員	124
開議宣告	124
本日の会議録署名議員	124
諸般の報告(追加)	124
日程第1 委員会審査報告8件(議案第1号~第8号)	124
日程第2 意見書案第1号~第4号及び委員会審査報告案4件 (請願第1号、第2号)	125
日程第3 議案第9号~第10号	126
諸般の報告(追加)	127
日程第4 委員会審査報告2件(議案第9号~第10号)	127
日程第5 議案第11号	128
日程第6 議案第12号	128
日程第7 諮問第1号	129
日程第8 議案第13号	129
諸般の報告(追加)	130
日程第9 閉会中継続調査について	130
日程第10 議員の派遣	130
日程第11 その他会議に付すべき事件(1件)	130
閉会宣告	130

6月13日 (火曜日) 第1号

令和5年第2回定例会  
網走市議会会議録第1日  
令和5年6月13日(火曜日)

○議事日程第1号

令和5年6月13日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第8号

請願第6号 あばしり子ども未来支援条例の制定を  
求める請願(文教民生委員会付託)

陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式  
(インボイス制度)の延期・見直し  
を求める陳情(総務経済委員会付託)

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事  
件(1)

議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算  
(説明)

議案第2号 網走市附属機関条例の一部を改正す  
る条例制定について(同)

議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例  
制定について(同)

議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改  
正する条例制定について(同)

議案第5号 エコーセンター舞台照明設備改修工  
事請負契約の締結について(同)

議案第6号 財産の取得について(同)

議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)

請願第1号 2024年度地方財政の充実・強化を求  
める意見書提出についての請願(総  
務経済委員会付託)

請願第2号 2023年度北海道最低賃金改正等に関  
する意見書提出についての請願(同)

請願第3号 道教委「これからの高校づくりに関  
する指針」を抜本的に見直しすべ  
ての子どもにゆたかな学びを保障する  
高校教育を求める意見書提出につ  
いての請願(文教民生委員会付託)

請願第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担  
率2分の1への復元、「30人以下学  
級」の実現など教育予算確保・拡充  
と就学保障の実現に向けた意見書提  
出についての請願(同)

請願第5号 あばしりまちづくり条例の制定を求  
める請願(総務経済委員会付託)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
栗田政男  
里見哲也  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
深津晴江  
古田純也  
古都宣裕  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 後藤利博  
企画総務部長 秋葉孝博  
市民環境部長 田邊雄三  
健康福祉部長 結城慎二  
健康福祉部参事監 永森浩子  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 伊倉直樹  
建設港湾部長 立花学  
水道部長 柏木弦  
新庁舎開設準備室長 武田浩一  
企画調整課長 佐々木司  
総務防災課長 日野智康  
財政課長 古田孝仁

.....  
教 育 長 岩 永 雅 浩  
学校教育部長 北 村 幸 彦  
社会教育部長 吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長 岩 尾 弘 敏  
次 長 石 井 公 晶  
総務議事係長 法師人 絵 理  
総 務 議 事 係 早 渕 由 樹  
係 山 口 諒

午前10時01開会

○平賀貴幸議長 おはようございます。

ただいまから、令和5年網走市議会第2回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名で全議員が出席しております。直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、井戸達也議員、松浦敏司議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって御承知おき願います。

また、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から令和4年度網走市一般会計継続費、令和4年度網走市一般会計繰越明許費、令和4年度網走市水道事業会計予算繰越、令和4年度網走市簡易水道事業会計予算繰越及び令和4年度網走市下水道事業会計予算繰越に関する継続費繰越計算書などの報告について、それぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから承知願います。

次に、議員派遣についてであります。議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

○平賀貴幸議長 次に、本定例会に当たり提出されました請願6件、陳情1件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会

に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

金兵智則議会運営委員長。

○金兵智則議員 ー登壇ー 本年第2回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る6月9日、午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本定例会の付議予定案件は、議案8件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて9件であります。さらに、今議会の関係委員会に付託されます請願6件、陳情1件の合わせて7件であります。

また、一般質問は、通告期限までに12名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から6月22日までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められるようお願いを申し上げます。当委員会の結果報告といたします。

○平賀貴幸議長 ただいま議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○平賀貴幸議長 それではここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 令和5年第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき御審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、庁舎情報システム移転整備に係る費用、麦・大豆生産技術向上に係る費用、地域応援商品券に係る費用、市道改修に係る費用、価格高騰重点支援給付金給付に係る費用、いじめ調査に係る費用などの追加を主な内容とする一般会計補正予算と、網走市附属機関条例、網走市税条例、網走市国民健康保険条例の一部改正、エコセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結、財産の取得、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更及び策定についてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、この機会をお借りをいたしまして、網走市ゼロカーボンシティ宣言であります。国は2020年10月に、北海道は2020年3月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言いたしました。

本市では、カーボンニュートラルに向け、2022年4月に、再生可能エネルギーを活用し二酸化炭素排出量を削減することを目的に、自治体新電力となる、あばしり電力株式会社を設立し、2023年4月より太陽光発電事業を開始するとともに、2023年3月には、網走市地域再生可能エネルギー導入戦略を策定したところであります。

脱炭素を様々な環境課題解決のための柱として捉え、市民・事業者・市が共に協力し、地域の資源や特性を生かしながら、産業の振興と住民の利便性の向上を図り、将来の世代も安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、網走市は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする、ゼロカーボンシティを目指してまいります。

次に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、農作業の進捗状況であります。今年度は昨年と比べ降雪量が少なく、農作業は平年並みの4月13日から始まりました。

5月も比較的好天に恵まれたことで、農作業は順調に進み、平年と比べ、バレイショの植付け、てん菜の移植とも5日早く終えております。

また、豆類につきましても、大豆は2日、小豆も3日早く播種を終了しております。

農作物の生育につきましては、平年と比べ、秋まき小麦は3日、バレイショは4日、てん菜、牧草も2日早い生育となっているところであります。

二条大麦、春まき小麦は平年並みとおおむね順調な生育状況となっております。

なお、北海道地方の6月から8月までの3か月予報では、天気は数日の周期で変わり、気温、降水量とも平年よりやや高い予報となっており、順調な生育を期待をしているところであります。

6月7日に発生した局地的豪雨につきましては、網走市西部・中部地区の一部で冠水により圃場の一部が流亡するなどの被害が発生をしております。また、降ひょうにより網走市中部では農作物の一部に被害が出ているところであります。被害があった作物につきましては、今後、関係機関と連携をして経過観察を行ってまいります。

次に、漁業についてであります。ホタテ桁網漁業が3月13日、沖合底引き網が3月16日から出漁し、初水揚げについては、キンキはえ縄漁は3月24日、ケガニ漁業が3月30日となっております。

5月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が9,822トンで対前年比132%、金額12億1,420万円で対前年比142%となっており、漁獲量、金額ともに前年を上回っております。

令和2年から令和4年の過去3年間の平均と比較いたしますと、漁獲量では102%、金額で133%という状況となっております。

また、ホタテ稚貝放流作業が5月27日から開始をされております。

次に、西網走漁協であります。能取湖でホタテ稚貝の大量へい死が発生したこともあり、漁獲量が159トンで対前年比4%、金額8,229万円、対前年比10%となっており、令和2年から令和4年の過去3年間の平均と比較いたしますと、漁獲量で5%、金額で10%と大幅に減少をしているところであります。

網走湖では、漁獲量が46トンで対前年比37%、金額4,783万円、対前年比52%となっております。

網走湖のシジミ漁は5月14日に開始されておりますが、シジミ資源が産卵不振などにより減少してい



るため、生産計画を減産し300トンとしております。

能取湖では、漁獲量113トンで対前年比3%、金額3,445万円、対前年比5%となっております。

能取湖でへい死したホタテ稚貝の回収作業は、4月20日に開始され5月8日に終了をしております。

能取湖のホタテ稚貝へい死につきましては、4月3日に対策本部を設置し、4月10日に検討委員会を立ち上げ、原因の究明と今後の対策などについて検討しております。

次に、観光についてですが、令和4年度観光客の入り込みと宿泊施設利用状況は、観光客入り込み数が141万600人、対前年比150%、宿泊者数は37万5,800人、対前年比132%となり、入り込み数、宿泊者数とも前年度を上回っております。

また、渡航制限の緩和や全国旅行支援割の効果等もあり、新型コロナウイルス感染拡大以前の平成31年度の水準に近づく結果となっております。

第1四半期は、長期滞在のビジネス利用客の増加や、どうみん割を利用した道内利用客、修学旅行などの団体利用が活発で、前年より入り込み、宿泊者数は増加をいたしました。

一方で入国制限等により、外国人観光客の宿泊利用は伸び悩みました。

第2四半期は、新型コロナウイルス感染症第7波の影響により、団体ツアーのキャンセルが見られましたが、どうみん割が延長されたこともあり、道内個人観光客の活発な動きから、入り込み、宿泊とも前年同期比と比較し、大きく増加をいたしました。

また、3年ぶりの開催となったオホーツク網走マラソンや、ホクレン・ディスタンスチャレンジ大会開催に伴うスポーツ関係者の滞在が底支えをしたこともあり、増加の一因となっております。

第3四半期は、10月11日より開始された全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE!割」を利用した国内個人客及び外国人観光客の入国制限の緩和に伴い、外国人観光客の団体利用が回復をいたしました。

第4四半期は、外国人の個人観光客及び団体ツアーの動きが活発となり、前年同月比と比較して、入り込み数及び宿泊者数ともに増加をいたしました。特に、台湾や香港からの団体ツアー客が好調を底支えをいたしました。

また、冬季イベントは、3年ぶりとなったあばしりオホーツク流氷まつりでは、新たな試みとして、

「流氷を守る、地球を守る」をテーマとした「アイス・ブレイキング・ミュージック・フェス」や、厳寒の網走を感じていただく「流氷サウナフェス」の開催に加え、天候にも恵まれたことから、令和2年を上回る来場者となりました。

一方、網走湖ワカサギ釣りの入場者数は、資源保護のため2月12日で営業を終了したことから、前年を下回りました。

観光施設の入り込みにつきましては、オホーツク流氷館は、展示物改修工事に伴う営業休止期間があったものの9万6,800人で対前年比184%、博物館網走監獄は、20万3,400人で対前年比154%と昨年を上回りました。

流氷観光砕氷船「おーろら」は、流氷が平年よりも遅い到来となりましたが、外国人観光客の回復傾向もあり、乗船客数は6万2,800人で対前年比181%と昨年を上回りました。

外国人観光客の宿泊者数については、香港、台湾など東アジア地域からのツアー客の増加もあり、対前年比3,024%の1万1,600人となりました。

次に、オホーツク網走マラソン2023のエントリー状況についてですが、6月1日現在、フルマラソンの部で1,336名、5キロの部で117名、3キロの部で27名の1,480名のエントリーを頂いており、昨年との比較では229名の増、118%となっております。

引き続き、大会のPRを行い、参加者の増加に努めてまいります。

次に、道の駅流氷街道網走についてであります。令和4年度の入館者数は約62万3,000人で、前年度と比較すると約13万7,000人増加し、新型コロナウイルスの影響による入館者数の減少から回復に転じております。

3日目となります農産物直売所を7月15日から11月12日までの土曜日、日曜日に開設し、利用の促進を図ってまいります。

次に、建設工事についてであります。5月末までに約13億7,000万円を発注し、発注率は約37%で、発注額、発注率ともに例年より早期に進んでおります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。現在、接種から3か月以上が経過した65歳以上の方、12歳から64歳の基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象とした6回目となる接種について、5月20日から集団接種・個別接種を開始し、介護施設等で生活をされている方へは6月上旬

から巡回接種を開始をしております。

また、初回接種を終了している5歳から11歳の子供を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種は、5月22日から集団接種を開始をしております。

引き続き、医療機関や医療従事者に御協力を頂き、ワクチン接種に取り組んでまいります。

最後に、令和4年度一般会計の決算についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市税の減収が懸念をされておりましたが、減収はなく、加えて、国からの交付金やふるさと納税の追加もあり、令和4年度決算におきましては、収支の均衡を確保できる見通しとなっております。

以上、行政諸般の動向について申し上げますが、引き続き、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

議員皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、今定例会に当たっての、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

**○平賀貴幸議長** ただいま市長より「網走市ゼロカーボンシティ宣言」が発表されました。地球温暖化による影響は、網走市はもちろん日本全国、世界各地に及んでおります。

今回の「網走市ゼロカーボンシティ宣言」がこうした状況の改善に寄与することを心から願い、議会としても拍手をもって、この宣言がなされたことを歓迎いたします。

〔拍手〕

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第2、議案第1号から議案第8号までの合わせて8件を一括して議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

**○秋葉孝博企画総務部長** ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号、議案第3号及び議案第6号から議案第8号までにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で8億4,633万4,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1

表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正でございますが、一般会計の庁舎情報システム及び端末等譲渡契約について、債務負担の限度額を新たに1億5,092万5,000円設定するものでございます。

追加の内容は、議案の第2表のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、一般会計の道路橋梁事業債及び公園整備事業債の限度額変更といたしまして1億4,390万円を追加しようとするものでございます。

追加及び変更の内容は、一般会計議案の第3表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の市民活動費では、特殊詐欺への注意喚起等に係る経費として178万9,000円の追加でございます。

同じく、庁舎整備費では、情報システムの更新等に係る経費として9,919万8,000円の追加でございます。

民生費の社会福祉総務費では、生活困窮者のオンライン相談に係る経費として53万円の追加、物価高騰に際し低所得者世帯への給付金として1億6,384万1,000円の追加でございます。

同じく、生活保護総務費では、生活保護基幹システムの改修経費として250万6,000円の追加、医療扶助オンラインシステムの改修経費として495万2,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費では、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に対する補助金として123万2,000円の追加、麦・大豆の生産基盤の強化に対する補助金として1億7,070万4,000円の追加、農業機械の導入に対する補助金として76万5,000円の追加でございます。

1枚めくっていただき、7ページを御覧願います。

商工費の商工振興費では、物価高騰に際し、地域応援商品券の交付に係る経費として2億6,135万2,000円の追加でございます。

同じく、観光振興費では、オホーツク網走マラソンに対するスポーツ振興くじ助成金の追加に伴う財源補正でございます。

土木費の道路橋梁新設改良費では、市道改修費として1億3,000万円の追加。

同じく、公園施設整備費では、都市公園等ストック再編事業に対する国庫補助金の減額に伴う財源補正でございます。

教育費の指導奨励費では、いじめ調査に係る経費として946万5,000円の追加でございます。

同じく、スポーツ振興費では、体育器具整備事業に対するスポーツ振興くじ助成金の追加に伴う財源補正でございます。

1枚めくっていただき、8ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書でございます。翌年度以降の支出額を本表のとおりとするものでございます。

9ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で1,341万9,000円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料28ページ、資料3号を御覧願います。

1、趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、内容でございますが、1点目は個人市民税に係る森林環境税の導入に伴う取扱いの規定。2点目は個人市民税に係る扶養親族等申告書の規定。3点目は軽自動車税に係る種別割の税率変更の規定。4点目は固定資産税に係るマンションの長寿命化に対する特例措置の創設。5点目は軽自動車税に係る環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例の規定。6点目は地方税法等の改正に伴う文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第6号財産の取得について御説明申し上げます。

議案資料42ページ、資料6号を御覧願います。

1、取得理由でございますが、財務会計システム

を更新するものでございます。

2、取得する財産の概要は、記載のとおりでございます。

3、取得の相手方は、北海道市町村備荒資金組合。

4、取得方法は、譲渡。

5、取得金額は、2,999万7,000円でございます。

次に、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案資料43ページ、資料7号を御覧願います。

本計画にスクールバス整備事業を追加しようとするもので、計画期間は令和2年度から6年度までの5年間でございます。

追加する内容は、中和東辺地で150万円の追加、山里辺地で460万円の追加、稲富辺地で210万円の追加でございます。

次に、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

議案資料44ページ、資料8号を御覧願います。

計画を策定する辺地は、能平辺地、嘉越辺地、浦士別辺地で、計画期間は令和5年度から9年度までの5年間でございます。

追加する内容は、道路整備事業では、能平辺地で7,200万円の追加。教職員住宅改修事業では、能平辺地で110万円の追加、嘉越辺地で320万円の追加、浦士別辺地で70万円の追加でございます。

以上、議案第1号、議案第3号及び議案第6号から議案第8号までにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料38ページ、資料4号を御覧願います。

改正の趣旨であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点からの賦課限度額の見直しと、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直されたことから、本市においても適用するため当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容であります。1点目は後期高齢者支援金等賦課限度額を22万円に引き上げる改正でござ

います。2点目は軽減対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者である世帯人数に乗じる額を5割軽減は29万円に引き上げ、2割軽減は53万5,000円に引き上げる改正でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものでございます。また、経過措置につきましては、この条例による改正後の規定は令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第5号エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料41ページ、資料5号を御覧願います。

本工事は、去る5月25日に指名競争入札を執行いたしました結果、議案資料に記載する1の契約の内容のとおりでございます。

本工事の予定価格が、議会の議決に付すべき契約に関する条例で定める額に該当いたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

2の工事の概要につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 ー登壇ー ただいま上程いただきました議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料27ページ、資料2号を御覧願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、網走市立潮見小学校に通級指導教室が新規開設されたこと及び近年の教育相談件数の増加に伴い、網走市教育支援委員会の定数について、当該条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、当該条例の別表で規定している網走市教育支援委員会の定数につ

いて、「20人以内」を「25人以内」に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の各常任委員会に付託の上、細部審査を行うこととなります。

---

○平賀貴幸議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は15日、午前10時としますから御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時37分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            平 賀 貴 幸

署名議員            井 戸 達 也

署名議員            松 浦 敏 司

6月15日 (木曜日) 第2号

令和5年第2回定例会  
網走市議会会議録第2日  
令和5年6月15日(木曜日)

○議事日程第2号

令和5年6月15日午前10時00分開会

日程第1 議案第1号～第8号

○本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算  
(各委員会付託)
- 議案第2号 網走市附属機関条例の一部を改正する  
条例制定について(文教民生委員  
会付託)
- 議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例  
制定について(総務経済委員会付託)
- 議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改  
正する条例制定について(文教民生  
委員会付託)
- 議案第5号 エコーセンター舞台照明設備改修工  
事請負契約の締結について(総務経  
済委員会付託)
- 議案第6号 財産の取得について(同)
- 議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)
- 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)

○出席議員(15名)

井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
栗田政男  
里見哲也  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
深津晴江  
古田純也  
古都宣裕  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

石垣直樹

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
新庁舎開設準備室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	古田孝仁
.....	.....
教育長	岩永雅浩
学校教育部長	北村幸彦
社会教育部長	吉村学

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早渕由樹
係	山口諒

午前10時00開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、石垣直樹議員。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、山田庫司郎議員の両議員を指名いたし

ます。

---

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

○平賀貴幸議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第8号までの合わせて8件を議題とし、大綱質疑を行うわけではありますが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○平賀貴幸議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本議会の審議日程に従いまして、各委員会議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は20日午前10時としますから、参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

---



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            平 賀 貴 幸

署名議員            小田部        照

署名議員            山 田 庫司郎



6月20日 (火曜日) 第3号

令和5年第2回定例会  
網走市議会会議録第3日  
令和5年6月20日(火曜日)

○議事日程第3号

令和5年6月20日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (里見議員、深津議員、古田議員、澤谷議員、永本議員、古都議員、石垣議員、村椿議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
栗田政男  
里見哲也  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
深津晴江  
古田純也  
古都宣裕  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 後藤利博  
企画総務部長 秋葉孝博  
市民環境部長 田邊雄三  
健康福祉部長 結城慎二  
健康福祉部参事監 永森浩子  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 伊倉直樹  
建設港湾部長 立花学  
水道部長 柏木弦  
新庁舎開設準備室長 武田浩一

企画調整課長 佐々木 司  
総務防災課長 日野 智康  
財政課長 古田 孝仁  
市民活動推進課長 田中 靖久  
生活環境課長 近藤 賢  
生活環境課参事 田中正 幸  
観光課長 井上 博登  
商工労働課長 中村 幸平  
観光商工部参事 田端 光雄  
観光商工部参事 野口 公希  
建築課長 小原 功  
都市整備課長 村上 雅彦  
都市管理課長 澁谷 一志  
建設港湾部参事 渡辺 昭

教育長 岩永 雅浩  
学校教育部長 北村 幸彦  
社会教育部長 吉村 学  
学校教育部次長 大垣 正紀  
学校教育課長 高橋 善彦  
学校教育課参事 里見 達也  
社会教育課長 湯浅 崇

選管事務局長 高井 秀利

○事務局職員

事務局長 岩尾 弘敏  
次長 石井 公晶  
総務議事係長 法師人 絵理  
総務議事係 早濑 由樹  
山口 諒

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、永本浩子議員の両議員を指名いたします。

---

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

○平賀貴幸議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

里見哲也議員。

里見議員。

○里見哲也議員 ー登壇ー おはようございます。希政会の里見哲也です。

希政会では、希望あふれる網走、子供たちに誇れる網走、このまちづくり実現に尽力してまいります。また、私はこのため議会においては、秩序と品格を重んじて議会活動を行ってまいります。

さて、本日は、あらかじめ通告書でお知らせしました三つの質問について、その順番により質問いたします。

まず一つ目、投票率を上げるための選挙周知と市民の意識向上に向けた取組について伺います。

今回、市議会議員選挙の投票率が56.02%、前回4年前が61.63%と、前回から約5.6ポイント低下したことは、選挙制度の意義を考える重要な一つの結果だと考えます。

この結果分析について、今申しました率とは別に人数で、この間の有権者数の減少と投票者数の減少を見ると、有権者数の減少が1,470人、そしてこれを上回る2,474人の投票者の減少という結果が出ています。つまり、差額の1,004人分が投票所に行かなかった。投票所に行かない人が1,000人増えたということになります。この内容を考えるとき、年齢別の投票状況などは把握されているでしょうか、伺います。

○平賀貴幸議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 年齢別の投票状況の把握についてですが、網走市では第1投票区を標準投票区に設定し、第1投票区の年齢別の投票状況を集計をしております。

本年4月執行の市議会議員選挙における第1投票区の状況であります。投票区の投票率は53.38%でしたが、最も投票率が高かった年齢層が65歳から69歳で69.65%、最も投票率が低い年齢層は18、19歳で19.35%、続いて20歳から24歳の22.12%と、若年層は他の年齢層より低い状況となっております。

また、75歳以上は54.02%、その他はおおむね

50%前後の投票率となっております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 なるほど。高齢者、現役世代、若い世代とあると思うのですがけれども、状況はおおよそわかりました。

ところで、この因果関係なども含めて、過去4年間の投票率向上の取組について総括がされているかどうかを伺います。

○平賀貴幸議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 過去4年間の投票率向上の取組の総括についてであります。投票率はその選挙時の政治情勢や投票日の天候などにより左右されますことから、単純に各選挙の投票率を比較はできませんが、投票率の低下傾向が続いております。

平成31年4月執行の市議会議員選挙における第1投票区の18歳、19歳の投票率は28.21%、20歳から24歳の投票率は26.67%と、今回の市議会議員選挙では、それぞれ8.9ポイント、4.5ポイント下がっておりますことから、若年層へ選挙が行われている旨の広報の強化が課題だと認識をしております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 わかりました。

ちなみに、投票者数ではなくて年齢別の人口について、これは一般に公表されているのは国勢調査の数字ということになりますが、平成27年と令和2年の比較ではありますけれども、大きくまとめるとゼロ歳から39歳という、40年分の人口ですね、有権者ではなく人口、そしてそこが2,677人、2,600人以上減少している。40歳から79歳、ここ40年間ぐらいですがこの人口が1,191人減少している。高齢者に比べると半分以下ですが、ただし80歳以上はプラス303人増加という状況です。これは国勢調査の数字ですが、年度がずれています、御了承ください。

今ここで、人口減少対策については伺いませんけれども、選挙の投票率に関しては、この人口動向も踏まえた年齢層に応じた対応の必要性が求められていくのだろうと予想します。今後の投票率向上に向けた取組施策の構想、これは構想中でも構いませんので、これがあればお示しください。

○平賀貴幸議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 投票率向上に向けた取組といたしましては、成人式の啓発資料の配付や市公式サイト、SNSを活用した周知、市役所本庁舎前への投票啓発看板の設置、広報あばしりによる選挙期日、期日前投票期間等の周知、大型スーパー前で

の街頭啓発、投票日前日・当日の広報車によるアナウンス、テロップつき自動販売機による周知などに取り組んでおります。

また、昨年7月に執行されました第26回参議院議員通常選挙より、エコーセンターに臨時期日前投票所を開設し、高齢者や障がい者の方にも利用しやすい投票環境の整備にも努めております。

引き続き、投票率の向上に向けた取組を継続していくほか、投票の利便性の向上を図るため、各年齢層が投票しやすい環境づくりについて、先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 ありがとうございます。理解しました。

昨年の秋から各種の選挙が続いておりました。そして、衆議院選挙はいつでも起こり得ますので、多忙だとは存じますが、この投票率向上の取組はぜひ人手を増やしてでも取り組んでいただきたい重要な項目だと思いますので、引き続きお願いいたします。

また、このことは、私たち議会議員としても、私自身は広報委員会に所属しておりますので、委員長の下で議会だよりなどを通して、市民が議会に関心を持って投票意識が高まる取組を工夫していきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

次は、消費者被害防止の取組「見守りネットワーク」について伺います。

消費者被害防止の取組、あるいは発生時の対応には何より「相談しやすい・相談につながれるという体制づくり」が必要と私は考えています。

そこで、まず現在の状況と消費者被害防止の取組について伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 消費者被害防止の取組状況についてでありますけれども、消費生活相談室を開設し、日常生活用品の購入に当たっての相談、消費生活に関するトラブルなど、消費生活相談員が対応しております。令和4年度の相談件数は160件となっております。

消費者被害防止の啓発活動として、老人クラブや高齢者ふれあいの家での出前講座をはじめ、注意喚起の啓発チラシを老人クラブや高校、大学の新生に配布しております。また、広報紙へ最近の消費

者被害事例を掲載しているほか、昨年度はFMあばしりりで市内高等学校の生徒が制作した特殊詐欺などのラジオ番組放送を、11月から2月までの4か月間に月4回、合計で16回放送しております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 現状を理解しました。

ところで、これは努力目標というふうに認識しているものですが、2014年6月に消費者安全法が改正され、高齢者や障がい者等、消費生活で特に配慮を要する消費者を守るため、地域において消費者安全確保地域協議会、通称見守りネットワークを組織することができるかと規定されていますが、これについて、現状の市の対応状況について伺います。なお、見守りは消費者被害に限らない面もあろうかと思えますので、広い見知で状況をお示しください。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 当市の消費者被害防止に関わる見守りについては、法に基づく消費者安全確保地域協議会は設置しておりませんが、それに対応する活動として、市・網走警察署・消費者協会の3者で定期的に消費者被害防止に関する意見交換会の実施、福祉サイドとの情報連携などをスムーズに行えるよう、網走市社会福祉協議会が開催する網走市地域福祉会議などに参加しております。

社会福祉協議会の生活相談員や地域包括支援センターなどの福祉の現場に寄せられる相談について、消費者トラブルに関わる情報があつた際に、個人情報に配慮しつつ市や警察への情報提供をしてもらうよう取り組んでおり、消費生活相談員が情報の連携や相談業務の引継ぎを受け、相談者の問題解決が図られるよう取り組んでいるところです。

消費者安全確保地域協議会の考えにおいては、高齢者本人が消費生活相談窓口にご相談することを待っているだけではなく、高齢者の周りにいる人が何らかの異変を察知した場合には、消費生活相談窓口などの機関に適切につなぐことなどの見守り体制を構築することが有効であるとされております。ただし、消費者安全確保地域協議会を設置済みの自治体の多くでは、個人情報などを共有できることとなっておりますが、個人情報の共有範囲の検討や管理体制の構築ができていないため、今後の検討課題となっている現状があると認識しているところでございます。

また、消費者被害防止以外の見守りについてですが、健康福祉部において高齢者等の見守り事業とし

て、電話訪問によるふれあいほっとコールなどに加え、今年度から通信機能つき電球による点灯・消灯の動きがない場合に通知先へ連絡する見守りサービスを実施しております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 状況を理解いたしました。

これまでの市の担当部署の御協力、御努力に感謝申し上げます。

また、ともにこの関係団体等、例えば社協さんですとか、民生委員さん、あるいは個別訪問されているヘルパーさんなど、皆さん御苦労はあるというふうに思います。ただ、この消費者被害の対応を含め課題のある市民を守るためには、市民にとって相談のしやすい体制づくりが必要と考えます。そして、保護、「護る」という保護、ごんべんの保護ですね。「護る」という目的を重視した連携で相談につながる体制づくりをさらに進めていただきたいとお願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、三つ目の質問に移ります。

三つ目は、中心市街地の空き店舗活用による町なか活性化等について伺います。

まず、網走市商店街空き店舗活用事業補助制度等の現状を伺います。

まず、中央商店街空き店舗対策について。

来年秋には新市庁舎が移転して町なかに来ますが、このエリアを含め、地元商業の活性化について、商工会議所や商店街との兼ね合いはあると承知しておりますが、市の関わる部分で現状の取組について伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 網走市商店街空き店舗活用事業補助制度等の現状についてでございますが、中心市街地のにぎわい創出や活性化を図ることを目的に、中心市街地の空き店舗を利用して新規事業を行う者に対し、店舗改修費用及び店舗借上家賃の一部を助成する事業を平成17年度から実施しております。

また、令和4年度からは中心市街地における新陳代謝、活性化を図るため、既存の商店街事業者が新たに取り組む思い切ったビジネスモデルの転換に要する経費の一部を助成しており、商店街活性化委員会にて事業認定を行っております。具体的には、商店街活性化委員会と市において、中心商店街の空き店舗における新規開業予定者等の発掘、店舗借上条件等の調整を行いながら進めております。なお、事

業を開始した平成17年度から令和4年度までの実績につきましては、37件となっております。

このほか、平成29年には地域商社的事業などにも取り組むまちづくり会社、株式会社まちなか網走が設立されておりますが、その設立や運営を支援することを目的として、市のほか商工会議所、商店街、金融機関等関係機関で構成する網走市まちづくり会社推進協議会を組織し、中央商店街、中心市街地の活性化に関する調査研究やにぎわい創出などの実証、研究の取組を進めております。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 参考のため、この中央商店街地区以外のエリア外については、市の補助というのはどのようなことがありましたか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 お尋ねの中心市街地以外への補助ということでございますけれども、この部分につきましては事業化支援の補助金という制度がございます。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 状況を理解しました。

ところで、新規出店を検討する人がいたときに、空き店舗ですから持ち主は誰なのかとか、あるいは家賃は幾らかなのかとか、スタートラインに立とうとするときの相談窓口やその対応方法などはどのようなになっていますか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 新規出店を検討する方の相談窓口についてでございますが、市のホームページにおいて、起業・開業支援に関する事業内容や対象業種、対象エリアのほか、空き店舗の情報について周知を図るとともに、その相談問合せ先として市商工労働課の連絡先を掲載しておりますので、同課にお問合せいただければと思います。

なお、空き店舗につきましては、所有権が複雑な場合や管理状況、問合せ先が確認できないなど様々なケースがありますが、お問合せいただいた場合には、商店街活性化委員会の構成員である商工会議所等の関係機関と情報共有、連携を図りながら、起業・開業に向けた相談と支援に努めているところでございます。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 なるほど。管理関係や権利関係など、民間事業者との連携も含めた複雑な面はあると理解しますが、この事業の創出は雇用、これは働き

場所の創出でもあり、人口の創出、これは網走から出ないで済む、あるいは網走にUターンする、あるいはほかのまちから流入するなどの可能性を秘めていると考えますので、ぜひにぎわいのあるまちづくりとして今後も市として前向きな支援を期待します。

それでは、空き店舗の次に空き家対策について伺います。

市の広報紙においても、空き家バンクの登録について広報されていますが、この活用で空き家のマッチングというものは移住や定住の可能性も秘めていますので、経済活性化、人口減少防止対策になるのではないかと認識します。まず、この現状について伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 当市の空き家バンク事業は、平成28年4月に開始をいたしました。市内の空き家及び空き地の有効活用として、移住・定住の促進や住宅ストックの循環活用を図ることを目的といたしまして、北海道空き家情報バンクと連携し運営をしているところでございます。

空き家バンクの登録状況でございますが、現在までの7年間の累計登録件数は57件、そのうち41件が成約した状況でございます。

現在の空き家バンクへの登録状況につきましては、13件ございます。

以上でございます。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 わかりました。

行政がどこまで関与できるかという課題があることはもちろん理解していますが、やはり相談の入り口である、ホームページなど特にそうですが、窓口いわゆるポータルサイト、入り口として、外部の方が網走に関心を持ってもらうときの市の役割というのは大きいというふうに考えています。

今後に向けた取組方針をお聞かせください。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 現在、移住・定住情報や空き家バンクなどの情報については、入り口の一つとしてホームページのトップ画面に網走市移住情報及び空き家対策についてのバナーを設けて、わかりやすい画面で広く情報を発信している状況でございます。

今後に向けた取組につきましては、網走市空き家等対策計画が基本となりますが、空き家の活用には

様々な可能性があると考えており、引き続き空き家バンクなどを活用しながら、空き家のマッチングに向けた情報発信に努めるとともに、どのような利活用の方法があるのか、全庁的に情報を共有し、アイデアを整理してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 よくわかりました。

空き店舗も空き家も、「空き店舗・空き家問題」から「空き店舗・空き家活用」へと考え方をさらにシフトしていただき、これはオール網走で経済の活性化と人口減少防止につなげること、これを期待して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○平賀貴幸議長 理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

深津晴江議員。

深津議員。

○深津晴江議員 一登壇一 民主市民ネットの深津晴江でございます。どうぞよろしくお申し上げます。通告に従い質問いたします。

課題山積の網走市ではございますが、今回は網走の未来を担う子供たちを守りたい、育つための環境を整えたい、その強い思いでの質問といたします。

まず、包括的性教育についてです。

日本全体としましては、性教育は単に生殖に関する内容で、妊娠のリスクや避妊法を教えるものであるとの認識が強いかもしれません。また、寝た子を起こすなど、知らないならば知らないままにしておこうとする考え方も根強く、そのため教育が進まず、子供たちを危険にさらしたままであると言わざるを得ません。

現在、性教育には国際基準のマニュアルがあります。2009年にユニセフやWHOが協力し、ユネスコによって発行され、2018年に改定された「国際的セクシュアリティ教育ガイダンス」というガイドラインです。日本では、包括的性教育と訳されておりますが、このガイドラインの認識についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。



○北村幸彦学校教育部長 国際的セクシュアリティ教育ガイダンスの認識についてであります。議員お話のとおり、ユネスコ、ユニセフ、WHOなどが協働し、セクシュアリティ教育に関わる世界の国々の専門家の研究と実践を踏まえて発表された国際的な性教育の指針であり、人権を基盤に性についてのポジティブなイメージを育ててほしいという考え方で認識しております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 お調べありがとうございます。やはりこのことについて、理事者様をはじめ市民の皆様、知っていただきたいと存じます。

近年、コロナ禍もあり、社会環境の変化や情報社会の進展など、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しております。そのような中、学校においては、性情報の氾濫、未成年者の性感染症や人工妊娠中絶の未然防止、性自認・性的指向などへの正しい理解など、様々な課題に対し、適切に対応する必要があります。

網走市において、子供たちや保護者に対する性教育の現状についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 義務教育における性教育の現状についてであります。学習指導要領には小学校3年生以上から保健の学習として、発達段階に応じながら系統的な指導をすることとされております。網走市内校でもこの学習指導要領に基づき、小学校3年生から中学校3年生の保健の学習において、性教育を位置づけ指導をしております。

また、保健の学習のほかといたしまして、特別の教科道徳では、小中全ての学年において、身につけるべき道徳的価値項目の一つである生命(いのち)の尊さについての指導や、小学校5年生から中学校3年生の理科における生き物を取り扱う単元において、生命の誕生や人間の体の仕組みを学ぶ中で性に関する知識について理解する学習も行われております。

どの教科におきましても、学習指導要領に基づき子供たちが身につけるべき性に関する内容について、学習指導要領を大綱的としながら各学校の実態に応じて創意工夫した指導がされております。

以上が、学校における児童生徒への指導内容でございますが、現在のところ保護者への指導については特段実施していない状況でございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

網走市では3年生、学習指導要領に基づきまして3年生から主に保健の授業でやっているというふうに認識したいと考えます。また、保護者に対しては網走市では今のところ何も特段の性教育はしていないというふうに認識させていただきます。ありがとうございます。

次になのですが、ユネスコなどがつくったガイドラインには、国際的には性教育は「遅くとも5歳までに始めてください」と書かれています。「遅くとも」です。加えて、マニュアルには単発的ではなく継続的に、段階的に性教育を行っていく必要があると書かれています。各年齢に応じて、理解度の目標が記載されています。日本だと、具体的な性教育を幼い頃から始めると、好奇心で性行為をする子供たちが増えるのではないかという声が上がりますが、それに対する答えもガイドラインにはあります。

ガイドラインに従った性教育を実施した国を継続的に調査したところ、性教育をした国の中で、初体験の年齢が早まった国は実は一つもありません。1か国だけ変わらないという国がありました。それ以外の国は初体験の年齢が遅れています。やはり知識、スキルはとても大事だということです。

ガイダンスでは、5歳から性教育を始めていきましょうと言われていたのですが、ヨーロッパではもうゼロ歳からと言われております。触れ合いの学びの大切さ、学びの一つとしてゼロ歳から大切ということになっております。

また、子供たちが成長発達していく中で、疑問を持つ内容もだんだん変わっていきます。そういう意味では、学びは継続していくものです。大人になっても性のことや人間関係のことでいろいろな悩みを持ちますので、これで全て終わりということはないかと思えます。子供たちのそれぞれの発達段階でいろいろな疑問が出てくるものという心構えと、それに対してどのように答えていこうかなど、大人も一緒に勉強をしておくことは重要なことだと考えています。

学校における性教育は、児童生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環です。「生命(いのち)の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行われます。網走市における人権教育の現状及び人権意識を高めるための対策について、お伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 人権教育の現状についてですが、主に社会科の公民において、個人の尊厳と人権の尊重の意義について憲法を通して学んでおります。

特に具体的事例としまして、ディスカッションを行うなど、子供たちに主体的に対話的な活動を通して人権について学ぶなど、各校では工夫された授業が実践されております。

また、地域の人権擁護団体などが実施しております「人権の花」運動では、参加した子供たちが花の移植を仲間と協力しながら作業する中で、感情や情緒を育み道徳的な意識や価値観を養うなどの情操教育を実施するなど、関係機関と連携した取組も推進されているところでございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 網走市の人権教育の現状などについて理解いたしました。

最近も、海岸で焼かれた乳児の遺体が発見され、20歳代の男女が死体遺棄容疑で逮捕される事件がありました。昨年も千歳市において産まれたばかりの赤ちゃんを殺害し駅のロッカーに遺棄するなど、このような事件は全国で相次いでおります。このような事件が起こるたびに、遺棄した女性に対して、なぜ妊娠中に対応しなかったのか、誰かに相談できなかったのかなど、批判することが多い現状です。そして、それと同じように様々な状況があることは予測できますが、妊娠させた男性への非難も当然起きております。

女性の体にも心にもダメージを与える人工妊娠中絶は、全体数としては減少しているものの、年齢問わず手術を受ける女性はゼロには程遠い数字です。そのために、女性自身が自分を守るためにも、また男性が責任を持った行動を取るためにも、性行為に関するリスクや避妊法を教えることも重要であると考えます。

網走市における予期しない妊娠防止のための取組、または思いがけない妊娠をした場合の相談窓口の設置状況と周知についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在、市内中学校では、総合的な学習の時間において生命の誕生を学習テーマとし、外部講師として助産師や保健師を招いての特別授業が実施されている状況であります。

学習内容については、事前、事後指導を含めると全5時間程度の単元計画が組まれており、妊娠の仕

組みなどについても触れられたものとなっております。

その授業では、外部講師から生徒へ相談窓口先について伝えられております。また学校の保健室も相談場所として生徒に周知されているところでございます。また、道教委に設置されております「子ども相談支援センター」や令和4年12月に開設された予期しない妊娠等をされた方の相談窓口「にんしんSOSほっかいどうサポートセンター」についても、学校を通じて児童生徒へ周知している状況でございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 網走市における防止のための取組、または相談窓口については理解させていただきました。

現状としましては、学校格差があるのではないのかというところが私の疑問であります。やはり学校によって様々な思い、考えの下に教育されていくかと思っておりますので、やはり学校格差がないような取組を進めてほしいなというふうに考えております。

続きまして、生命（いのち）の安全教育についてです。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであります。このことから、その根絶に向けた取組や被害者の支援の強化が推進されております。

令和2年6月11日の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されました。

この方針を踏まえ、文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、教育・啓発活動の充実、学校等で相談を受ける体制の強化、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分、社会全体への啓発などについて、関係府省とも連携を図りながら取組を強化しています。

そこでお伺いします。網走市での声かけ事案など、性犯罪・性暴力の現状についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 網走市内校における性犯罪・性暴力の現状といたしまして、現在把握できるものといたしましては、男子生徒が女子生徒に対しての体を触るなどのわいせつ行為、及びSNSの不適切な使用による性的な画像の強要といった事案が

あるところでございます。

児童生徒の登下校時において、不審者による声かけ事案は例年数件ほど報告されているところではございますが、性犯罪・性暴力に至ったケースは確認されていない状況でございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

やはり網走でも、これは都会、田舎、地方かわらざどこでも起こり得る課題として認識していく必要があると思います。

次に、生命（いのち）の安全教育は若年層を対象とした性被害、加害を未然に防ぐため、各省庁や民間団体の協力の下、新たに性被害の未然防止を目的とした事業です。

令和3年度には、教育機関における実証を通じて指導モデルの作成。令和4年度、指導モデルを複数の他地域へ展開し、内容を改善していく。令和5年度、今年度です。全国の小中高の各学校において、教育の開始とされております。

網走市の小学校、中学校における生命（いのち）の安全教育の現状についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 生命（いのち）の安全教育についてであります。令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画を踏まえた、女性活躍・男女共同参画の重点方針2022において、令和5年度に全国の学校において、地域の実情等に応じた教育を実施することとされております。

この間、学校においても、入学、進学時期である4月を毎年、若年層の性暴力被害予防のための月間とした上で、国から提供のあった教材や教職員向けの指導の手引などを通知し、子供の性暴力被害防止のため生命（いのち）の安全教育について理解を求めているところでありまして、現在その指導の在り方について各校で研さんを深めているところがございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

それでは、今研さんを深めている状況ということ、今現在、実施されていないというふうに認識してよろしいでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 この生命（いのち）の安全教育につきましては、今教職員の中で研修等を進めている中で、これから実施するというところで準備

を進めているところでございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

準備を進めているということは、今年度中に行われていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。または来年度になるかもしれない、開始時期についての見通しがありましたら教えてください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 国で示されているとおり、今年度から実施することで進めております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

今年度から各学校で網走市の小学校、中学校で実施されるということをお伺いいたしましたので、少しでも子供たちを守っていくための教育、本当皆様大変かと思いますが、ぜひ実施に向けてよろしくお願いいたします。

次にですが、先ほどの質問とのつながりなのですが、包括的性教育は家族から始まる人間関係、人権、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、意思決定やコミュニケーション、援助と支援を見つけるなどの健康とウェルビーイングのためのスキル、人間の体と発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康の内容となっております。いじめやSNSによる問題も起きております。また、大人もセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、ハラスメントに関する市民からの御相談も多くあります、寄せられております。

今、網走市に求められていることは、子供たちが自分自身を守るスキルを身につけること、そして、お互いに尊重し合うことを学び続けられる教育を進めることだと考えています。

既に、上川町にありますインフィニティ国際学院中等部の1年生は包括的性教育を1回3時間、年11回の時間を確保されています。また、北見市相内小学校も狙いや要素を取り入れた計画もあり、清里小学校、滝上中学校でも生命（いのち）の安全教育に学校として取組が始められて、開始されております。

網走の宝である子供たちをしっかりと守り、育てていくことが重要です。そこで、包括的性教育のキーコンセプトの視点で、どの学校でも、どのような場でも、包括的な教育の実践を求めます。網走市の見解をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 生命（いのち）の安全教育の実施に向けた見通しについてであります。子供たちが自分自身を守るスキルを身につけるために、国から示された教材及び教職員向けの指導の手引について各学校では、先ほども申し上げましたが、校内研修を実施しまして、子供たちの発達段階に応じながら保健の学習内容や道徳で扱う価値項目に関連づけるなど、教科横断的な指導の充実を図りながら、包括的な教育課程の編成を推進してまいります。

また、現在も行われております情報モラル教育は継続しながら、SNSを使うときに気をつけること、SNSを通じた性暴力について外部講師の活用や関係機関との連携を図ることで、SNSの正しい使い方や犯罪となり得る行為、性暴力被害に遭った場合の対応などについて、子供と保護者が共に学ぶ場を設けてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

今大変ありがたいことに、保護者も含めた教育を推進していただくという御答弁を頂きましたので、ぜひ児童生徒の皆さんはもちろんなのですが、保護者の皆様にもぜひ届く生命（いのち）の安全教育、包括的性教育を推進していただければと思います。

さきの国会において、性暴力被害者の声によって改正刑法が成立し、性犯罪規定が大きく改正されることが決まりました。この審議の中で繰り返し指摘されたのが、日本の性教育の後れでした。性交同意年齢の引上げに伴い、子供の性被害の深刻さや教育の重要性を考慮して、改正法の附帯決議にも十分な教育を行うことが盛り込まれました。

また、国連の障害者権利委員会も、日本において対等な人間関係や性の多様性を幅広く学ぶ包括的性教育の推進を勧告しています。

子供の性教育に取り組む一般社団法人“人間と性”教育研究協議会の水野哲夫代表幹事は「教育現場で性教育を進める必要がある」と話しています。

網走市においても、いじめ問題を調査するために約950万円の補正予算が組まれました。傷ついた子供たちのことを考えますと、何としても性犯罪もいじめも未然に予防することを強化する必要性は明白です。学校間で格差が生じないように、包括的性教育への取組を強く要望いたします。ぜひ、包括的性教育は決して性教育ではない、人権教育なのだという

ことをぜひ皆様に御理解いただければと思います。

また、今後さらに発展させて市長部局に協力を仰ぎ、ゼロ歳の保護者はもちろんのこと、広く市民への啓蒙活動にも進んで取り組んでほしいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、通級指導教室についてです。

小学校では通級指導教室という場で、その子供に合った特別な支援や教育を行っています。通級指導教室については、学校教育法第140条で「通級による指導とは、小学校または中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態である」と定められています。

軽度の障がいがありながらも、普通学級でほかの児童生徒と一緒に勉強などを行いつつも、障がいの特性に合った指導が必要な場合だけ、通級指導教室へ行き適切な指導、支援や教育を行っていくということです。

通級指導教室は学校教育法で設置することが定められていますが、軽度の障がいということで、入学する地域の小学校や中学校に障がいに適した通級指導教室がない場合もあります。そういった場合には、他校の通級指導教室に通うこともあります。全ての小中校でどのような軽度な障がいがある人も、全員が通う、通級指導教室に通うことができないのが現状です。

通級指導教室は、平成5年に制度化され平成18年には学習障害や注意欠陥多動性障害も含まれ、指導内容についても弾力化されました。通級指導教室では、個人差が大きい障がいに合わせて学習や生活上で困難なことを改善していくための指導を細かく行っています。

そこで、網走市の小学校の通級指導教室の現状、どこでいつ行われていて、教員の人数、審査を必要とした人数と通級指導教室に通っている人数、また開設当初からの推移についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 通級指導教室の現状についてであります。当市においては、平成11年7月に「ことばの教室」から通級指導教室に移行した中央小学校と、今年度開設された潮見小学校の2校に通級指導教室が設置されております。

中央小学校においては、指導を受けられる児童は教室がある中央小学校に在籍する児童以外にも、市

内のほかの小学校に在籍し支援が必要な児童も指導対象としており、専任の担当教員4名体制により個別の教育支援計画や指導計画を作成し、きめ細やかな指導を行っているところでございます。

潮見小学校では、中央小学校の通級指導教室が主に言語に係る指導を行う「ことばの教室」にあることに対し、現在のところ同校在籍の児童を対象に多種多様な障がい種別の児童に対して必要な支援と指導を行う「まなびの教室」として専任者1名の教員配置となっております。

次に、年度当初における通級指導対象となり得る児童の審査についてであります。網走市教育支援委員会において、保護者からの教育相談希望を基に委員が個別相談を行い審査を行っておりますが、通級指導教室への通級のほかに、特別支援学級への入級や特別支援学校への入学の可否なども含めまして、一括して審査を行っております。

令和5年度当初の就学児童また在籍児童における審査の結果でございますが、相談希望児童数が37名、そのうち特別支援学校への入学や特別支援学級への在籍が必要と認められた児童が14名、通級指導教室への通級が必要と認められた児童が15名、通常学級に在籍し経過観察をすることが望ましいと判断された児童が8名となっております。

現在、通級指導教室に通う児童数ですが、中央小学校が49名、潮見小学校が16名、合わせて65名が通級指導を受けている状況でございます。

通級指導教室に通う児童数の推移でございますが、通級指導教室として開設した当時の平成11年では23名でありましたが、その後通級児童数は増加し、年度によってばらつきはございますが、ここ5年間では平成31年度、令和2年度では54名、令和3年、4年度では51名、今年度は65名という状況でございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 丁寧な御説明ありがとうございます。

通級指導教室を必要としている児童の数はやはり増えているという認識をしたいと思います。

次になのですが、小学校の通級指導教室に在籍する児童と保護者の状況、各学年の人数、どのような障がい、指導の効果、児童生徒及び保護者の感想などについてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在、通級指導を受けて

いる児童の学年別の数字でございますが、1年生が17名、2年生が11名、3年生が7名、4年生が17名、5年生が6名、6年生が7名となっております。

また、障がい種別による内訳では、自閉症の児童の割合が最も多く全体の約5割となっております。次いで、言語障害が約3割、残りの2割が情緒障害、難聴を持つ児童となっております。

通級指導による効果や児童及び保護者の感想という点につきましては、通級指導を受けている65名の児童また保護者それぞれがおりますので、一概に言葉で表現することは大変難しいでございますが、対象となる児童の障がいの程度や成長、発達に合わせた適切な指導を通じまして、児童及び保護者が安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいる状況でございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 今の御答弁から大変御苦労なさいながら指導に当たってくださっているのだなというふうに考えます。

その通級指導教室に関わる教員の皆様の研修についてお伺いしたいと思います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 通級指導に関わる教員についてでございますが、現在網走市内に設置している二つの通級指導教室では、それぞれ各学校の障がい児教育担当の教員が専任で通級指導に当たっております。当該教員らは各学校における特別支援教育コーディネーターとしても明確にその役割を位置づけられておまして、通級指導教室では指導はもとより学校内における特別支援教育体制の中心的な役割を担い、学校内関係者や保護者との連携のための連絡調整、学校外の教育機関や医療、福祉機関との連携協力の推進役として日々の職務に当たられており、その職務に必要な研修も受講されております。

北海道教育委員会におきましては、教員の特別支援に関する資質能力の一層の向上を図るため、北海道立特別支援教育センターを通じて基礎的、専門的な研修を実施しており、教員のスキルアップに努めているところでございます。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。しっかり職務に必要なスキルアップと研修をされているということが理解できました。

次にですが、中学校における、今現在網走市にはございませんが、中学校における通級指導教室の必要性について、また、必要と感じている児童生徒及び保護者の把握のためのアンケート実施についてはいかがかお伺いしたいと思います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 中学校における通級指導教室の必要性についてであります。小学校在籍時における児童への通級指導、また子供の成長過程によりその子供が抱える障がい改善傾向となる事案がある一方で、やはり中学校入学後も継続した通級指導を求められるケースもございまして、本市においても中学校への通級指導教室開設要望の声があることは承知しているところでございます。

なお、児童生徒及び保護者のニーズ把握のためのアンケートの実施というお話でございしますが、網走市教育支援委員会では支援が必要な児童生徒に対する教育相談を毎年実施しているほか、学校においては担当教諭による対象児童の日常的な経過観察、また保護者との情報共有や意見交換などを常に行っておりますので、こうした中で中学校における通級指導教室の必要性の把握に努めていくとともに、アンケートの実施についても学校と協議してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

今後、学校とアンケート、必要性がどうかというところは検討していただけるということなのですが、中学校における通級指導教室設置に向けた課題の把握について、お伺いしたいと思います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 中学校における通級指導教室の開設に係る課題でございしますが、設置する中学校をどこにするのか、通級指導対象となる生徒の状況や人数、指導担当教諭の確保や環境整備など様々な条件を精査する必要があると考えております。

一方で、全国的な傾向といたしまして、小中学校とも通級指導教室の設置数は毎年増加しているものの小学校に比べると中学校の通級指導教室の設置数、また実際に通級指導を受けている生徒数は少ないのが実態でございます。この要因として考えられますのは、中学校では小学校と異なり教科担任ごとにそれぞれ授業指導が行われているため、通級指導を受けるためとはいえ、生徒自身が授業を抜けるこ

とに対しての抵抗感が生まれること、中学生となり生徒自身が直接担任や学校内外での教育相談室、スクールカウンセラーに対して自分の心身状況を自らの言葉で伝えられるようになること、友人関係の広がりや部活動など心身の成長により集団生活での適応が進み、次第に本人や保護者の通級指導ニーズが下がっていくことなどが挙げられると考えております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 今、様々な課題と、また小学校とは違う中学校のニーズの違いというところについては把握、理解させていただきました。

それで、今様々な課題はあるということでしたので、その課題解決に向けた取組の状況についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 課題解決に向けた取組ということでございますが、まず通級指導教室は専任の教員の配置基準は13名以上の生徒で教員1名が配置されることとなります。中学校においても継続して通級指導を必要とされる生徒の人数が本市においてどれぐらいいるのか、その情報把握のために、小学校在籍時より通級指導を実施している児童の継続した経過観察や保護者の意向などの把握が必要であると考えております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

それでは、中学校における通級指導教室設置についての見通しをお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 中学校における通級指導教室の開設の見通しについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、中学校での通級指導教室開設を望まれる声もございまして、様々な課題はありますが、学校と連携を図りながら開設に向けて検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 深津議員。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

検討していただけるという大変力強い御答弁頂いたと受け止めております。

中学校に通級指導教室を必要と考えている保護者の生のお声、少々お伝えさせていただきたいと思えます。

「中学校にも通級指導教室が必要だと思います。現在小学校でことばの教室に通っていますが、中学

校にもあるなら利用したいと思います。支援級までは必要ないが、勉強面、生活面で支援が必要な部分があるため第三者に関わってほしいです。また、もし通級が中学校にもあって必要な支援がなされていたら、今の子供の現状がもっと生きやすくなっていたと感じます。勉強だけではないソーシャルスキル等で生きていくために必要なことを学べる場が必要だったと感じています。うちのようにつらい日々を過ごす親子が少しでも減るように中学校にも通級設置を願います」ほかの方は、「情緒面のケア、後れを取る学習のサポートを早い段階に受けることができたらと悔やまれます。うちの子のような状態の子供が少しでも気持ちが楽になるよう、通級という場があればと感じています」「小学校の情緒面でことばに通っています。中学校に上がり同じような支援がなくなっていくのか不安に感じます。中学校にも同じような支援の場があるべきだと思います」最後ですが、「支援級に行くほどの状態ではないと感じます。通級がないために支援級に通わせなければならない現状、親としては悲しく感じます」などの生の御意見頂いております。

これらのことから、中学校において必要としている生徒、保護者のためにも通級指導教室の設置と、また生徒の悩みや困り事を解決に向かえるようカウンセリングの充実を求めます。また、学校教職員の皆様は大変疲弊している状況であると認識しておりますので、ぜひ市の教育委員会の全面的なバックアップを今後ともお願いしたいというふうに考えております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○平賀貴幸議長** 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

**○平賀貴幸議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古田純也議員。

古田議員。

**○古田純也議員** ー登壇ー 研政会の古田純也でございます。

通告のとおり、質問させていただきます。

市内小中学校及びエコセンター2000での安全対

策について。

この質問は私が4年前に議員になりまして、一般質問において、市内小中学校及びエコセンター2000の安全対策について質問しました。その後の取組について、検討状況について、御確認したいと思います。

まずは、市内小中学校の不審者対策について。

4年前の私の質問に対する答弁では、登下校は職員による見守り活動を実施しており、授業時は基本的にオートロックによる施錠で安全を確保しているとのことでありました。その取組に変更はないのか。また、不審者が侵入した場合、危機管理マニュアルに基づいた対応を行っているとのことでしたが、いわゆる消火訓練のような不審者侵入時の訓練などは実施しているのかお伺いいたします。

**○平賀貴幸議長** 学校教育部長。

**○北村幸彦学校教育部長** 市内小中学校における安全対策についてであります。これまで同様、小学校を中心に登下校の際に教職員が学校敷地内において、声かけ、見守りを行っているとともに、全校がオートロックにより授業中の施錠をすることとし、部外者の訪問は職員玄関のインターホンによる確認後、解錠する形で安全対策を行っているところでございます。

また、不審者侵入時の訓練につきましても、各学校における危機管理マニュアルに基づき、児童生徒への避難指示や校内へ不審者侵入の周知と警察への通報、さすまたや机、椅子などを利用した不審者の移動阻止を行うこととし、児童生徒への接触を絶対に防ぐという強い意志を持ち、関係機関の協力を得ながら定期的な訓練を行っている状況でございます。

**○平賀貴幸議長** 古田議員。

**○古田純也議員** 安全訓練もしっかり行われて対応されているということは、状況を把握させていただきました。

今、御答弁の中にありました、さすまたの関係ではございますが、私は以前の質問におきまして、このさすまた大変効果もあるのですが、やはり実用面におきましては、相手の手が届かない範囲からも使用でき、大変使用方法にも相手に向かって噴出するだけのシンプルな動作で行われる催涙スプレーの常備についても提案させていただきました。

学校関係者の意見を取り入れながら検討するとの御答弁がございましたが、その後催涙スプレーの配備

について意見聴取などの実施、どのようになったのかお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 市内小中学校における暴漢対策備品の配備状況についてでございますが、さすまたにつきましては全校に配置している状況でございます。各学校においては関係機関などの協力を得て、児童生徒への防犯教室の実施や教職員への研修を年1回程度実施しているところでございます。

議員お話の催涙スプレーの配備についてでございますが、その後の検討で催涙スプレーは使用期限が比較的短いことや有事の際に利用した場合、教職員や児童生徒への心身への影響が不明瞭のため、全校への配備は見送ったところでございます。

今後につきましては、それぞれの暴漢対策備品を把握しまして、効果的であると認められる催涙スプレーも含めまして備品等の導入について検討するとともに、教職員の研修や防犯教室など、関係機関の協力を得ながら、引き続き児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。催涙スプレーの使用期限というのは大変短いという部分、または噴出した際に起こり得る環境のことも考えると、なかなか厳しいものなのだというのは理解できました。

続きまして、エコーセンター2000での不審者対策についても、当時質問させていただきました。

職員巡回や監視カメラによる防犯対策を実施している回答は頂きました。今後のマニュアル整備などを検討する回答も頂きましたが、検討の結果、不審者対策についてどのようなことになりましたのか、お伺いいたします。

○平賀貴幸議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 エコーセンターの不審者対策としてのマニュアルの検討でございますが、他都市の不審者対応を参考にして、事務室の監視カメラを通じて不審者らしき人物を確認した際の声かけ、または有事での避難誘導、通報などの対応についてを示した資料を作成をいたしまして、職員や管理人が統一した取組が行えるよう対策を講じている状況でございます。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

暴漢対策によるさすまたもエコーセンターでは検

討を行うということでありましたが、検討結果どのようなようになったのかお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 エコーセンターの暴漢対策備品の配備についてでございますが、エコーセンター1階受付と2階事務室にさすまた及び警棒を配置して、不審者の移動抑止への対策としております。また、警察への通報を速やかに行うことを第一としながら、利用者への避難指示などを行うこととしているところでございます。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

大変エコーセンターにはいろいろな不特定多数の方が出入りされておりますし、今世の中本当に常識を考えられないような行動をされる方もいらっしゃいますので、その辺きちんと安全管理のほう、今後も徹底していただきたいと思っております。

続きまして、同じくエコーセンター2000での設備や備品の更新状況についてお尋ねいたします。

エコーセンターは開館後23年目を迎え、施設の老朽化や設備や備品の老朽化が始まっていると認識しております。ここ数年改修工事など多額な予算措置がなされていること、また施設や設備の状況と備品の更新について確認をしたいと思います。

エコーセンターについては、網走市社会教育施設として市民利用の高い施設であると認識しております。施設については、建設後23年目を迎えており、徐々に老朽化が否めない状況とする認識です。

令和3年度は、屋上防水の改修工事を実施し、令和4年度は舞台の吊物機構の更新、空調に中央監視システムの更新を行い、本年度は空調自動制御装置の改修と館内のLED化と調光設備のLED化対策改修を行うことの、比較的高額な予算配分がなされています。

施設の現状における認識と、今後の施設改修や設備更新などはどのような計画に基づいて行っているのか、予定をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 議員のお示しのとおり、エコーセンターは開設以来23年目ということで、建物の経年劣化や設備の老朽化による不具合が度々発生するような状況にあります。今後の継続した利用に向けて、修繕や改修が必要な時期に差しかかっているというような認識がございます。

建物の修繕や設備の更新に当たりましては、市の



公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画を作成しておりまして、その計画に沿って計画的に修繕や更新を行っている状況にあります。

今後の計画といたしましては、消防設備の更新や衛生設備の改修など、利用者の安全と安心を考慮した施設の改修、設備の更新を優先しながら計画的に対応してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。安心・安全を心がけていただけるということで安心しました。

次に、今計画を確認しましたが、研修室や会議室の机や椅子などの備品の老朽化が大変著しく感じております。特に、机については、キャスターが壊れたり、天板が傾いている机もあると利用時に確認しておりますが、机や椅子などの備品更新などは考えているのかお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 エコーセンターには様々な備品がございまして、不具合が生じた場合には必要に応じて修理や交換などを行い、利用者に不便が生じないように対応している状況にございますが、ここ数年机や椅子の故障、破損が目立ち、利用者から度々指摘されるということがあるのも現状でございます。

机、椅子いろいろな種類、客数あります。更新には多額の費用が見込まれるため、更新が必要な机や椅子の把握を行うなど、今後利用者に不便が生じないように計画的な更新に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。大変利用者、市民も多く使っておりますので、ぜひ備品などの更新に心がけていただきたいと思っております。

最後に、エコーセンター2000の周辺敷地の活用について質問させていただきます。

網走川沿いに位置するエコーセンター2000の周辺では、モヨロ貝塚へ行き来できるボックスカルバートが新たに設備されたことで、大変流氷まつり会場に活用され、網走川沿いのにぎわい創出を進めるためにも、将来的には公園や社会教育施設の整備用地として適地と認識しております。エコーセンター2000周辺敷地を今後どのように活用するのか、考えをお伺いします。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 中央橋から網走橋までのエ

コーセンター2000を含む網走川沿いの緑地につきましては、平成14年に水辺プラザ事業として公園や親水空間の整備を行っております。

現在、網走かわまちづくり計画に基づきまして、網走橋の左岸側にボックスカルバートの整備を令和2年に完成をいたしまして、本年度中央橋の左岸側にボックスカルバートを網走開発建設部により実施する予定でございます。これにより、網走川左岸の散策路の動線が緑町地区からモヨロ貝塚資料館までの動線につながりますので、市民や観光客の憩いの空間となることを期待しているところでございます。

また、今年度、都市機能の一つである教育文化機能を有するエコーセンターを含む社会教育施設を都市機能誘導構想検討協議会において、将来の教育文化機能をどのように配置するか、ゾーニングなどの検討を行うこととしてございます。

このような状況からエコーセンター周辺敷地の活用につきましては、これまで進めてきた網走川のにぎわいの創出や都市機能誘導構想検討協議会の御意見を伺いながら、どのように活用するか検討を進めてまいります。

○平賀貴幸議長 古田議員。

○古田純也議員 大変丁寧な説明ありがとうございます。

大変、エコーセンターを中心にして網走がどんどん活性化していけるように、そして水辺など健康管理などでよくウォーキングまたは散歩、いろいろな方々がまちの活性化に、またはにぎわいを創出できる場があると健康寿命にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ今後の動きに期待したいと思います。

私からは以上です。

○平賀貴幸議長 理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

澤谷淳子議員。

澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー 公明クラブの澤谷でございます。

通告のとおり、2項目質問させていただきます。

初めに、地域猫の考え方についてお伺いいたしま

す。

近頃、私の住む向陽と錦町の辺りとか、また向陽の坂の下の旧古川町の辺り、また、海岸町にお住まいの方から相次いで、飼い主のいない親猫、子猫等、いわゆる野良猫がいて、その野良猫が後をついてきて困るとか、子猫が数匹鳴いているのが気になって、もうようやく2匹だけ確保してそのまま飼ってしまったとか、車庫で子猫が生まれてずっともう住まわせてあげているとか、あと、避妊・去勢手術を自費で負担し野良猫を増やさないようにしているがもう限界であるなど、相談を受ける機会がありました。

一度、原課に猫の保護などはどうしていますかと問い合わせたところ、そういうことはやっていないとのことでしたので、これは網走ばかりではなく、地方自治体でこの野良猫のことをやっている自治体が北海道は北見、札幌、旭川しかなくて、ほとんどがやっていないそうでした。

そこで、民間の保護団体を網走で私自身が探したのですけれども、結局当市には民間の保護団体もありませんでした。そんなとき、テレビで日本動物愛護協会の公共広告で、耳の先をカットして地域で飼育する地域猫というCMを目にするようになりました。CMの地域猫とは新しい考え方だと思いますが、昔から個人的に野良猫に御飯を用意したり、面倒を見ている人はいたと思います。現在の地域猫とはどのような違いか、認識などをお伺いしたいと思います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 野良猫と地域猫ですけれども、野良猫は飼い主のいない猫が屋外で生活するもの、地域猫は地域住民の理解の下で、住民やボランティアグループの人たちが地域に居着いた野良猫に不妊・去勢手術を施して、これ以上増えないようにしてその猫が命を全うするまで一代限りでその地域で適切に管理されている猫と認識しております。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 そうしますと、野良猫は本当に好き勝手に生きているというか。それで、ただ善意から野良猫に餌を与えている人は今もいます。ベッドを与えたり、でもまれに、逆に御近所からその方自身が嫌がられたりして、これは法的には何か問題になることというのではないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 餌やりについての法的な

問題についてですが、野良猫に餌を与えること自体は法的な問題はないのですが、無責任に餌を与え続けることが原因で、ふん尿や悪臭など周囲の環境に悪影響を与えている場合は、被害を受けている方からの訴えで飼い主とみなされ、損害賠償の支払いを命じられている判例がございます。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 そういう判例がやっぱりあるのですね。

そうしますと、もし地域猫のことを学ぶ機会があったらぜひそういう、ペットを飼っている方はペット保険など今ありますので、それに賠償責任保険もつけて契約すれば何かあったときは大丈夫なのですが、個人賠償責任というのを入れてもらいたいのですが、この個人賠償責任は単独での保険がなく、自動車保険や火災保険に付帯契約で契約するしかないのですよね。そういうことも含めて、そういう勉強会などがあったときには、ペットに餌をやっている方はぜひ保険も入るといいですよなども周知できればなど今思いました。

それで、次の質問なのですけれども、当市で猫の苦情や相談などはあったのでしょうか。件数などわかればお願いします。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 猫に関する問合せ、苦情としては、令和2年度2件、令和3年度1件、令和4年度4件となっております。

内容は、令和2年度は、野良猫に餌をやり周囲にふんをしていく、知らない猫が住みついている。令和3年度は、放し飼いをする人がいる。令和4年度は、放し飼い、野良猫への餌やり、そして空き家への猫の住みつきが1件となっております。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 やっぱり苦情はあったのですけれども、お隣のまちの北見市とかはもっとすごかったようなので、これからちょっとお話ししたいと思いますけれども、全国的には北海道は本来冬の厳冬期があるため、野良猫はあまりいないと考えられていますが、今言ったような家猫が野良猫になったり、空き家などに住みついたり、一定数の野良猫は当市にもいます。幸い、病気やけがで傷ついた猫は保健所、振興局で保護して回復後に新たな飼い主に譲渡するという、そこまでやってくれています。

本来は野良猫も保護して譲渡会をしてというやり方がいいのかもしれませんが、そもそも保護ボラン

ティア団体が網走にはないので、立ち上げるところから始まるのはハードルも高く、その間にも野良猫が産出してさらに増えてしまいます。猫のためにも産ませない、増やさないようにして、年数はかかりますけれども、行く行くは野良猫がいなくなるようにする考えです。

お隣の北見市は積極的に地域猫活動に取り組んでいることを知り、調べてみました。あくまでも北見市は既に保護ボランティア団体が二、三団体、もっとあるかもしれませんけれども、その状態でできたことかもしれません。北見市はまず地域おこし協力隊犬猫愛護推進員を採用しました。その推進員さんは大変熱意のある方で、札幌のボランティア団体が保護猫活動をしていたことがあり、保護、譲渡ではとても追いつかない、増えないようにするのがベストと実体験から考えていたそうで、東京練馬区の地域猫活動の第一人者である区職員の方を招き、地域猫講演会を開催しました。野良猫の保護に興味のある人、野良猫は逆に迷惑と思っている人、飼えないけれども餌をあげている人、今猫を飼っている人など、様々な方が60名も参加してくれたそうです。また、市民向けと別に市職員向けに別にこの講演会を開催しまして、この市職員のほうは20名が参加したとのことでした。この講演の後、本格的に地域猫活動が始まり取り組まれ、避妊・去勢手術の昨年度実績は400匹になったそうです。手術済みの目印の桜の花びらのような猫の耳の先をカットして、その猫が御飯やトイレや寝床を提供する人とそうしたくない人とともに、地域で一緒に暮らしています。これにより野良猫の苦情数も本当に減ったというふうにお聞きしています。

しかし、先ほどの答弁にあったように、やはり野良猫を快く思わない人もおりますから、まず地域で飼う地域猫の考え方を広く普及させるために、網走でも地域猫セミナーを開催していただけないでしょうか。決して、北見市のような取組をいきなり望んではいけません。まず網走の猫の苦情件数は少ないですけれども、猫の実態もまだわかりませんので、まず地域で理解し合うことが必要ですし、何よりこの活動は団体がなくても個人でもできるため、生活スタイルをあまり変えずに思いのある方からどなたでもできますので、知るためのセミナー開催をぜひお願いします。

現在、個人で自費を投じて活動している方からも、まず周囲にこのことを知ってもらいたいという

ふうにおっしゃっていただきましたので、これはいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 地域猫活動につきましては、議員御案内の北見市での事例などのように、愛護動物であり繁殖能力の高い猫が野良猫となり、その対策、対応として取り組む自治体が増えているところであります。対策としてうまくいっているところ、そうではないところもあり、取組を支えるボランティアや地域の人々の理解と協力が必要となってまいります。取組をしている自治体を参考に、セミナーなどで地域猫活動を知る機会について、どのような方法で開催できるか検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 先ほども言いました保険のことも、そのセミナーをやるときはぜひつけ加えて、よろしく願いいたします。

それでは、次にいじめ予防対策についてです。

2021年度の全国のいじめの認知件数は61万5,351件、調査が始まって初めて60万件を超え、自ら命を絶った児童生徒は514人、いずれも過去最多を更新しました。北海道でも旭川で起きた女子中学生のいじめ凍死事件はあまりにも悲惨で、亡くなった中学生の胸中を思うと胸が締めつけられる思いです。こうした思いがまだ覚めやらぬ中、当市で起きたこのたびの市内中学校でのいじめの事案は多くの市民、生徒の心に大きな衝撃を与えたのではないのでしょうか。

今定例会でもいじめ対策事業として946万5,000円の補正予算が計上され、本格的な調査がスタートするものと認識しております。その推移を見守りながら、一刻も早い実態の解明と誰もが納得のできる解決を望むところです。

本日はこうしたいじめ事案が二度と起きないように、いじめ予防対策について質問させていただきます。

世界では、いじめを予防するという考え方が広く浸透し、科学的にもその効果が裏づけられております。このことはNHKでも報道されたので、御覧になった方もいらっしゃると思います。

まず、8年前にいじめの予防を導入し、検証と改善を続けてきたアメリカ・ペンシルベニア州にある中学校の取組を紹介したいと思います。

その学校は、校舎に入るとすぐに「親切にするこ

とはかっこいい」と書かれた壁画があり、廊下には「いじめに立ち向かう」の文字と、そのために大切な「尊重すること」「思いやること」「勇敢であること」「歓迎すること」との四つのポイント、そしてこれを守ると誓った生徒たちのサインで埋め尽くされています。この学校では、こうしたペイントやポスターが至るところに掲示されていて、いつでも生徒の目に入るようになっています。これは「ポジティブ行動支援」といって、科学的に効果が証明されているいじめ予防の方法の一つです。いじめをした生徒に罰を与え、「してはいけないこと」を教えるのではなく、問題が起きる前に子供たちに「何をしてほしいか」を促す応用行動分析学に基づくアプローチだそうです。

この学校では、30年以上前にノルウェーで生まれた「いじめ予防プログラム」を取り入れ、学校全体の雰囲気や風土を変えようと取り組んでいます。プログラムの主な内容は、教師や保護者、生徒などから構成される「いじめ予防委員会」を組織する、いじめについて子供同士で話す機会を定期的に設ける、いじめについてのアンケートを実施する、子供に関わる全ての人がいじめへの介入方法を学ぶ、などです。こうした取組は、2年間の専門的な訓練を受けたトレーナーが、教師だけでなく保護者や用務員など生徒に関わる全ての人に指導することになっており、教師たちも指導を受けることで自信を持って生徒に対応でき、学校全体の雰囲気が改善され、いじめが起こりにくくなります。

この「いじめ予防プログラム」はペンシルベニア州内の小中学校210校7万人以上の生徒を対象に、2年間の追跡調査が行われ、約2,000人の生徒がいじめから解放され、いじめをした生徒も2,000人減ったことがわかり、この効果が裏づけられました。また、身体的いじめ、性的いじめ、ネットいじめにも効果があることが実証されています。

一方、いじめがもたらす広範かつ長期的な影響も研究で明らかになっております。例えば「いじめを受けた子供は虐待を受けた子供よりも大人になってから不安や鬱、自傷を抱える確率が高い」「いじめ被害者はそうでない者に比べて自殺念慮のリスクが2.4倍、自殺企図リスクが2.5倍高い」「いじめ被害にあった男子の26.7%、女子の40.5%が後にPTSDを発症する」など。また、「いじめに関与する子供は飲酒・喫煙・薬物などに関与する可能性が高い」「いじめを見ているだけの周りの子供の心身に

も影響がある」ということもわかっているそうです。

当市で起きたいじめ事案の被害児童も明るく振る舞っているようでも、保護者に聞くと、「手が何もしていなくても自然に震えてくるのだ」とおっしゃっていました。心には深い傷を負っているのだと思います。

「いじめは通過儀礼のようなもので幼少期さえ乗り切れば問題ないという考えでは駄目だとわかり、予防プログラムに投資すれば少年犯罪や健康関連の影響など、その後に係る長期的で膨大なコストを抑えられ、いじめを予防できれば、より健康で長寿の大人が増え、よりよい市民が増えるのです」とペンシルベニア州教育省の担当官は言っています。

日本ではどこか「いじめはなくせない」といった空気があり、いじめへの対応も先生の経験則や個人の能力に頼ってしまっている現状なのではないでしょうか。しかし、先生たちを指導し、サポートする体制が整えられ、自信を持って子供たちに向き合えるようになったら、教育現場は大きく変わるのではないのでしょうか。日本の将来もよりよい方向に変わると思います。日本ではまだ専門の訓練を受ける施設もトレーナーもおりませんが、今回のいじめ事案を契機に、当市でも「いじめ予防委員会」を設置するなどして、いじめ予防プログラムを学び、できることから取り組む努力が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 いじめ予防プログラムにつきましても、世界で調査研究が進む中で、学校環境に心理的安全性を育むための風土づくりのため、いじめを予防する授業の実践が効果あるとお聞きしております。ここで研究されている行動科学の理論においては、望ましくない行動を止める際、それに代わる別のよい行動を教えることとしており、いじめ問題についても代わりとなる正しい問題解決や感情コントロールの方法を教えることで、いじめをやめようと言わなくても自然といじめは減ると言われております。

当市におきましても、議員お示しの教職員、保護者、児童生徒などで構成されるいじめ予防委員会のような組織はございませんが、学校や保護者、福祉、警察等関係者で構成する網走市いじめ問題等対策連絡協議会を定期的に開催しているほか、網走市子ども会議を開催し、児童生徒自らがいじめや学校

教育について考え、互いに意見発表や様々な考えを聴く場を設けて、参加者が考えたスローガンをポスターにして啓発活動を行っているところでございます。

このいじめ予防委員会につきましては、現在設置されている網走市いじめ問題調査委員会の御意見なども参考としながら、さらに研究してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 本当に感情をコントロールする訓練の場になるというか、そういう形もあると思いませんね。

それで、日本でも、この「いじめ予防プログラム」を日本流に変えて、子供たちに伝える特別授業を行う自治体があります。大阪の吹田市です。吹田市は市内小学校で起きた重大ないじめ事案をきっかけに、3年前から子供たちの命を守るための「いじめ予防授業」に取り組んでいます。対象は市内の公立小中学校54校、小学1年生から中学3年生まで9年間、三つのステップを繰り返して学び、いじめが起きにくい教室を目指しています。

授業では毎回、先生たちが子供たちの前で劇を演じて、集団で1人を仲間外れにしている様子などを見せて、何がいじめにつながっていくのかを子供たちに考えてもらいます。そして、いじめの多くは「自分がやられたことはやり返してもいい」「ほかの人もやっているからやってもいい」といったシンキングエラー、つまり間違った考えや思い込みによって行われていること、自分の中のシンキングエラーに気づかせることに重点を置いています。

また、タブレット端末を通じて、子供たちと先生が毎朝やり取りをします。専用のアプリに、緑が穏やか、赤はちょっといらいらなど、今の自分の気持ちを子供たちが入力し、先生に相談したいことも誰にも知られずに伝えられます。さらに、いじめにつながりかねない事案があると、担任だけでなく校長を含め、必ず4人以上の先生で対応に当たり、全教員でも情報を共有して、子供にも先生にも一人で問題を抱え込まないようにしています。

吹田市がなぜここまで取り組めるのか。それは市内小学校に通う女兒が、1年半、同級生の男児からいじめを受け、校内アンケートでいじめを訴えたにもかかわらず担任が放置、この間いじめはエスカレートし、女兒は左足を骨折、ストレスで視力が低下し、PTSDと診断されたケースや、被害児童の保

護者が被害を訴えた後も学校が加害児童5人に聞き取りを行わず、その結果、別の児童12名による新たないじめに発展し、さらに校長の虚偽の説明で事実と異なる情報が流され、市教委は第三者による調査を検討せず、対応が大幅に遅れたことで被害児童と保護者が二重三重に傷つくなど、深刻ないじめの問題が続出したためでした。

このたびの当市がいじめ事案に対しては、このようなことのないように、くれぐれも適切な対応をお願いしたいと思います。そして、今回の事案を契機に、吹田市のようにいじめ予防対策に真剣に取り組んでいただきたいと思いますが、市の御所見をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 大阪府吹田市の取組については、市教委としても関心を持っているところでございます。

特に、授業プログラムで特徴的なのが、子供たち自らシンキングエラーに気づくことであり、既に子供たちにも浸透し始め、そのことで子供たちの行動に変化が見られるようになったとお聞きしております。

このほか、文部科学省と吹田市とが連携した事業で、いじめのシンキングエラーや正しい行動をわかりやすく伝える動画教材である「ともだちづくり・かかわりづくりプログラム」を制作しておりますので、これらの教材を市内校へ情報提供するとともに、その取組について積極的に奨励してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後12時59分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

澤谷議員の質問から。

澤谷議員。

○澤谷淳子議員 それでは続きまして、日本には昔から「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも問題がある」という考えの人が多くに思われます。時には学校の先生にもそういう考えの先生がいるようです。「いじめられるのはお前に意気地がないからだ」と自分のほうが悪いように責められた

り、「いじめられるのは弱いからだ、強くなればいいんだ」「いじめられたらいじめ返せ」という親もいて、この考え方がいじめがなかなかなくなる大きな原因なのではないでしょうか。

それでは、いじている人間が強い人間なのか、そんなことはないと思います。人を苦しめている人間のどこが強い人間なのでしょう。むしろ、いじている側が、家庭の中に問題を抱えていたり、自分の中のもやもやした気持ちをぶつけているだけで、原因はいじている側の心の中にあるのではないのでしょうか。いじめる側の人間こそ、心のケアが必要なのかもしれません。

勉強ができて、できなくてもいじめられる。太っていても、痩せていてもいじめられる。暗いからといっていじめられ、反対に目立つからといっていじめられる。だから、いじめられる側の責任ではなく、いじめる側が100%悪い。どんな理由があっても、それがいじていいという理由にはならない。いじめは暴力であるということをいま一度、再確認することが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在、網走市内全ての小中学校では、いじめ防止基本方針を策定しております。それを基に、年度始めの職員会議や校内研修等において、全教職員がいじめの定義について共通理解を図る中では、どんな形であれ、いじめの被害者は尊厳を持ち、一人のかけがえのない人として扱われない行為を受けるということから、いじめは人権侵害行為である、いかなる理由があろうともいじめた側が100%悪いとした上で対応していくことと確認しております。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 本当にいじめる側が100%悪いというのは、本当に肝に銘じていきたいと思います。

それでは最後に、熊本市ではある市議会議員が、校長先生が小中学校の入学式で必ず「いじめはいじめられる側には問題はない。いじめる側が100%悪い。我が校ではいじめは絶対に許さない」と決意を込めて宣言するようにしたらいかがでしょうかと提案したところ、教育長が様々な機会を捉えて校長の思いを込めて話すように伝えてくれて、小中学校のみならず市立高校も含め熊本市の入学式のよき伝統になっているそうです。当市もぜひこうした取組を進めていただきたいと思います。

さらに、「ポジティブ行動支援」を取り入れて

「我が校は、思いやりや親切な言葉と行動を学校の目標にします」との宣言も加えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 4月3日に開催しました臨時の校長会において、今回のいじめ案件について情報を共有した後、学校がいじめ問題への対応について確認をしております。その中では、今回のことを通し、改めて学校はいじめを絶対許さないという強い信念の下、正しい認識を持った集団形成の構築を目指した取組を進めていくという強い覚悟を保護者や地域に示すこととしております。その後、各校では、始業式やPTA総会などにおいて、学校いじめ防止基本方針の内容を含め校長などから説明されている状況でございます。

○平賀貴幸議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○平賀貴幸議長 理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

午後1時06分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に続いて、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

永本浩子議員。

永本議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー 公明クラブの永本でございます。

私は、さきに通告させていただきました2項目について質問させていただきます。

それでは、まず1項目めのワーケーションの推進についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行し1か月が過ぎ、先日行われたYOSAKOIソーラン祭りも4年ぶりに踊り手がマスクをしないで演舞を披露できるなど、日常が戻ってきております。そして、長らく苦境に陥っていた観光業界も、コロナ禍で抑えつけられていた閉塞感を吹き払うかのように、国内外の観光客が急増し、やっと回復の兆しが見えてきました。

そんな中、網走のまちづくり会社、まちなか網走が商店街の中の空き空間をリノベーションして宿泊施設を整備し、ゲストハウスWATARA（ワタ

ラ)をオープンしたのは2020年12月、コロナ禍1年目のインバウンドが消えた時期でした。観光業界にとっては最も厳しい時期だったと思います。

オープンから2年半、このWATARAの稼働状況をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 網走まちなかゲストハウスWATARAの稼働状況についてでございますが、令和2年12月に開設し、2部屋で稼働しております。

初年度の令和2年度は4か月の稼働になりますが、16件の予約で48泊の利用、通年での稼働となった令和3年度は46件の予約で225泊、令和4年度は107件の予約で238泊、令和5年度は5月末日で15件の予約で27泊の利用となっております。令和2年12月の開設から、本年5月末日までの累計は予約件数で184件、合計538泊の利用状況となっております。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 コロナ禍にあっても一定の利用客がいて、民泊新法では、上限が180日となっているかと思えますけれども、2部屋あるので、完全フル稼働とまではいきませんが、かなり稼働できていたということだと思いますが、その要因としては、キッチンとバスがついている1組限定の宿泊施設であったことが、コロナ禍での宿泊に安心感をもたらした、さらに宿泊料金がリーズナブルだったことが大きな要因ではないかと私としては考えております。

またさらに、宿泊後の評価も4.83と高く、レビューを見てみると「室内がとてもきれいで快適に過ごせた」「アメニティやキッチンツール、家電もそろっていて、それでいてリーズナブル」「バスターミナルから近く食事ができることが多い。流水観光船の道の駅にも近い」「スタッフが明るく、大変親切だった」「地元網走の食材を料理し食べる楽しみは、他の場所ではできない遊び方」「滞在期間は自分のペースで過ごしたいため、WATARAさんの運営方法、とても気に入っています」など高評価です。そして、多くの方がまた利用したいと言っており、実際にリピーターも増え、長期滞在者も増えていると聞いております。

施設の管理状況や立地条件、スタッフの対応、運営方法などもフル稼働に近いこの稼働の要因と考えられますが、市としてはどのようにお考えでしょう

か。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 WATARAの高評価の認識でございますが、コロナ前の好調なインバウンド需要により、全国的に、いわゆる民泊新法による民泊施設が急増いたしましたが、コロナ禍におきましては、インバウンド需要の消滅により、大都市圏などを中心に民泊事業を撤退する動きが加速いたしました。そのような中でも、網走まちなかゲストハウスWATARAの利用は堅調に伸びていると認識しております。

令和2年12月の開設以来、予約数、宿泊数ともに増加傾向にあり、その要因としましては、議員から御紹介いただいたように、観光スポットや中心市街地の飲食店に近い、スーパーなどで購入した地元食材を料理し楽しめる、きれいで快適な室内、リーズナブルなど、多様な利用者ニーズに複層的に合致している点だと考えてございます。

今後もWATARAが持つ利点を最大限生かし、利用者のニーズを酌み取り、WATARAが網走のハブスポットの一つとなるよう、まちなか網走などの関係機関と連携しながら、リピーターの増加に努めてまいりたいと思います。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひコロナが5類に移行したとはいえ、コロナがなくなったわけではありません。今、感染者の発表がない状況ではありますが、若干増えつつある、この夏はもうちょっと増えるのではないかという予想もされている中で、こうした形態の宿泊施設を持っているということは、また大きな強みにもなるかと思っておりますので、ぜひその辺のところも活用できるようにしていただければと思っております。

また、コロナ禍にあつては、新型コロナ臨時交付金を活用して、長期滞在者を獲得するための施策も行われたと思います。その宿泊状況と効果、課題についてお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、長期滞在のお客様の獲得に向けた事業を実施いたしました。

令和2年度に実施した長期滞在網走モデル事業では、2,881万740円の助成を行い、1万3,170人泊の御利用を頂きました。また令和3年度に実施しまし

た宿泊需要回復促進事業では、948万2,222円の助成を行い、4,824人泊の御利用を頂きました。長期滞在網走モデル事業、宿泊需要回復促進事業ともに、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら、いち早く宿泊需要の喚起を行い、多くの御利用を頂き、市内宿泊施設の利用のみならず飲食店や小売店の消費喚起につなげることができたと認識しております。

コロナ禍で経済対策に重きを置き、速やかな消費喚起を行うことができた一方、ワーケーション以外の御利用も一定数あったと認識しており、仕事と余暇を同時に行うワーケーション利用層などに対し、需要の掘り起こしをいかにして効果的に行っていくのかという課題も残ったと考えてございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 二つの施策でかなりの方の御利用があったということだったかと思えます。

一方では、ワーケーション等の利用ではない方も多かったということで、今後の課題としてこういったところも取り組んでいきたいということだったかと思えます。

次に、昨年10月にオープンした網走初のコワーキングスペースナシタですけれども、こちらの稼働状況もお伺いたします。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コワーキングスペースナシタの稼働状況についてでございますが、令和4年10月に開設し、初年度の令和4年度は6か月の稼働で1,363人の利用、令和5年度は5月末現在で366人の利用となっております、開設から合計1,729人の方に御利用を頂いております。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 ナシタがオープンしたとき、どれぐらいの方が利用してくださるか、多分ちょっと予測がつかない部分もあったのかと思えますけれども、この利用人数というのは、市としては目標的にはどれぐらいの達成というか、評価をされているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コワーキングスペースナシタの開設に当たりまして、利用者数の目標値というのを掲げておりまして、今年度につきましては3,000人というのを目標に掲げているところでございます。

今のところのペースで行きますと、この目標とい

うのは令和5年度につきましては、実際ちょっと厳しい状況かなということで考えてございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 さらなる取組が必要というところかと思えます。

先日も東京吉祥寺の古着屋さんドラセナを呼んで、昨年に引き続き古着の販売が行われました。私も顔を出させていただきましたが、多くの若者やお客様にぎわっておりました。また、もともと「ナシタ」という名前の由来は北海道弁の「どうしたの?」という意味で、商店街を歩けば「なした?」と声をかけ、手を差し伸べてくれる、そういうイメージでつけられたものと認識しております。

そこには、コワーキングスペースがただの働く場所になっては味気がない。互いに声をかけ合う交流の拠点にしたい。「個々」の「「個(コ)」ワーキング」ではなく、「共同」の「「CO(コ)」ワーキング」を目指したいとの思いが込められております。こうしたイベントやセミナー、ショップ・イン・ショップを開催して多くの人にナシタに来てもらい人の流れをつくること、チャレンジショップやチャレンジカフェなどでも利用してもらうことで起業家を育てていければ最高ではないかと思っております。

また一方で、コワーキングスペース本来の利用を高めていくことも大切です。以前も申し上げましたが、オーストラリア人4人がワーケーションを楽しんでいる方たちに、このナシタでセミナーがあったとき、私も参加させていただき、出会うことができました。日本語がべらべらでしたので、いろいろとお話を伺うことができまして、様々なコワーキングスペースを使ってきた中で、ナシタへの評価が非常に高かったことに正直驚き、また自信も頂きました。そのときのアドバイスを基に、現在ナシタでは自転車も3台整備され、カーシェアリングは近くのセントラルホテルが始めてくれたので、その案内もできるようになりました。商店街や地元スーパーの案内は、WATARAにあるものをナシタでも置くようになり、より利便性がアップしたかと思えます。

コロナ禍で大変なことはたくさんありましたが、よい面もあり、その一つにリモートワークが一気に進んだことが挙げられます。働き方が多様化し、どこにいても仕事ができる時代になりました。そして、好きな場所で観光も楽しみながら仕事をするワ



ワーケーションが広く普及されつつあります。

当市といたしましても、交流・関係人口を増やすためにも、ナシタとWATARA、また市内の宿泊施設を連動させたワーケーションに力を入れていくべきではないでしょうか。

また、商店街には空き店舗や店舗の2階などの空き空間がたくさんあります。ワーケーションに力を入れることによって、空き店舗、空き空間を利活用した第2、第3のナシタやWATARAができるかもしれません。市のご所見をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 ワーケーション施策への認識についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方移住、リモートワーク、ワーケーションなど、多様な働き方が普及している今、コワーキングスペースナシタや網走まちなかゲストハウスWATARAをはじめとする様々な機関が相互に連動し、新たなワークスタイル、交流の場を創出することは非常に重要なことと認識しております。

令和5年度においては、網走市観光協会が主体となり、長期滞在を促進する事業を行うことにしており、市内宿泊施設において、長期滞在宿泊プランを御利用される方への付加価値として、ナシタの御利用などを設定することにしております。

また、網走市商店街空き店舗活用事業として、中心市街地のにぎわいの創出や活性化を図ることを目的に、中心市街地の空き店舗を利用して新規事業を行う者に対し、店舗改修費用及び店舗借上家賃の一部を助成する事業等も実施しております。

新庁舎移転を控えている中、空き店舗の利活用やワーケーション等の促進を通じ、中心商業地域に再びにぎわいが戻ることは、中心市街地の活性化と雇用の創出の観点からも必要であるため、引き続き情報発信、支援を行ってまいりたいと考えてございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 市といたしましても、観光協会も長期滞在というところに着目しながら、支援策等も講じていくということで、方向性は同じかと思えます。

今、多くの自治体がワーケーション補助金というものを導入して、長期滞在者を獲得しようとして取り組んでおります。幾つか例を挙げると、釧路市は3泊以上の滞在が利用条件で、滞在期間1週間未満で1

人6万5,000円、1週間以上で8万5,000円の補助金を受け取ることができます。ただし、市内のコワーキングスペースまたは公共施設等の会議室の利用と、期間中または終了後のヒアリングに協力することが条件です。

富良野市は市内に4泊以上滞在で1泊5,000円、もしくは1万円を7連泊まで助成。宿泊施設の変更は可ではありますが連泊に限る。レンタカー利用料金も助成します。ただし、期間中、ワーケーションの実施をSNSで紹介し、富良野市の魅力を拡散すること。終了後は体験記を提出すること。期間中1回以上、市の関係者と情報交換、または交流会に参加することが条件になっております。

また、福島県は長期滞在と短期滞在中でコースを分けており、長期コースの「ふくしま“じっくり”体験コース」は滞在期間1か月から3か月で、コワーキングスペース等でテレワーク及び生活環境を体験する場合、1人30万円まで、補助率4分の3で助成します。短期コースの「ふくしま“ちょこっと”体験コース」は5泊6日までで、1人当たり1泊1万円まで。補助率10分の9。補助対象はどちらも宿泊費、交通費、コワーキングスペース等の利用料、レンタカー代となっております。やはりSNS等で県内のテレワーク環境や福島県の魅力を発信することが条件になっています。

このほかにもたくさんの事例がありますが、ただお金を出すだけではなく市内のコワーキングスペースを使うことやSNSでの魅力発信、交流会など各自治体に貴重な観光的財産が残る仕組みになっております。

当市もぜひワーケーション補助金を導入して、長期滞在者の獲得、地域経済の活性化、網走のさらなる魅力の発信等で、観光振興につなげていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コロナ禍により働き方やライフスタイルの変容が生じ、また多様な働き方の一つであるワーケーション需要の獲得を行うために、議員お示しのとおり、令和5年度においても補助制度を設けている自治体があると伺っております。

ワーケーションに限らず長期滞在者の獲得は、観光消費の拡大に向け重要であることから、令和5年度においては、網走市観光協会が地域の強みを生かしたアクティビティー、交通、施設を活用した長期

滞在推進事業を行うこととしております。本事業においては、網走市観光協会とも協議を行い、これまで2回実施をした長期滞在施策の課題などを踏まえ、市内の宿泊施設に4泊以上の長期滞在プランを造成していただき、宿泊代金の割引ではなく、プラン利用者に網走や小清水の体験メニュー、どこバス、タクシー、レンタカーの割引、ナシタの利用など、選択制の付加価値を提供し、アンケート調査も実施しながら、それぞれのメニューを通じて網走の魅力を感じていただき、長期滞在者の獲得、地域経済の活性化など、効果的な観光施策の実施につなげてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 ただいまの答弁ですと、長期滞在の方向にはしっかり力を入れて、様々な支援策を観光協会とともにやっていきたいということでしたけれども、宿泊代金の割引はしないという方向という答弁だったかと思えます。今後、様々な自治体がワーケーション補助金等を導入して宿泊代金の割引をしながらコワーキングスペース等の利用料金の割引、それから交通、レンタカー等の利用料の割引、助成等を考えていくとすると、やはり長期滞在をしようとする人がどちらを選ぶかという、やはり宿泊代金の割引があるほうを選ぶのではないかと私は思いますけれども、そうすると網走がいろいろと策を講じたとしても、一番大きなところがないために宿泊者を逃してしまうということになるのではないかと思います、その点はどのようにお考えでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今議員の御指摘のありました、宿泊施設への直接助成というお話でございますけれども、そういったことも踏まえまして、今市内事業者と長期の滞在プランというのを造成していただいております。その中におきましては、宿泊施設のほうで利用しやすい料金設定というのも考えていただいているというふうに認識しております。

また、先ほども御答弁をいたしました、網走にはほかの地域には負けない非常に強みを生かしたアクティビティーですとか、あと交通の特徴的な施策もございますので、そういった部分を引き合いにアピールしながら長期滞在者の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ、宿泊業者のほうの努力だけ

でなく、そこにまた市としてもしっかりと助成という形で応援していただく方向でまた検討していただければと思っております。

また、ワーケーションへの取組には、企業を対象としたものと個人を対象にしたものがあります。

釧路市では新しく開設したコワーキングスペースの本格運用に向け、昨年10月に首都圏の企業を招いたモニターツアーを実施しております。コワーキングスペースのPRとともに、釧路市街地がどの程度ワーケーションに適しているかのポテンシャルを把握することが目的です。JALスカイや日本たばこ産業、NTT東日本など8企業12人が参加し、コワーキングスペースでのワーケーションイベントへの参加やリバーサイド散策、カヌー体験などを行い、地元企業の代表との意見交換会を行っています。

その中で「初めて釧路に来たが、とても楽しませてもらっている。コワーキングスペースからは歩いて飲食店やホテルに行けてとても便利」「しかし、東京から観光に行こうというときに、釧路という名前はまず上がってこない。ポテンシャルを秘めている地域だと思うので、PRが必要だ」などの意見をもらえたそうです。

網走でも、こうした企業を招いたモニターツアーをやってみてはいかがでしょうか。社員研修を兼ねたワーケーションの地に選んでもらえれば、市にとってもいい流れができると思います。いかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 企業を対象としたワーケーションに関する取組でございますが、コロナ禍以降、ワーケーションを導入する企業が広がり、道内におきましても、議員お示しのように、モニターツアーが実施をされております。

当市もワーケーション自治体協議会に所属し、他の自治体とワーケーションに関する意見交換や道内の先進事例の視察を行っており、モニターツアーの実施によりワーケーションの課題の洗い出しや知名度の向上を図れたという声を伺っております。

一方、モニターツアー実施後の次のステップを見いだすことに苦慮しているという声や、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せてきたことにより、今後在宅勤務を縮小、廃止する動きも出てきており、特に企業主導のワーケーションは推奨する企業とそうではない企業に分かれていく可能性もあると認識しております。

ワーケーションのみならず、観光需要はトレンドの変化が早く、その時々合った施策を講じる必要性があることから、企業を対象としたワーケーションの取組については、その動向を注視し、研修を続けてまいりたいと考えてございます。

また、関連した取組として、令和元年度になりますが、首都圏IT事業者を対象としたファムトリップを2泊3日の日程で10名ほどの来網者を迎え入れて実施をしております。市内のオフィスや東京農大の視察、施設見学を行ったほか、地元事業者を交えての意見交換を行ったところでございます。

**○平賀貴幸議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** 市としてもいろいろな取組をしていただいているということで、可能性は、やはりとかそういったところ、多少の流れはあるかと思えますけれども、これから企業的にもワーケーションという考え方を取り入れていく企業も、ある一定程度は残っていくのではないかなと思っております。

そしてまた、もし網走が社員研修とかの地に選んでもらえたら、コネクトリップさんのカヌーではありませんけれども、カヤックの体験コースですとか、自然もたくさんあります。様々なそういったものも活用しながら、社員、新入社員の交流の場に使用していただくとか、1社だけでもそういったところが獲得できるだけで、網走市としてもかなりのいい財産になっていくかと思っておりますので、これからはしっかりその方向性を見ながら検証を続けていただければと思います。

そしてまた、個人に対する取組としては、網走の魅力の発掘と発信力の強化が何よりも大切だと思います。

よく網走の地元の人たちは「網走なんて何にもないよ」と言いますが、私が13年前に東京から帰って来たとき、羽田空港から女満別に着くとまず空気がきれいです。天都山に入り緑に囲まれた道を通るだけで、網走に帰ってきて本当によかったと癒されました。そして、こんなに新鮮でおいしいカキがスーパーでこんなに安く買えるなんてと驚きました。

また、かつて太田国土交通大臣を流氷館にお迎えしたとき、「網走湖と能取湖の二つの湖が重なって見えるところなんて日本中どこを探してもここしかないよ」と言われて驚きました。違う人の目で見るときに今まで気づかなかった網走の魅力がまだまだ発掘できると思います。

網走も本年2月にユーチューバーの「福岡産のあ

っちゃん」が網走湖のワカサギ釣りや流氷硝子館でのアクセサリーの手作り体験、ファットバイクの体験、流氷館、流氷まつり、屋台村などの動画を発信してもらい、とてもよい宣伝になったと思います。こうしたインフルエンサーを積極的に依頼して網走の魅力発信をいただきたいと思います。

また、斜里では「知床トコさん」が今大変有名ですが、イメージの固定化という課題を克服するために、斜里町が初海淳さんというコピーライターに依頼して、知床ブランディングのクリエイティブ・ディレクターとして様々な形で、知床ならではの魅力を見直し、情報発信・誘客宣伝を進めております。

網走もぜひこうした新しい角度から網走の魅力を開掘し発信していく取組をするべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

**○平賀貴幸議長** 観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** 網走の魅力の発信についてですが、市では旅行博などイベント出展を通じて、来場者の生の声を聴く機会がございます。その中で、様々な反応がありまして、例えば「首都圏から意外と近い」「監獄や流氷以外にもいろいろな魅力があることを知らなかった」といったことを伺います。そのことは裏を返せば、網走の魅力十分に伝え切れていないと捉えることができ、議員御指摘のように、市外の方に響く景観や食など、網走が持つ魅力の発信は重要であると考えております。

当市では、デジタルファースト宣言の下、観光プロモーションのデジタル化を推進しており、令和4年度には観光ウェブサイトのリニューアルと観光PR動画の制作を実施いたしました。ターゲットを絞ったSNS広告を実施し、春の観光PR動画は410万回視聴されており、5月に開催された春カニ合戦in網走では、道内外から例年よりはるかに多いお問合せやイベントチケットの取り置きの御連絡を頂いたところでございます。

観光PRの手法は様々な方法があり、インフルエンサーを活用したPRも有効な手段の一つと考えてございますが、現状におきましては観光PR動画を活用し、デジタルマーケティングにより効果的なプロモーションを行い、地域を活性化させていきたいと考えているほか、デジタル推進参与や網走市観光協会とも協議を重ねておりますけれども、ユニークなショート動画の活用など、時代の変化に応じ新しい角度も意識しながら網走の魅力をしっかり発信できるよう、事業の最適化を図ってまいりたいと考

えてございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 これから本当にSNS等を活用したものが非常に重要になってくるかと思えます。網走は昔から発信力が弱い、そこが弱点だということをごさざん言われてきたわけですので、いよいよここからコロナ禍がやっと落ち着きを見せて人が動き始めたこのときこそ、しっかりそういったところに力を入れていっていただきたいと思えます。

また、先日行われた古着屋さんの案内にしても、やはり私たちが今まで考えていた発信の仕方ではなく、古着に興味のありそうな人たちだけを絞ったSNSへの発信とか、様々な手法があるようでして、やはりそういったところをそういうプロの方とか、そういう網走とはまた違う目で見てくださる方たちの力を活用しながら、ぜひ網走の魅力をしっかり発信していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、2項目めの地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が所管する取組の一つで、地方自治体が抱える人口減少や少子高齢化などの課題を背景に、都市地域から過疎地域等に住民票を移動し、一定期間地域に居住して、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。総務省が取りまとめた令和4年度に活動した地域おこし協力隊の活動状況及び定住状況を見ると、令和4年度に活動した地域おこし協力隊の隊員数は6,447名、インターン参加者数を含めると6,813名、受入自治体は1,118自治体、令和4年3月末時点で任期終了した隊員数は9,656名で、およそ65%の隊員が同じ地域に定住しているとあります。

当市のこれまでの隊員数と定住の状況をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 地域おこし協力隊の当市の状況についてであります。平成27年度から取組を開始し、これまでに6名を任用しております。配置先はオホーツク流氷館2名、まちなか網走1名、博物館網走監獄1名、コネクトリップ1名、まちづくり会社1名となっております。

現在定住された方は1名で、この方は起業され、英会話教室や通訳で活躍されております。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなか定住というところが当市としては課題であったわけですが、やっと1名の定住を勝ち取ることができたということで、この点、私も非常にうれしく思っております。

全国平均の65%の隊員が定住しているというところから比べるとかなり低い数値ではありますが、地域おこし協力隊員の地域要件と当市の課題についてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 初めに、当市の地域要件についてであります。地域おこし協力隊として受け入れられるのは、東京都、大阪府、愛知県を中心とした3大都市圏に加え、政令指定都市では札幌市、熊本市などからの転入者となっております。

次に課題についてであります。協力隊の募集に当たりましては、任用条件や活動内容等具体的にお示しをした上で書類選考し、面接を経て任用しておりますが、協力隊の方が活動していく中でより自由な活動を求める、あるいはほかにやりたいこと、こうしたことを見つけたなど、受入側が求める勤務条件や内容と差が生じてしまうといった例がございました。こうした場合には、本人の希望に沿えるよう勤務条件の変更も含めて受入側との調整を図ってきたところでございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなか地域要件が厳しいという部分が、私としては大きな課題でもあるかなと思っております。

地域おこし協力隊を募る場合ですけれども、まず大切なことは地域おこし協力隊にどのような活動をしてもらうか、その活動によってどのようなことを目指しているのかを明確にすることが大切かと思っております。

例えば、先ほど質問したWATARAのように、商店街の空き空間や空き店舗をリノベーションしてゲストハウス経営をやってもらいたいなどという事業の構想やビジョンがあると、募集する側も応募する人も具体的になってくると思えます。当市の募集に際しての考え方をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 募集に当たりましては、任用後のミスマッチを防ぐ観点からも活動内容や報酬、休暇制度といった待遇面についてお示しするとともに、面接時におきましても詳細な説明のほか、

網走の生活の不安や疑問を解消するため、医療、買物など生活面での情報提供も含めて丁寧な対応に努めているところでございます。

また、協力隊の任用期間中は、その活動状況や期間終了後の意向などを機会を設けて意見交換をしており、過去にはゲストハウスの経営について協力隊員の方に提案をいたしました、本人の意向とは一致しなかったという経過もございます。

議員お話の募集の際にビジョンをお示しするという点につきましては、受入側との調整が必要となりますので、今後の募集に当たりましては、受入側とよく協議してまいります。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなかミスマッチを防ぐ努力も様々しているけれども、なかなかうまくいかない部分もあるかと思えます。

また、地域おこし協力隊ですけれども、地方自治体と任命された隊員が雇用契約を結んで、会計年度任用職員として毎月自治体から報酬を支払う形になっていると思えます。1人当たり480万円を上限として、特別交付税として措置されるので、自治体としては基本的に負担はありませんけれども、自治体によっては報酬金額を上乗せしたり、住宅や車両補助などをプラスしているところもあるようですが、本市としての待遇はどのようになっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 地域おこし協力隊の給与は令和4年度から月額18万8,700円を20万4,200円に増額し、手当を含めた年額では296万900円となり、報酬面では特別交付税で措置される上限の280万円を上回っております。

また、地域間交流や情報発信、技術の習得など協力隊の活動支援では、令和4年度に補助制度を創設し、年額24万円を上限としているところでございます。なお、活動面では特別交付税で措置されている上限の200万円を下回っておりますが、令和4年度に補助制度を設けたところでもございますので、また本市の現状の任用状況では今のところ多額の活動経費は必要ないと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 年額で296万900円ということで、1人当たり上限は480万円ではなくて280万円ということでしたか。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 まず地域おこし協力隊の特別交付税の措置の内容ですが、まず報酬面、給与ですね、これにつきましては上限が280万円、このほかに活動面での支援というのがありまして、これが上限が200万円、合わせて480万円となっております。

報酬面では、繰り返しになりますが、296万900円ですので、上限の280万円、報酬面での上限は上回っているというところでございます。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 そうしますと、本市としてその上回った分を市として出しているという形になるということかと思えますが、なかなか296万円年収というのは多くはないのではないかと思います、待遇としては国で定められているもの以上は市としては出しているということかと思えます。

地域おこし協力隊ですけれども、立場としては期間限定の非常勤公務員という形になるかと思えます。期間はおおむね1年から3年となっておりますが、その期間を終えると事業を立ち上げて定住することが期待されているわけです。任期付でも公務員だから兼業はできないとしている自治体もあるようですが、もし起業して定住してもらいたいなら、任期中から小さくても起業につながる仕事を手掛け、どれぐらいの収入が得られそうか目算を立てておかなければ、任期が終了したから起業してくださいと言われても、当人のリスクが大きすぎるのではないかと思いますけれども、本市としては兼業は許可しているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 本市の地域おこし協力隊は、地方公務員法に基づく会計年度任用職員として任用しております。勤務時間や受入先との調整により、対応は異なりますが、週の勤務時間の上限である40時間を超えない範囲において、本人の届出に基づき兼業を認めております。これまでに許可した例は1名で、起業に向けた兼業として、この方の隊員としての2年目に週2時間、3年目には週10時間の兼業を認めております。

退任後の生活設計がより具体的なものとなるよう、起業に向けた活動や時間の確保は大切なものと認識しておりますので、引き続き本人の希望や今後のプランをお聞きしながら、勤務時間の見直しも含めて柔軟な対応を心がけてまいります。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 市としてもいろいろと配慮をしながら、起業ができるようにということで、時間を調整しているということかと思えます。

また、新しい地域で起業するには、様々なネットワークなど人とのつながり、人的資源が必要です。行政の担当者だけでなく、実際にその地域で起業して成功している経営者などつなげてサポートしていくことが大切ではないかと思えます。先輩の協力隊員や近隣の協力隊員との交流や連携の場をつくっていくことも大切かと思えます。

また、令和4年度の調査結果によると、任期終了後定住した隊員のうち42%が起業、38%は就業という結果が出ています。定住してもらうには起業だけでなく、就業という道もあるかと思えますが、本市としては、どのようなサポートを行なっているのかお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 起業や就業に向けては、市職員によるサポートに加えて、専門家による情報提供や活動のアドバイスを電話により毎週行っているほか、面談は毎月実施しております。

このほか、協力隊員が集う研修会へは積極的な参加を促し、他の地域の協力隊員との交流や情報交換ができるよう努めているところでございます。

また、現在活躍中の隊員は青年会議所にも加入し、地域に溶け込んだ活動をしております。こうした出合いや人のつながりを通じて新たな展開を期待をしているところでもございます。

市といたしましては、引き続き積極的にサポートしてまいります。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 少しずついい流れができてきているのかなという、やはりプロの方の情報提供等も大切ですし、また地元のメンバーとの交流ができないと、任期が終わった後も網走で定住していただくところでは、とても大事なポイントになってくるかと思えますので、多分現在の隊員の方はそういったところでも人間関係も広げながらやられているのだと思えますし、今回定住していただいた方もそういった部分のフォローがあったかと思えます。

こういったところをしっかりとまた今後も力を入れていただければと思います。

また、国は令和8年度までに現役隊員数を1万人にする目標を掲げており、その目標達成のために応募者の増加が急務であるとして、令和元年度より2

泊3日の「おためし地域おこし協力隊」を実施しておりますが、これでは期間が短すぎて隊員としての実際の活動や生活をイメージしにくいという意見があり、令和3年度から「おためし」と「本体」との中間で2週間から3か月の「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野拡大に取り組んでおります。1人1日当たり1万2,000円が上限で収入を得ながら地方での暮らしを体験できる、地域おこし協力隊のプレ体験ができる、複数の市町村からインターン先を自由に選べる、地域の人や先輩協力隊員とも交流ができるなどの利点があります。当市はインターンの募集をしているのでしょうか。もししていないのなら、こうした制度も活用してもよいのでしょうか、いかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 地域おこし協力隊インターンについてであります。議員御案内のとおり、おためし地域おこし協力隊と地域おこし協力隊の中間的な位置づけで、令和3年度に創設された制度であり、現在当市での取組はございません。

インターン受入れのニーズ、体制の構築、具体的な活動内容、進行管理など課題整理と先進事例の情報収集を進めてまいります。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひちょっとこういう手軽な形で網走に滞在していただきながら、本格的な隊員になっていただける1段階踏むことによって、より効果も出るのではないかと思いますし、網走はどちらかというと採る人数が少ない、採りたいと思ってもなかなか要件に合わない部分もあるかと思えますが、ぜひこういったインターンの活用は当市にとっても有効であると思えますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、当市に協力隊員として着任して、任務終了後に定住してもらうには、やはり冬場の生活が一番のネックになるのではないかと思います。今回、市内で英会話教室を開いて定住して下さった方は、清里の出身で、たまたま札幌にいたときに地域おこし協力隊員として来てくれた方だと聞いております。こちらでの冬場の生活には慣れていらっしゃることは、定住の大きな要因になったのではないかと思います。

また、転出地が3大都市圏や政令指定都市に限られてしまうと、農大生となって網走に来て網走を気に入って卒業後も網走に残りたいと言ってくれる生

徒さんがたくさんいるというのに、その要件に合わなければ地域おこし協力隊になってもらうことができません。とてももったいないことだと思います。こうしたことを考えると、ふるさと納税の基金を活用して「網走版地域おこし協力隊」をつくるというのも一つの手ではないかと思いますがいかがでしょうか。市の御所見をお伺い致します。

○平賀貴幸議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 地域おこし協力隊は都市部に集中した人口を地方へ分散させることを目的に都市地域から過疎地域に移り住み、地域協力活動を行いながら定住を図ることが基本とされております。

本市では過疎地域と比べ、地域要件が狭くなるといった面はございますが、先ほど御提案を頂いたインターン制度の活用検討も含めて、隊員の確保、定住に向けて柔軟に取り組んでまいります。

○平賀貴幸議長 永本議員。

○永本浩子議員 3大都市圏となると、東京、大阪、愛知、網走の冬とは全く環境の違うところがございます。政令指定都市だと唯一札幌というところになるかと思えますけれども、かなり本当に条件が狭められてしまう、そこでやっぱり定住をというふうになると、かなりハードルが高いかと思えます。東京農大生は4年間網走で過ごして、網走の生活をエンジョイしてぜひ残りたいと言ってくれる方はたくさんいると聞いております。でもその方たちが東京の出身、大阪の出身、愛知の出身の方だったら一旦戻って協力隊として網走に帰ってきて、また網走で網走のために貢献したいという活動なり仕事なりを起業していただく可能性というのは大変高くなるかと思えますけれども、なかなかそこが難しいというのが現状であります。こういった条件を課せずに協力隊になっていただき、網走の活性化に役に立ちたいという方を獲得するためにも、ぜひ網走版の地域おこし協力隊、ネーミングは変わるかもしれませんが、そういったところも協力隊の皆さんの意見も聞きながら、検討していただきたいと思います。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古都宣裕議員。

古都議員。

○古都宣裕議員 一登壇一 早速質問に入らせていただきます。

学校教育の在り方について伺います。

近年の教育現場におけるいじめ問題も複雑化され、中にはネット空間の中で起きたトラブルから実際のいじめに発展してしまうなど、なかなか目の届きづらい空間や場所も増えてきております。一昨年に旭川で起こった痛ましい重大事態があり、北海道だけでなく全体的にも大きな衝撃がありました。

残念ながら、本年3月に市内中学校において3件の重大事態とされる問題が起きました。重大事態と認定するには、いじめ防止対策推進法によって基準が示されています。今回の3件においては、どのような過程で何が決め手となり、それぞれ重大事態とされたのか、決定までの過程をお示してください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 重大事態の定義につきましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められると、議員おっしゃいました、いじめ防止対策推進法第28条第1項で定められているところでございます。

今回の3件につきましては、学校などからの事案ごとなどの報告と文部科学省が示します「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」や「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として具体的事例が示されており、それに照らし合わせて決定したところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 今おっしゃった照らし合わせを行っているのは学校なのか、それとも教育委員会なのか。それか、上がってきたものに対して学校側、教育委員会側、それぞれが照らし合わせを行っているのか、どうなっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今回の重大事態の認定に

つきましては、事案発生後、学校などからの重大事態の疑いの報告を受けまして、市教委が市長へ報告した後に、網走市いじめ問題専門委員会を開催し、重大事態として取り扱うべく確認したところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 先日の文教民生委員会の中でのやり取りでは、重大事態の疑いがあると学校側の報告、今の答弁のとおりなのですけれども、また保護者の訴えがあった場合に、重大事態なのかの調査をいじめ対策委員会を開いて協議している旨の発言がありました。本来、重大事態として協議は見落としがないように、教育委員会としても、学校から上がってきたものだけではなくてしっかりと精査を行うべきだと思いますけれども、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 議員おっしゃるとおり、市教委にそういう事案とかが報告されたときに、内容を確認、学校等への聞き取り等を確認した上でそういう判断をしていくことと思っております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 しっかりと見落としがないようなダブルチェック体制をしていく必要があると思います。

先ほどのいじめ防止対策推進法において、いじめを受けた生徒、児童とその保護者に対し情報提供また必要な指導及び支援を行うものとするとなっておりますけれども、情報提供はどのようにされているのか。また、必要な指導及び支援とありましたが、どうされているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 これまでも、法に基づき被害生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう徹底して守り抜くため、継続した支援体制の確保に努めているとともに、スクールカウンセラーとも協力しつつ被害の拡大や二次的な問題発生を防ぐため、本人や保護者への情報提供や学校への指導に努めております。

現在も被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習面での十分な支援につきましても、学校と協議しながら具体的な対策を取っている状況でございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 それでは、今回3件重大事態とされておりましたけれども、それぞれ重大事態に対す

る重さ等の認識の違いというのはありますでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 どの案件につきましても、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されております重大事態の定義に照らし合わせ、生命、心身、または財産への重大な被害として、いじめ行為に係る外形力の大きさや重大性の程度につきましても、被害生徒が著しく心身に苦痛を受けていることから、どの案件に対しても重さの違いはなく、憂慮すべき事態と受け止めております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 2月に問題が明らかになってから、いじめ問題専門委員会をつくるまで約1か月ちょっとの間があり、開催された指導の一つとして保護者の説明会を開かれています。それまでの対応については、いじめ問題専門委員会をつくるので待つようにと、教育委員会のほうで指示があったというふうに聞いておりますけれども、間違いはないでしょうか。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時19分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 今議員のほうからお話のありました関係ですけれども、学校側としましては、案件が起こってから、いわゆる関係機関からのお示しとおおり、ちょっと調査のほうを止めておくということがありました。ただ、その間、事実認定とかそういったものの確認が取れていなかったために、その事実認定をしっかりと把握するため、その間保護者説明会のほうは実施していなかったということになっています。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 そうしたら、指示をして1か月止まっていた状態だというふうな感じだと思うのですが、調べると、警察が調査している間もそういった学校自体での調査というのは妨げるものではないというふうな部分があります。ただ、その間事実として網走は止まってしまっていたというのがあるので、その辺しっかりと調べた上でそういう指示になったのでしょうか。



○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 その間ですけれども、学校のほうで関係ある生徒等への聞き取りの期間だったということです。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 では次に、被害生徒の現在の状況は、登校状況や学校での様子、サポート体制など、どのようになっているか詳しく説明してください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在、3件に関わります被害生徒につきましては全員登校できておりました、友達とともに学校生活を送ることができている状況でございます。

学校でのサポート体制ですが、まずは新年度が始まるに当たりまして、生徒の人間関係等を正しく見取り、安全・安心な学校生活が送れるよう、細やかな配慮に基づくクラス編制や担任の配置を行いました。

環境面の配慮といたしましては、常時使用しない教室等の施錠の徹底を図り、物理的に死角を減らすことで問題行動の発生を抑止して、生徒の安全の確保に努めております。さらにふだんの生徒の様子を見取りながら、その場に応じた指導を行えるよう、休み時間や放課後など校内に職員を配置しながら、報告・連絡・相談を徹底、全校生徒に対しまして面談などを実施しながら、一人一人の思いや願いなどの実態の把握、そして生徒が相談しやすい体制づくりと教育相談の充実のため、生徒と教職員の信頼関係の構築を図るとともにスクールカウンセラーを積極的に活用し、生徒に寄り添ったカウンセリングができる環境づくりをしている状況でございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 現在は皆登校できているという状況だと思います。

調べていると、被害者ファーストという言葉をよく耳にしました。もちろん保護されるべきなのは、された側の被害者が第一になると思いますし、その考えは間違ったものではないと思っております。

では、被害者ファーストとは一体何なのかと考えたときに、被害者が学校に行けなくなったときにその原因が学校自体に対してなのか、いじめをした加害者がいるからなのか、いろいろな要因があると思います。学校自体に嫌悪感を抱いてしまい行けなくなった場合は、カウンセリングなどで原因を掘り下げて、どの部分が嫌なのかなど原因を取り去り改善

が必要な場合もあると思います。

一方で、いじめなどで加害者がいるから行けなくなった場合、被害者を隔離するのではなく、加害者側を隔離したりするのが被害者ファーストなのではないかと感じます。

このたびの対応としては、被害を受けた生徒が実際に別室登校されていましたが、被害者ファーストというのは一体どの部分にあったのでしょうか。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 今回の被害者ファーストということで、被害に遭われた生徒の対応ですけれども、まずその案件が起きたそのときですけれども、被害者のほうから要望がありまして、ちょっと学校に行くことは差し控えたいというような要望がありました。それに基づいて、学校のほうでは被害者の方への学習サポートということで家庭訪問や課題の提示はしてきましたが、その後学校のほうでその子の学びの保障をするための別室指導、別室登校についてのプランをつくってお示した後に、被害者のほうから、被害者の保護者のほうからも理解を得て、その後別室登校をするようになったという経緯でございます。

以上です。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 それだと、被害者を隔離するのありきの指導が先に行っていると思うのですけれども、それだと被害者ファーストの対応とはいえないのではないかと思うのですけれども、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 まずは被害者が安心して学校に通えるため、その安心できる場の確保ということでそのような対応を取ったということになります。

以上です。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 きっと平行線な感じを受けるのですけれども、被害者に寄り添うのだったら、被害者がなぜ今学校に行けなくなったのか、その原因が

何なのかというのを掘り下げていった上で、ではどのような状況だったら教室に行けるかというのを先にやるべきであって、まずは別室登校と、別室がありきの話を先に被害者側にするのはちょっと違うのではないかなと私は感じるのですけれども、いかがですか。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 議員のおっしゃられるとおり、被害者ファーストということでいえば、被害者のほうに寄り添うということで最優先に考えるべきですけれども、今回につきましては被害者の安全確保、それから学びの保障を最初にということで考えた対応ということになっています。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 加害者の人数の大小ではなく、まず被害者が普通に学校に行けることがまず一番で、その状況をつくるのが被害者ファーストだと私は思います。

では次に、加害者の生徒の現在の状況について伺います。

現在の様子や重大事態とされてから、それぞれの指導などはどのようなものが行われている現状でしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今回の3件の重大案件のうち1件に係る複数名の加害生徒へは教師による面談を実施しまして、今回の件について反省を促すとともに、これからの学校生活の在り方について継続的に指導、助言に努めております。

また、そのうち数名については、関係機関と連携しながら面談などを行い指導、助言をしております。

残り2件に係る加害生徒につきましては、担任による家庭訪問を実施し、その都度の面談を通しまして、今回の件について反省を促すとともに、継続的に指導、助言に努めているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 私が調べているところだと、一方は学校に来ていない、出席停止のような処置、これは被害生徒においてPTSD診断などが出されている部分もあり、教育機会均等法としてどうなのかなと調べましたら、懲戒行為としてではないけれども学校の秩序を維持し、ほかの生徒の教育を受けられる権利を維持するために、学習の機会を確保することを条件に可能とされていました。実質的に

は、本人が学校に来たいといっても行けないという大変重たい内容です。

しかし、運用に対してはかなり難しい部分があったと思いますけれども、この学習の機会として、主要5科目に絞ったとしても週5日分の学習の機会を確保するというのは相当大変だと思いますけれども、現在はどのように学習の機会を確保しているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今回の事案の1件の加害生徒が学校に来てない状況でございますけれども、現在のところ、週1回か2回程度担任、教科の担当教員が課題などを含めた中で家庭訪問をした中で、学習をサポートしているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 今出席停止の運用というのを調べたのですけれども、「出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の交付または郵送によることとし、口頭のみ命ずることは認められない。出席停止を命ずる文書には理由及び期間のほか、該当児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。出席停止を命ずるに当たっては市町村委員会の教育長等の関係者または校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて出席停止を命じた趣旨や個別指導計画の内容など、今後の指導方針について説明するなどの配慮をすることが望ましい」とされており、なるべく短い期間とも明示されています。

今回は加害者が学校を自主的に休んだところから始まっていますが、その後登校の意思を示してもそれを止めているのは実質的には出席停止の措置であると理解します。文書の交付もきちんとなされているのかなとは思いますが、どのように今されているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時34分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 現在学校に来ていない生徒さんですけれども、この子につきましては出席停止という扱いではなくて、その学校に通っている被害生徒の心情、それから保護者、こちらからの思い、願い、要望等がありまして、それに基づいて加害側の保護者である保護者のほうが、出席のほうを控えているという状況になっています。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 私が調べているところ、加害者本人がここ1か月とか前ぐらいにはなりますけれども、出席の意思を示したところ、今現状では通わすことができないという、実質出席停止のような措置をされていると思うのですよね。それは保護者側がとかではなくて、その話が学校側にあったにもかかわらずそれを止めるというのは出席停止ではないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時41分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○北村幸彦学校教育部長 先ほどの古都議員からのお話でございますが、加害生徒が学校に行きたいというような話でございますけれども、まず被害生徒と被害生徒の保護者からの心情、そういう思いを加害生徒、加害の保護者に説明いたしまして、そこは理解していただく中で、現在のところ担任、教科担任による家庭訪問による学習サポートに努めて対応しているというような状況でございます。

出席停止という扱いではないというところがございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 趣旨としてはわかりました。

やったことは悪いことですが、もし仮に出席停止の運用であればしっかりと運用規約を守った上でやっていただきたいなという意味での質問でした。

もう一方の加害生徒は学校の生活の在り方について継続的に指導とありますが、当たり前授業を受けるのが指導とされております。授業をきちんと座って受けるように指導するのは通常のことであり、その日常とされる授業を受けること自体が難しいの

でしたら、そもそも別室登校などの対象になり得るものとあります。

というのも、ほかの生徒が授業を受けづらい状況となってしまう、不利益を被るのは関係のないほかの生徒になるので、実際に保護者からもそうした苦情が昨年あったと聞いており、授業の空いている先生をその学年に張りつけるという対応も以前してありました。そういうところを見ていると、今回の重大事態に対する指導というのは特別何もされていないように感じるのですけれどもいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時45分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 先ほど部長のほうから答弁のありました加害生徒への指導についての補足となりますが、現在加害生徒への指導ということで、それぞれの学校の日常的な生活の中で見られる子供たちの様子、実態、課題等につきまして、学校のほうでそれぞれの状況に見極めて総合的に見ていきますと、まず全体的に指導しているのは発達支持的生徒指導といたしまして、いわゆる学校教育活動の中でそれぞれの成長やそれぞれの考え方を尊重しながら指導していくこともあれば、いわゆるよりもっと重大的な課題予防的な生徒指導とあって、何か生徒指導の中で問題行動が見られた際にそれに応じた積極的な指導、さらには、さらに難しくなる困難課題の対応という場合が出た場合については、学校さんのほうから委員会のほうに連絡があったり、学校から教育局のほうに連絡を取って、それぞれ3者にその指導について学校のほうに助言、指導を努めたりするなど、いわゆるその場面場面ごと、また子供たちの発達状況に応じてそれぞれの指導に努めているところがございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 一度次のほうに行きます。

いじめ問題専門委員会ができるのを待つように指示して、その内容が出来上がってきたのは、「常時使用しない教室などの施錠を徹底を図り、物理的に死角を減らすことで問題行動の発生を抑制して、生徒の安全を確保してまいります。生徒の人間関係等

を正しく見取り、安心・安全な学校生活を送れるように細やかな配慮に基づくクラス編制や担任及び副担任の配置を行います。生徒が落ち着いて授業を受けることができるような配慮として、学校全体で授業開始の着席、机上整理、話を聞く態度などの学習規律を徹底してまいります。生徒会を中心としながら、生徒が自ら問題行動について考え、解決に向けて主体的に取り組めるような活動を推進します。ふだんの生徒の様子を見取りながら、その場に応じた指導を行えるよう、休み時間や放課後など校内に職員を配置しながら、報告・連絡・相談を徹底してまいります。学校と保護者の皆様が学校に対して生徒のことで相談できる時間や場を設けます。生徒の実態を保護者とともに共有しながら、共に考えていけるように自由に授業を参観していただいたり、清掃や放課後の活動を見ていただいたりしてまいります。また保護者の方との情報交流も密にします。これまで当たり前と思っていた行為であっても、人権侵害や少年法に基づく犯罪行為になり得るなど、社会を生きていく生徒が正しく理解できるように、教育活動の中では命を大切に学習や性教育、正しいSNS指導等のモラル教育を積極的に推進してまいります。生徒が相談しやすい体制づくりと教育相談の充実のため、生徒と職員との信頼関係の構築を図るとともに、スクールカウンセラーを積極的に活用し、生徒に寄り添ったカウンセリングができる環境をつくります。全生徒に対して面談などを実施しながら、一人一人の思いや願いなどの実態を把握するため、全生徒への面談を実施します」というのが指導としてありました。

そうではなくて、加害生徒に対する指導のようなものは含めて行わないと、今回オホーツクで重大事態ということが起きた中で、今後の基準になり得る指導を一学校の教員や校長に一任するのはちょっと責任が重いのかなと思います。

該当の学校の校長先生は4月に赴任してきたばかりの中で、リアルタイムで見えていなかった事件に対して、急に何かしようとしても状況的にかなり難しいのではないかと感じます。

しかし、この間、つい5月31日までいじめ問題専門委員会は稼働しておらず、これにも問題があったのではないかなと感じております。該当の学校では以前に暴力事件があり、その中には、そのときは部活中ではなかったものの部活内の人間関係ということで、部として加害者も被害者も含めて1か月ほど

の清掃活動をしておりました。一方で今回は重大事態、文科省としても、以下のものは体罰でないとしています。放課後に教室に残留させる、用便のために室外に出ることも許さない、または食事時間を過ぎてもとどめおくなど、肉体的苦痛を与えるものは体罰になる。授業中、教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課す、学校当番を多く割り当てる、立ち歩きの多い生徒を叱って席に着かせるなどやり方は幾らでもあったのに、行ってしまったことへの振り返りの指導などが目に見える形でできていないというのが現状だと思います。学校側も判断が難しかったのなら早々に教育委員会へ協議を申し出るべきだったかもしれませんが、それも行っておりません。また、教育委員会も問題自体しか見ておらず、当事者の子供たちに向き合っていないからこういうことになっているのではないかなと感じます。

既に起きてから3か月も経過して、今から何かそういう指導をしても、今さらという感じになってしまいます。重大事態という問題があったにもかかわらず、網走市は何もないのだという話は近隣町村からも聞こえてきております。大きな問題だからこそ、迅速な判断が求められていると思いますが、どのように捉えられていますか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時54分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 現在、二中の、（7字取り消し）失礼しました。申し訳ございませんでした。

現在学校の対応としましては、先ほどもお話ししましたとおり、日常生活の生徒指導の中で、発達支持的指導ということで、子供たち一人一人に対しての生徒指導ということでの指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時02分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は1時15分、失礼しました、15時15分といたします。

午後3時02分休憩

午後3時14分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

初めに、学校教育部次長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 先ほど、私の発言におきまして、不適切な発言がございましたので、削除を申し上げます。すみませんでした。

○平賀貴幸議長 ただいま、学校教育部次長から発言の取消しを願いたいとの申出がありました。

ここでお諮りをいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、学校教育部次長から発言の取消しの申出を許可することに決定をいたします。

それでは、一般質問を続行いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

教育長。

○岩永雅浩教育長 一登壇— 長い答弁調整の時間、申し訳ありませんでした。

先ほど古都議員からの御指摘につきましては、今後行われる調査委員会の中でもテーマとなるというふうに感じておりますので、至らない部分については是正ができるように真摯に受け止めたいというふうに思っています。

また、先ほど古都議員から御紹介のありました改善対策が、羅列をされて紹介をされておりましたけれども、これにつきましては基本的には3月21日に行われた調査委員会の専門委員の皆さんからアドバイスを頂いた内容でございますが、それ以前から当該学校では継続的な改善対策として、先ほど次長が申し上げた発達支持的な生徒指導に努めております。また、場面によりましては課題予防的な生徒指導も交えながら、これまで継続的に加害生徒、あるいは被害の生徒に対しての指導、失礼いたしました、支援についても行ってきているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 次に、海外の場合多くがいじめが

起きた場合、加害者にカウンセリングを受けさせて、その行為に至った原因が精神的なものや家庭環境なのか、医療的なことなのかを調べます。そうすることによって、共感トレーニングや怒りのコントロールを学ぶなど今後再発の防止になると科学的知見から出ているからですが、網走市としてはそうした加害者のカウンセリングはなされているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 カウンセリングというお話でございますが、現在のところ、被害者につきましてはカウンセリングというところで行っておられますけれども、現時点では加害者のほうにはまだカウンセリングは行っていない状況ではございますが、今後カウンセリングについても行っていきたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 積極的にまず加害者の方のカウンセリング、なぜそういうことをしてしまったのかというのを原因を探っていくのが大切なことだと思います。

次に、現在で北海道教育委員会から配付物の中では、警察と連携した対応の例として具体的に示されており、重大事態とされた後にも他校で警察に通報する案件があったことも聞いております。今現在でも要綱を見ると、重大事態になり得るような案件が残念ながらほかにも耳に入ってきております。いじめというのは簡単になくなることはありません。いじめは絶対に許さないというような学校側の発信もわかりますが、いじめというのはイコール犯罪です。少年法で守られている部分が大きだけで、年齢を重ねるといじめという言葉ではなく〇〇罪という名前がちゃんとあります。今回の重大事態を機に、いじめゼロを網走として本気で発信し目指していくべきであり、その取り組む姿勢をしっかりと内外に示していくことが必要だと思いますが、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 このたび市内校で起きたこのようないじめ案件につきましては、未然に防げなかったことを大変重く受け止めております。

同時に、今回のことを通じまして、当該校はもとより網走市自体が変わっていくためには、改めて学校はいじめを絶対許さないという強い信念の下、正しい認識を持った集団形成の構築を目指す取組を進

めていくという強い覚悟が必要であると考えております。

今後いじめ防止対策推進法に基づき、市と学校が連携しながらいじめ防止の対応を示していくとともに、地域の皆様からの御理解、御支援を頂きながら、これからの網走市の子供たちの未来のため正しい学校生活の在り方について、学校と連携するとともに網走市いじめ問題調査委員会の調査方針の下、問題の解決及び改善に向け、真摯に取り組んでまいります。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 今回の件は人口減少にも関係すると僕は考えております。人口増または減少を緩やかにするには、シュッセイ率を上げる、転入者を増やす、この二つだと思います。出生率ですね、失礼しました。このたびの事態は残念ながら全国的に悪い意味で流れてしまいました。出生率や転入者を増やすには、網走に住みたい、網走で子育てをしたいと思ってもらわなくてはなりません。今回の件は、ある意味よりしっかりとした手厚い対応をして、子育てをするなら網走だと発信できるぐらいの対応をすることが大切だと思いますけれども、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 古都議員がおっしゃられたように、悪いニュースとして広まってしまったことについては大変申し訳ないというふうに思っています。また、古都議員もおっしゃったとおり、いじめはなかなかゼロにするのは難しいというのも確かに事実かなというふうに思っています。人間が完璧でない以上、人間関係のトラブルを完全になくすというのはなかなか難しいというふうに考えておりますので、早期発見が大変重要だというふうに考えています。

一方で、全てのトラブルを早期発見できない、これもまた残念ながらあるという現実も直視をする必要が、私はあるというふうに思っています。だからこそ、今回のように重大事態があったときに備えをしっかりとしておくことが大事だというふうに思っておりますので、先週の文教民生委員会での指摘、それから今日古都議員からの様々な御指摘について、しっかりと受け止めたいというふうに思っています。

仕組みづくりにつきましては、先ほどから繰り返しになりますが、人は完璧でないという自覚をすることと、これまでの網走市以外の子供を含めてです

が、痛ましい事案から目をそらさないで責任と反省をしっかりと受け止めるということがあって、初めて実効性を伴うものというふうに思っておりますので、自戒を込めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 大変難しいと思います。

先ほど澤谷議員の質問の中でも、ポジティブ行動支援等の話もあって、予防の部分でもしっかりと取り組んで、網走市として先進的に何か取り組んでいくということが大事だと思います。

今回の事件を受けて種々話があり、スクールカウンセラーの増員など対応されていることと認識しておりますが、臨床心理士か公認心理師の資格を持った方が職に当たっていただいているのだと網走では思います。主に被害に遭われた方や不登校や不安のある生徒のケアの部分で活躍されていると認識しております。児童版のカウンセラーとしていらっしゃるというのは理解しておりますが、大人の場合、カウンセラーとの相性もあり、自分に合わないと感じる場合は病院を替えるなど、ある程度自分で選択することができますが、子供はなかなかそう簡単にはいきません。子供たちそれぞれがカウンセラーとの相性というのもあります。今回人員が増えることにより、カウンセリングが合わないと感じた場合、別の方へと希望して替えたりするようなことは可能なのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 スクールカウンセラーによる子供たちへのカウンセリングについてでございますが、今回2名のカウンセラーを学校に配置しておりますが、カウンセラー同士が互いに連携し、情報共有を行いながらカウンセリング業務に当たっております。現在のところ、学校側やカウンセリングを受ける生徒から合わないといった声はございませんが、万が一そのような事例があった場合には、対象となる生徒のケアを最優先に考えまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 どこでお話が止まったかはわからないのですが、私の中にはなかなかそういった申出をしたけれども断られたという話が耳に入ってきておりますので、今後そういった話があったときには順次適切に対応していただきたいと思っております。

スクールカウンセラーは子供や保護者の話を聞いて、本音を引き出しながら心の問題を整理するのを手伝うことを主に働きます。

一方で、網走市にはスクールソーシャルワーカーという部分が最も求められているように感じております。スクールソーシャルワーカーは、子供や保護者の話を聞いて、状況を整理しながら福祉の制度で利用できるものを一緒に考えるという似た側面でありながら、もう一步問題や相談に踏み込んで解決へ直接動く役割を担います。ヤングケアラーの相談があればヘルパー利用につなげたり、業務内容は非常に多岐にわたり、医療や行政とも連携し問題解決に実際に動いてもらっています。そうした職種の違いからなかなか人選面などもとても難しく、全国的にもまだまだ少なくはありますが、国としても今後増員していく方針を持っています。

問題があったからこそ先進的に積極的に取り入れていく必要があると思いますが、スクールソーシャルワーカーについてどのように考えていますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が日常生活で抱える様々な問題解決に向けて、児童生徒と家庭、学校、関係機関などのネットワークを構築し、連携調整する役割を果たす仕事であると認識しております。

スクールカウンセラーが児童生徒自身のカウンセリングを通じて子供が抱える問題に対しての心のケアや心理的なサポートを担当することに対し、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士や精神保健福祉士など、主に福祉分野に関する専門的資格を有する方が児童生徒を取り巻く社会的な環境面からのサポートを担当し、児童生徒個人の権利や自己実現の保障、身体的、精神的、社会的に良好な状態を実現させるための職務であると考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 スクールソーシャルワーカーの内容というのは存じているのですが、今の答弁ですと、プラスに考えているのかなという部分で受け取るのですが、スクールソーシャルワーカーの導入についてはどのように考えていますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在、当市におきましてスクールソーシャルワーカーは配置されておきませんが、学校及び児童生徒を取り巻く環境が大きく変化している現在におきまして、スクールソーシャル

ワーカーによる相談体制の整備や課題解決を求める声は今後さらに高まっていくものと思われます。

文部科学省または北海道教育委員会におきましても、スクールソーシャルワーカー活用事業の取組を進めているところでございますが、相談対応案件が増えている一方で、当市においても引き受けてくださる有資格者の確保が課題であると考えております。

今後、先進自治体での配置状況、また活用の状況などについて情報収集を行いながら、当市における活用の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 スクールソーシャルワーカーの有用性というのは理解されていると思うのですが、募集したからといってなかなか見つからないというのが現状で、今なかなか有資格者の中でもさらにちょっと専門的な部分になるので、ただ有用性を理解しているのであれば、まず募集をするところからもう始めるのはいかがでしょうか。なぜなら、後から手を挙げてもなかなか見つからない。もし今声を出して募集かけることによって、近くにもいっしょにやってくれる方がいるなら、それはとてもいいことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 繰り返しの答弁になりますけれども、庁内の関係部署とも情報共有を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 もしそういう方がいらっしゃったら多分この自治体も欲しい人材だと思います。だからこそ、今こういう問題があった網走市だからこそ、一番先に手を挙げて積極的に登用していくような活動が大事なのではないかなと思います。

次に、STOP i t (ストップイット)といういじめ防止アプリがあります。これはかなり以前にも質問させていただきましたが、当時メジャーリーガーであった松井秀喜氏やジター氏も出資してつくられたアメリカでつくられたシステムです。匿名性を残しつつ、いじめを通報することができるアプリで、いじめ問題を発見した際にいじめている人、いじめられている人、それを見ている人に分類されますが、大半は見ている人に分類されます。発見してそれがよくないことだと思っている人も、もしそれ

を伝えた場合、その火の粉が次は自分に来るかもしれないと思うとなかなか口にすることが難しい部分をサポートして、伝えやすくしてくれるアプリなのだと思います。全国的にもそうしたいじめ防止アプリなどの導入も増えてきている中で、網走市はクロームブックを1人1台体制で持っているということは、対応可能だと思います。もちろんそれに加えて、個々で所持している携帯やタブレット端末にダウンロードしてもらい、つながる窓口自体を増やしていくことが大切に思いますが、いじめ防止アプリ導入についてはどのように考えていますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 いじめ防止アプリの導入につきましてであります。今回の事件が起きた経緯からも学校という集団の中で起きている出来事につきまして、誰もが見過ごさないこと、つまり誰もが起きている出来事を傍観しないような意識を持たせる観点からも必要と考えておまして、現在は導入に向けた検討をしているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 今いじめ防止アプリというのも様々なものが出てきておりますので、種々検討した中で一番網走に適したものを導入していただきたいと思っております。

次に、不登校について伺います。

現在不登校とされる児童数の推移はどのようになっていますか。またその対応はどのようなことをしておりますでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 当市におきます不登校児童生徒の状況と対応でございますが、令和4年度末時点における市内学校の不登校、いわゆる年間30日以上欠席のある児童生徒は小学校児童で20名、中学校生徒で58名となっております。在籍児童生徒数に占める割合は、小学校で1.3%、中学校で7.5%となっております。

不登校児童生徒に対する対応につきましては、まず第一には在籍学校の教職員による児童生徒の状況確認、保護者との連絡調整及び家庭訪問などによる対応を取っております。また、並行いたしまして、学校から市教委及び家庭児童教育相談室への相談や連携により都度対応を協議しているほか、子供の様子や環境を踏まえ、不登校が長期期間にわたることが見込まれる場合には、学びの保障という観点から必要に応じて網走市教育支援センター、いわゆるク

リオネ学級への入級による通級指導を行っているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 不登校と言われる児童数、残念ながら年々増えておりますが、その理由は様々で精神的に行けなくなる子もいれば、突然行けなくなる子もおり、一概に全ての児童に対して同じような対応で合っているとは限りません。網走市でもスクールカウンセラーの増員やクリオネ学級、ふわりなど対応されているのは存じておりますけれども、全ての児童が仮にそうした施設やスクールカウンセラーなどの対応を求められたとき、今現在78名ということですので、果たして足りているといえるのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 多数の不登校児童生徒が相談や通級を希望した場合の受入体制の対応についてでございますが、スクールカウンセラーにつきましては、現在4名の方々がそれぞれの担当校を分担しまして各学校へ定期的に来校して、児童生徒のスクールカウンセリングに当たっているところでございます。しかしながら、来校1回当たりの対応可能時間は5時間程度であり、仮に当日に多数の面談、相談希望があった場合には、次の来校日に繰延べをするということもありません。

また、学校で適応できない児童生徒に対する適切な教育相談、適応指導、また学習指導などの指導援助を行い、学校生活への復帰を促すための設置しておりますクリオネ学級では、専任の教室指導員1名により本年度は現在7名の児童生徒の指導を担当しております。こちらにつきましては、指導員が対応可能な人数に加えまして、教室の広さ、大きさという施設的な条件制約もございまして、これまで幸いにして受入れができないというケースはありませんでしたが、仮に多数の入級希望者があった場合には、現状としては対応ができないことが考えられるところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 なかなか全員が急に来るようになる、施設を望んだりとかというのもなかなかあり得ないような状況かもしれませんが、対応できるようにということで、しっかり取り組まなくてはいけないのかなというふうに考えます。

不登校の学びの確保として、クロームブックを全生徒に対して導入いたしました。導入したからには



活用しなければいけないのですけれども、例えばインフルエンザや新型コロナの回復期などで元気だけれども学校に行けない場合に、授業を受けて内容を理解する上でもしっかりと活用していくことは大事ではないかと思えます。

近隣の置戸町では、不登校の方ですけれども、図書館に通ってオンラインで授業を受けたりして出席扱いしてもらうこともできます。小さいまちだからやりやすいと思える部分もありますが、例えば網走市も各コミュニティセンターでWi-Fiを導入しており、いろいろな場所で大人が見守る中で受けることも可能なように思いますが、どのように考えますでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 不登校児童生徒の学びの場についてでございますが、ICT機器の活用によりまして、不登校となっている児童生徒がタブレット端末を使ってそれぞれの御家庭から学校の授業にオンラインで参加する事例も確かに増えつつございます。この場合、現在は各家庭におきまして、保護者や同居の家族の対応と協力をお願いしておりますが、各家庭が抱える個別の状況、例えば保護者が仕事などの都合でどうしても児童を観察できず、地域の住民のつながりから自宅そばのコミセンで大人の見守りによる対応をしたいという申出があれば、そこは個別な案件として状況を確認しながら対応していきたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 そこは対応可能だということなのですけれども、オンライン授業やタブレットでのゼミ、塾やフリースクールなど多様な学びの場があって、それでも出席日数としてカウントできるようにしていくことが大切ではないのかなと感じます。もちろん中には、学校とのそうしたつながり自体を嫌がるような子もいるかもしれませんが、例えば塾やフリースクールで出席扱いにする場合、何をどう学んだかというレポートを出した上で各学校での判断となっております。なかなか教育委員会としての指針を示さないと、一方の学校では認められる、しかしある一方では認められないなどアンバランスを回避する上で、学校が判断を出しづらい状況であるように感じます。網走市として指針を示す必要があると思うのですけれども、どのように感じていますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 学校外での多様な学習活動の場に参加した場合の出席日数の考え方についてでございますが、令和元年10月25日に文部科学省が発出しております不登校児童への支援の在り方についてにより、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合や自宅においてICT機器を活用した学習活動を行った場合の在籍学校での出席扱いについての考えが示されております。その内容につきましては、不登校児童生徒の保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていること、塾やフリースクールなどにおいて学習の計画や内容が学校の教育課程に照らして適切であると判断されること、ICT機器を活用したオンライン等での学習活動の場合は、定期的な訪問の実施など、対面指導が適切に行われていることなどを総合的に勘案しまして、在籍する学校長が指導要録上で出席扱いをするかどうか、最終的に判断することとされております。

しかしながら、同一市内にある学校がそれぞれの判断で出席の取扱いを個別に判断し、学校間で異なるような運用は好ましくないと考えていることから、今後各学校とも協議しながら市としての一定の考え方について整理してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 やはり出席扱いになるべく広くスタンスを取ってあげて、子供たちがいろいろな対応の中で、ある意味フリースクールというのもスクールという名前のおり学校なので、そういった関わりを絶たないように、いろいろな場面で活躍できる未来を奪わないで出席扱いしてあげてほしいなと私は思います。

フリースクールの方にお会いしてお話も聞きました。その方は、全部の学校を回られてほとんどの学校の校長とかも会われてお話をしたのですけれども、おおむねいい、出席認定についてはなかなかいい感触なのですけれども、なかなかやっぱり1校としての学校長の判断というのが難しそうな印象を受けたというお話だったので、しっかりとそのまとめ役として、網走市教委が音頭を取ってあげてまとめてあげていただきたいというふうに思います。

次に、時代の変化の対応について伺います。

小学校では安全を理由にして見守り携帯を持たせることは認められておりましたが、中学校では認め

られておらず、確認をすると基本的には携帯電話の所持は認められていないというの是一致的です。所持を認める部分において幅が各学校に委ねられている現状がわかりました。特に中学校では、携帯電話を隠れて持ち込むことが横行している話も多く聞きます。

昨今の時代では、登下校時の安全の確保の難しさを考えたときには、安全を確保する自己防衛の一助にもつながり得るツールであると思います。

先日東京において、中学1年生が刺されるという事件もありました。また、学校の先生をあおるのを動画で隠し撮りし、手を出したところを切り抜いてSNSにアップするなど、なかなか難しい現状であることも最近のニュースでも感じます。

時代や機器の進歩に合わせて逆に携帯電話の持込みを認め、しっかりとルールを定めてあげて、学校のクラスで鍵付きの保管庫などで保管していたほうが、学校や保護者双方にとってメリットがあるのではないかと感じますがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 学校への携帯電話の持込みについてでございますが、現在市内小中学校におきましては原則持込禁止としているところでございますが、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合には、保護者から学校へ持込みの許可を申請し、例外的に持込みを認めることがございます。

しかしながら、議員お話のとおり、近年児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた場合などに携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっていることも認識しております。

文部科学省におきまして、平成21年に発出しました学校における携帯電話の取扱い等についての見直しを図るべく、有識者会議を設置し検討を行ったところでございまして、その結果が令和2年7月に示されたところでございますが、小学校においては持込みを認めることで携帯電話の所有を推奨していると捉えられ、所有していない児童生徒の保護者の経済的負担が発生し得ること、登下校中の歩きスマホによる事故等のおそれ、SNSに係るトラブルの増加等が考えられる。また、教職員は日常的に携帯電話の管理や紛失、盗難等への対応に苦慮することが考えられるなど、現段階では原則禁止の従来の方針が妥当であるとされております。

一方、中学校におきましては、小学校と同様の懸念はあるものの部活動に参加する生徒が多いため、小学校と比較して帰宅時間が遅くなる点も考慮する必要があることから、携帯電話の持込みを原則禁止としつつも、学校と生徒、保護者との間で一定の条件の合意の下、持込みを認めることが妥当と考えられるとされております。

このようなことから本市といたしましては、今後のニーズの高まりにより児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者にアンケートをするなど、その在り方を捉えていかなければならないと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 今、答弁の中に、小学校の部分では歩きスマホの事故のおそれ等があるという話のところも例としてありましたけれども、見守り携帯とかであれば、あれをいじりながら歩くというのなかなか逆に難しいのかなと思います。

中学校になると、スマホに代わってくる子供が増えていったりと、時代のニーズ、年代におけるニーズもまた変わってきているので、そういった部分も考慮しながら時代の変化についていっていただきたいと思います。

また、近年登下校時における事件や事故などが増えてきており、そうした意味で、安全確保としてガードレールの設置や先生が学校の付近の交差点まで出て安全確保に努めている様子なども伺いますけれども、犯罪事態も複雑化されてきている中で、安全を確保するというのもそろそろ限界があるように見えてきております。自衛という意味を持たせる上でも携帯電話という保護者もおおり、申請の認められる幅について、もう一度考える時期に来ているように感じますけれども、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 先ほどの答弁でもありましたように、携帯電話の持込みに関しましては原則禁止としておりますが、各学校において家庭の事情など聞き取りや申請により例外的に持込みを認めているケースがございます。議員お示しの申請の認められる幅につきましては、学校により差異があるということも認識をしておりますので、現状の原則禁止というルールの下、各学校における状況を把握の上検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 時代の変化で車やテレビなどのよ

うに、家にスマートフォンなどタブレットツールやパソコンなど電子機器があるのが当たり前になりつつあります。そうした子供たちの世代はデジタルネイティブ世代とも呼ばれており、制限をしてもこれから大人に近づくにつれて操ることができるのが当たり前になってきています。また、そうした社会の悪い部分、電子機器を使った犯罪により意外と身近で自分たちに危機が迫っている部分があるのも事実だと思っています。そういう部分を見ると、子供たちを守る上でもデジタル・シティズンシップ教育を導入していき、しっかりと正しく使うことを教えていくことが大切だと思いますが、どのように考えますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 デジタル・シティズンシップ教育の導入についてであります。2020年欧州評議会がデジタル・シティズンシップ教育研修資料集を公開したところでありまして、日本での活用も期待されているところでございます。

デジタル・シティズンシップはデジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する能力のことであり、デジタル・シティズンシップ教育は優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育とされております。社会にスマートフォンやタブレットなどデジタル端末が急速に普及するのにあわせ、世界各国や国内での取組が少しずつ始まっている状況でございます。

子供たちは学校ではGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利用はもちろんのこと日常生活でも様々な場面でデジタル環境を利用しております。今後子供たちがデジタル技術を正しく活用し、どのように活用すればよいかなど、デジタル社会においてよりよく生き抜くためにも、このデジタル・シティズンシップ教育は大切な教育の一つであるという認識をしております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 大切な教育の一つであるという認識をしているということは、これはもう導入をしていくということなのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 デジタル・シティズンシップ教育につきましては、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと今のところ考えております。現在のところ、情報モラル教育などは学校のほうで行っておりますけれども、このデジタル・シテ

ィズンシップ教育という概念ももう少し勉強させていただいた中で、ちょっと学校とも話し合っていたいなど考えております。

○平賀貴幸議長 古都議員。

○古都宣裕議員 先進的に取り組んでいくことが教育においては大事なのではないかなと思います。

最後に、種々質問させていただきましたが、全てにおいて保護者が一番子供たちと過ごす時間が長い大人になると思います。いじめ問題にしても、自分の子供がいつでも被害者にも加害者にもなり得ると感じます。どういうふうに教えたらいいというのも、多種多様な子供たちに一番対応できるのも両親であり保護者なのだと思います。しかしながら、共働きの増加などで親と子供たちの接する時間というのが減少していているというのも社会的な問題の一つになっているように感じます。スマートフォン片手に育児をする、多言語に触れたり流向に敏感になるなど、そうしたテクノロジーのいい面もありますが、網走市として保護者だけでなく全ての大人が子供たちの目線に合わせ顔を見るなど、何かしっかりとまちとして一体的に取り組んでいることが大切のように思いますが、これを機として何かそうした取組や決意などはありませんでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩します。

午後 3 時49分休憩

午後 3 時50分再開

○平賀貴幸議長 ここで申し上げます。

やがて定刻になりますが、会議時間を延長しますので御了承願います。

一般質問を続行いたします。

古都議員の質問に対する答弁から。

教育長。

○岩永雅浩教育長 失礼しました。

これから網走市教育委員会の基本的な、教育行政の基本的な考え方にもなると思いますけれども、従来の考え方や方法ではなかなか解が見つからないという社会問題にどう取り組んでいくかという問題を、この社会変化は提供しているのだなというふうに思っています。その内容が今古都議員が御指摘のあったことも含めてというふうに思っております。

このようなそういう時代の中で、当市が将来にわたって発展していくためには様々な問題に自ら立ち向かい様々な人たちと協働して、それぞれの状況に応じて最適な解決方法を探り出していく力を持つ人

材となる児童生徒を育成する教育の役割がますます重要だというふうに思っております。様々な教育課題に対応するために学校、家庭、そして地域、あるいは幼児教育や大学といった関係機関との連携を一層強化をして、各種取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

○古都宣裕議員 終わります。

○平賀貴幸議長 石垣直樹議員。  
石垣議員。

○石垣直樹議員 ー登壇ー 希政会の石垣でございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、昨年の第2回定例会で人口減と子育て支援について一般質問をさせていただきました。そして、2020年の第3回定例会におきましては、学校教育におけるSNS等情報モラル教育について同様に一般質問をさせていただきました。

今回は、小中学校における学習環境についてお伺いいたします。

まず初めに、各小中学校における新1年生の児童数、クラス数をお示してください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 令和5年度5月1日現在の……、失礼しました。各学校におけます新1年生の児童生徒数、クラス数でございますが、小学校は網走小学校35名1クラス、中央小学校28名1クラス、西小学校17名1クラス、呼人小学校2名、これは複式学級になりますが1クラス、南小学校41名2クラス、潮見小学校63名2クラス、東小学校6名で1クラス、白鳥台小学校8名で1クラス、西が丘小学校9名1クラス、小学校合計で209名11クラスとなっております。

次に、中学校でございますが、第一中学校71名2クラス、第二中学校47名2クラス、呼人中学校4名、こちらも複式になりますが1クラス、第三中学校101名3クラス、第四中学校21名1クラス、第五中学校14名1クラス、中学校合計で258名10クラスとなっております。

○平賀貴幸議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 少子化に伴い減少傾向にありますが、学校によってはあまりにも児童数が少ない現状があるかと思えます。

次に、授業で使用される教材についてお伺いいたします。

1人1台端末の普及によりクロームブックを生徒たちは授業で活用しているかと思われま。それ以外に教科書、ノート、授業によっては副読本が使用されているかと思われま。おおよそ授業で使用される教材、教科書の点数、数は幾つかお示ください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 通常主要教科におきまして、小学校では教科書1点、ノート1点が基本となっておりますが、国語と算数において副教材としてドリル帳が使用される場合がございます。社会科などでは小学5、6年生におきまして地図帳や資料集が1点ずつ使用されておきまして、3、4年生では網走市編製の副読本1点も使用されておきま。

中学校におきましては、社会科が歴史、地理、公民分野ごとに分かれておきまして、ほかの教科と比較しても教科書が多くなっております。

小中学校とも技能系教科であります音楽では鍵盤ハーモニカやリコーダー、図工美術では水彩セット、家庭科では裁縫セット、書写では習字道具などの補助教具が使用されておきま。

おおよそであります。授業で使用される教材教科書の点数、数につきましては、小学校1、2年生で17点、3、4年生で24点、5、6年生で28点、中学校では全学年29点程度となっている状況でございます。

○平賀貴幸議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

次に、GIGAスクール構想による1人1台端末が網走市内においても配付され、授業で使用されておきま。近年の破損数と破損原因についてお示ください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 1人1台端末、クロームブックになりますが、その破損数とその原因でございます。クロームブックにつきましては、令和2年度に小学校で1,732台、中学校で875台の合計2,607台を導入したところでございます。

これまでに故障、全損した台数でございますが、令和3年度は小学校で故障が24台、そのうち全損が1台、中学校では故障が29台、そのうち全損が1台となっております。令和4年度は小学校で故障が36台、そのうち全損が15台、中学校では故障が43台、そのうち全損が6台となっております。

また、故障の主な原因でございますが、使用頻度

等によるキーボードの破損が最も多く、故障の約3割を占め、落下などによる画面割れが2割、その他OSの破損、ヒンジの緩み、充電ができないといった状況でございます。

○平賀貴幸議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 落下による破損が2割あるというふうにお伺いしました。

その落下による破損の原因の一つが学習機の大きさに起因するかと思われまます。現在の学習機の歴史を振り返りますと、戦後、学校の机や椅子は資材不足などで粗悪品が出回っていたそうです。これを防ぐために1952年、昭和27年、学校用家具（普通教育用机・椅子）のJ I S規格（旧J I S規格）が規定されました。号数ごとにサイズが明示されておりましたが、地域の木工場ではこの規格を基に学校用の家具がつくられるようになったそうです。机の幅は600ミリ、奥行き400ミリとなり、一人用の机が定着していきました。

その後、1999年、平成11年に新J I S規格が更新、現在まで適用されているそうです。新J I S規格では、奥行きを450ミリから500ミリと定めており、これまでのサイズが見直されております。また、1990年代には教科書やノート等も国際規格であるA4版に移り変わってきたこともあり、今の新J I S規格が浸透していったそうです。

現在、普及している学校机の天板サイズは新J I S規格サイズの650ミリ掛ける450ミリが一般的かと思われております。

しかし現状は、教科書、ノート、クロームブック、さらには辞書、筆箱、授業で使う教材の数が多くなってきております。つまり何が言いたいかといいますと、机の大きさが狭いということです。

本年産経新聞の5月30日の記事によりまますと「学校の机もデジタル化、液晶モニターも、滋賀県の元教員が開発」という記事がありました。記事によりまますと、「教科書にノート、さらには副教材や辞書も。教育現場でデジタル化が進み、授業でタブレットを使う学校も増える中、児童生徒の机の上は物であふれかえっている。そこで元高校教員が、時代に対応した画期的な机を発明した」この方いわく、「教員時代、生徒たちが授業中に教材を机いっぱい広げる姿を見るたびに、読み書きの作業スペースが狭く、勉強しづらいのではと感じていた。パソコン1台では教育の基本となる「読み」「書き」を同時にすることは難しいという課題もある。文部科学

省は来年度からデジタル教科書を本格導入する方針で、教育のデジタル化はさらに進むと見られる。教材はこれだけ進化しているのに、机はなぜ変わらないのか」という記事でございます。

私も中学校の授業参観でお伺いした際に、まず感じたのは机が狭いであります。肘をつく場所もない状態、机上の教材をやりくりするという手間がかかっており、勉強しづらいと感じていました。

調べてみますと、コクヨでは「つくえ+（つくえたす）」という製品がございます。机の奥行きを50ミリ延長して、PCやタブレットをはめ込み、教材や文房具の転落防止、筆箱などもコンパクトに収納できる製品であります。

このように児童の学習環境について、特に机について網走市の見解をお示しください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 小中学校におけます机の天板規格につきましては、二つの小学校を除きまして、全ての小中学校で幅600ミリ、奥行き400ミリのいわゆる旧J I S規格を利用しております。

児童生徒数にもよるところでございますが、新J I S規格の導入をする場合、机自体を入れ替える必要が生じますので、費用面での課題や教室が手狭になるといったこともございます。そのような中で議員お示しの天板を拡張する製品は効果的であると認識しております。現在、比較的小規模であります四つの小中学校で全学年に天板を拡張する製品を学校が導入しているところでございます。また、二つの小学校におきましては、特別支援学級を対象に導入しているところでございます。

来年度も、デジタル教科書の本格導入以降も紙の教科書と併用しながら授業をするといった文部科学省の考えもございますので、今後も机上の学習環境が大きく変容することは想定しづらく、机の狭さや端末を落下させてしまうことも懸念されますので、学校の意見を聞きながら、必要に応じて天板拡張製品などの導入を検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

極端な話ではございますが、児童数が減少しているに伴い、使用されていない教室が多数ございます。壁を取り払い二つの教室を一つにする、授業を受けるスペースを確保することも可能であるかと思っております。今後とも子供たちの学習環境をよりよくす

るために検討を続けていただければと思います。

次の質問に移ります。

小中学校の統廃合についてです。

年間出生数が約180人という現状、30人クラスで6クラスしか成立しない中で、小学校が9校、中学校が6校、うち内1校が小中学校となっております。先ほどの質問でも、クラス当たりの児童数などをお伺いしました。

小中学校では9年間義務教育を受けます。義務教育の目標は、1、日本国民として必要な基礎学習を身につけること。2、公民として必要なルールを身につけること。その他、人間が人間として生涯にわたり生き抜く力を育成する基礎教育が義務教育の目的であり、具体的には以下の点が必要とされています。様々ありますが、一部ピックアップしますと、人間に会わせること、コミュニケーション能力の育成等々様々うたわれております。

人間に会わせること、コミュニケーション能力の育成、そこには多くの人間の関わりが必要であります。少ない人数のクラスで家庭的な学校も魅力的ではございますが、しかし、社会に出る子供たちにとって、やはり多くの人との関わりの中で、自分自身が身を置き、様々なコミュニケーションの中で社会性を身につけてもらうことのほうが、子供たちにとり大事な機会であります。

皆様も御存じのとおり、同級生というのはかけがえのない一生のつながりであります。特別です。また、市内小中学校で起こったいじめ問題でもクラス替え、クラスの再編で人間関係を再構築できるはずなのに、児童数が少なくそれもままならない現状があるかと思えます。

学校統廃合は大変な時間と市民理解を要する案件であり、大変な事業です。しかし我々大人が子供たちのためにやるべきことではないのでしょうか。ぜひとも検討を進めていただきたいのですが、網走市の現在の見解をお伺いいたします。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 令和5年第1回定例会の代表質問の中で、石垣議員、平賀議員へ答弁させていただいているところでございますが、小中学校の統廃合につきましても、少子高齢化の進展により市内郊外の小学校では複式学級が発生し、市街地の学校におきましても複数学級を編制できない学年のある小学校も存在する状況でございます。

学校が小規模になりますと、集団の中で社会性や

規範意識に触れる機会が得られにくくなること、運動会、学芸会など集団活動、行事が難しくなること、さらには児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じることなどのデメリットが考えられるところでございます。

また、一方メリットといたしまして、教師が一人一人の学習状況や学習の定着状況が把握でき、きめ細やかな指導ができること、意見や感想を発表できる機会が多くなること、様々な活動で一人一人がリーダーを務めるなど、責任を持つ機会が多くなることなどがあると言われております。このことから、各校の教育課程の編成に関わっては、メリットとデメリットが多様な要素で絡むことから、保護者や地域を含め学校の在り方について慎重に検討する必要があると考えております。

教育委員会の会議におきましても、児童生徒数の状況、学校規模、他市町村の事例なども示しながら意見交換を始めておりますが、学校施設の老朽化なども視野に入れ、地域との意見交換など、どのような協議の場を設けるのかを含めまして検討を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 終わります。

○平賀貴幸議長 理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後4時08分休憩

午後4時10分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

村椿敏章議員。

村椿議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

質問通告に従い、一般質問を行いたいと思えます。

まず最初に、ごみ処分場についてであります。

網走市は今年審議会を設立する予定ですが、その審議会の設立の目的、それから設立に向けての現在の状況はどうなっているのかを伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 審議会設置の目的ですが、これまで懇話会で審議等をしてきたごみ処理に関わる計画を附属機関として設置する審議会に審議等をするため、網走市廃棄物減量等推進審議会を7

月上旬に設置するよう準備を進めているところで  
す。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 審議会のメンバーはどのような構  
成になっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 審議会の委員構成ですけ  
れども、学識経験者として大学の先生を3名、北  
大、農大、北見工大です。あと市内の団体、商工  
会議所、商店街振興組合、社会福祉協議会、町内  
会連合会、観光協会、農協、漁協の各団体にお願  
いして出てもらえるのか、今推薦をしているところ  
です。あと公募2名、合計で12名の委員で構成し  
ようと準備をしているところです。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それでは、改めて確認いたしますが、広域化によ  
る中間処理施設を焼却場とした場合に網走市がか  
かる経費というのは一体幾らになるのか。また、  
網走市が単独で整備した場合と比べて幾ら経費は  
減るのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 令和5年2月21日の文  
教民生委員会で御説明したときと出ている試算額  
は同じですが、広域による中間処理施設整備に係  
る費用の比較では、網走市単独で整備した場合、  
46億800万円、広域で整備した場合は92億8,000  
万円となり、そのうち網走市の負担額、負担割合  
は42%の38億7,000万円、広域で整備した  
場合7億3,800万円少なくなると見込んでいま  
す。

現在1市4町で協議し、焼却処理するごみの内  
容を見極めているので、今後細かい条件、内容等  
により規模などが決まってくると整備費は変わる  
ものと考えております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 広域化したほうが安くなるとい  
うことで、広域化を今やろうとしているということ  
なのですが、一つちょっと確認したいのが、広域  
化をしないと交付金というのは入らないのか伺  
います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 必ず広域じゃないと出  
ないということではありませんけれども、国、道  
が進めている枠組みの中でまずそこを検討して、  
どうしてもというところでないと交付金の対象に  
はならないという認識でおります。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。広域化をしない、  
でも要は処分場が計画として出された場合は交  
付金も入ってくるというふうに認識させてもら  
っていますか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 広域化にしないと交  
付金が当たらないということではありませんけ  
れども、国、道が進めているのは、まずはその  
枠組みの中で検討した結果、その結果難しいと  
認められれば、そうではなくても交付金は当  
たることは考えられますけれども、基本的には  
広域化がまず第一であるというふうに考えてお  
ります。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。まずは広域化  
第一で進めるというふうに認識いたします。

次の質問に移ります。

延命化策の進捗状況についてですが、現在の  
進捗状況、生ごみの処理については何によつて  
改善されてきたのか。また、堆肥化率の状況は  
どのようになっているのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 ごみ処理の改善は破  
袋機の増設や受入ヤードの増設による施設の設  
備の見直し、現場での日々の堆肥化作業の向  
上と直接埋立になるべくしない取組について試  
行錯誤して、一定の知見のまとまりができた効  
果が、令和4年度初めの65%前後の安定化を  
経て、令和4年9月以降は堆肥化率70%以上  
を維持している要因であると思っております。

延命化の進捗状況についてでありますけれど  
も、生ごみ堆肥化率については令和4年度平均  
は72%でした。今年度に入って4月は77%、  
5月は76%となっております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 生ごみの堆肥化は順調に進  
んでいるというふうに認識します。

それでは、おむつの処理についてですが、こ  
の減容化の効果はどれだけあったのか伺いま  
す。また、斜里に運ぶため、そのときの経費の  
算出方法、そして運搬はどういう会社がして  
いるのか、契約方法はどのように行われている  
のか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 紙おむつ類の高温  
高圧処理による減容効果でありますけれど  
も、令和4年度

に実施した試験で74%減容することを確認し実施をすることといたしております。4月は紙おむつ類61トンのうち43トン、推計の容積は175立米を高温高圧処理することで約70%減容化、容積は45立米となり、5月は紙おむつ類67トンのうち55トン、推計の容積は224立米を処理し約74%を減容化、容積は58%と推計しております。

紙おむつの処理につきましては、斜網地区で高温高圧処理施設を有している企業が斜里町にある会社1社のみであることから、減容処理のほか紙おむつの処理残渣の運搬も含めて一括して発注し、同社と随意契約をしております。斜里町への運搬の経費の算出ですが、相手方からの見積書の額となりますが、運搬に関わる積算は労務単価や車両損料を参考に確認をしたところです。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 運搬費については、こちらのほうでも計算して妥当な価格だというふうに判断したということですね。了解しました。

次に、覆土の厚さ、これを薄くすることによって埋立量を減らす計画でしたが、今それによって飛散するごみが増えているようです。そのごみの覆土の厚さを薄くしたことによっての影響について、また対応策について伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 覆土の厚さについてですが、生ごみ残渣や紙おむつの直接埋立てが大幅に減っていることから、最終処分場延命のために覆土を本来の対策に影響が出ない程度に減らして対応を続けているところです。

覆土の厚さは、毎日実施する即日の覆土については過度な厚さにはせず適正な厚さを確保しながらごみの飛散防止に努めています。飛散については、覆土量に対して比例するものではなく、強風であったり、鳥などの持ち去り、地盤安定のための掘り起こしなどの作業で飛散もあります。飛散が多い場合は、回収作業をして飛散対策をしております。破碎後埋立てをしているため、ビニールなどがネットの網目を通り抜けることもあることから、目を細かくするなどの対応も計画をしているところです。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の説明でいくと、やはり少しは増えているのかなと思うのです。私も遠目に見て、若干多いなという感じはするのですが、事業者への負担が重くなっているのではないかと思うのです

が、その点については市のほうはどんな認識を持っているか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 今回覆土を減らしたから飛散が多くなったということではなくて、それだけではなくて、先ほども答弁いたしましたけれども、風によって飛散するすとか、掘り返してということ、あとは処分場が埋まっていっていますので、前よりもフェンスのところが低くなっているという形になっています。そういったことから飛散はあるということ、これは明治の処分場に限らず八坂の処分場でやったときもそのような形でやっています、飛散してそれで量が多くなったときには職員が拾うという対応もしておりますので、そういったことも以前からやっている業務の一環だということ、押さえております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいくと、覆土の厚さを薄くしたからといってごみの飛散が増えているというわけではないという答弁ですが、現実には増えているので、ぜひ事業者側の負担についても細かく見ていってもらえたらなと考えます。

次に、処分場の整備に43億円かけました。また、その後に堆肥化に必要な破袋機や受入場所を増やすなどに1億6,000万円ほど、また今年度はおむつの運搬と処理、破碎機などで2億円、そしてこれから4年間で5億円かかることとなります。計画どおりに進まなかったということです。しかし、これについて早くからごみの分別にしる、また生ごみの堆肥化が進まないということはわかっていたわけで、市の対策が遅れたことが一番の問題だと考えますが、見解を伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 市の対策の遅れにつきましては、昨年12月の文教民生委員会で網走市一般廃棄物処理について検証の詳細版を御説明をいたしましたけれども、市としての計画に対しての実現性に対する検討、内容確認などが不十分であったことから、供用開始後に生ごみ破袋機や受入ヤードを増設することとなったところです。

また、最終処分場の状況につきましては、廃棄物処理における計画と実績の数値が乖離している認識はありましたけれども、ごみの搬入方法や設備の操作方法の改善で埋立量の減量が図れると考えたため、原因に対する施設改良等の早急な対応となりま



せんでした。このことは日常的なごみの排出、処理状況やその変化についての対応と、そのことが問題となることへの意識が欠けていたため、早期の調査検証をしておいたことにならない状況を生んだものと考えております。

また、市民の皆様への啓発や協力依頼が早急に、また適宜にできなかったことも原因と考えていることを記載し公表をしたところです。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今、おっしゃったとおりだと思います。

やはり市民に対しては、今回反省と検証を昨年の暮れに行ったわけですから、これについてもやはり市民に周知していく必要があると思います。そうしてこそ今後市民の理解も得られて、そして分別のほうも進んでいくことにつながるのではないかと思います。反省と検証について、今まで市民に対してなかなか広く周知していないのではないのかなど、私は思うのですが、例えばごみ通信とかそういうもので反省と検証について出していなかったように思いますが、今後広く周知する計画などはありますか、伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 これまでごみ処理の状況につきましては、住民説明会を実施したほか、まちづくり住民懇談会の全体会議でも御説明をさせていただいたところであります。また、7月号の広報につきましても、現在のごみ処理の状況と広域化についての広報を7月号で載せる予定であります。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいくと、反省と検証については特に出さないということですかね。広域化については出すけれども、反省と検証については、市の考えについては、どこが問題だったかということも市民に見せて、そして協力を願うというのが大事なのではないかと思うのですがどうでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 7月の広報には今までの処理がどういうところが不適切だったのかということと、延命化策のところ、そして今後の広域化の現在の状況についてお知らせする内容となっております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 これからの全体的な流れというか、そういうものを見せていきたいというふうに受

け取ります。要は広域化も含めてということですね。だから今後の……

〔「反省と検証の部分も一部含めて」と呼ぶ者あり〕

反省と検証の部分の一部含めてね。失礼しました。了解しました。

それでは、もう一つ確認しておきたかったのは、埋立ごみの量、これがその後どのような状況になっているのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 埋立ごみの状況でありますけれども、埋立処理量は各月前年よりも下回っており、令和4年度と令和3年度の比較でも880トン減少している状況にあります。令和5年度の4月と5月も前年より減少していることから、今年度も埋立処理量は減少する見込みと考えております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 埋立量は880トン、年間にして減っているというふうにわかりました。

また、違反ごみですね、違反ごみもやはり問題なのだと思うのです。違反ごみイコール埋立ごみにやっぱり直結するところですが、違反ごみの量は減っているのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 違反ごみの状況でありますけれども、数値的には令和2年度7万3,157個、令和3年度7万9,702個、令和4年度8万2,489個と増加傾向となっております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 これは減っていないと。ただ、埋立量は減っているということですね。埋立量が減っているというのは、やはり生ごみの処理が進んでいるところが大きいということですね。

やはり私何度も言ってきたてはいますが、違反ごみに対しての市のほうの対応ですか、これももっとしっかりとやっていく必要があると思っています。特に違反ごみの出るボックスについては、大体一定しているのではないのかなと思います。であるのだったら、近くの住民に対してチラシをまくとか、またアンケートを取って、何が分けられないのか、どうして分けられないのかということも市民の意見を聴いていく必要があるのではないかと思うのですが、見解を伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 これまでも違反ごみの多

いところにつきましては、チラシの配布ですとか、あと指導員的な者を置いて指導をするですとか、そういうことでやっておりますので、適宜今後も引き続きそういった対策も取りつつ、また新たな方法があればそういったところも取り入れていきたいと考えております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ今までになく人の力も使いながら周知して、協力を得ていただけたらなと思います。特に農大生の方々も本当は分けたいのだけれども、一回一緒になって捨ててしまったらやっぱりわからないでいて心苦しいのだという人たちもいますから、ですから、そういうところにもやっぱり寄り添って行ってほしいなと思います。

次に、残余量について伺います。

空き家の状況について伺います。現在網走で空き家は何件あって、何件解体されているのか。また、解体の数の推移はどうなっているのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 現在の空き家件数につきましては、現状把握ができていない状況でございますけれども、平成30年度の実態調査で空き家の件数につきましては約300件ございました。調査から5年経過している今年度におきましては、改めて空き家の実態調査を行う予定としているところでございます。

近年の空き家の解体戸数につきましては、平成31年度36件、令和2年度41件、令和3年度37件、令和4年度46件、おおむね40件程度で推移していることから、横ばいの傾向であると考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 人口も減っていますし、お年寄りの方も施設に入っている方々多いですから、空き家の戸数については調査をお願いします。というのも、やはり空き家を壊すことによって埋立ごみが増えてくるだろうということも想定されますので、その推移もしっかりと持ってほしいなと思います。

ところで、空き家を解体することで埋立ごみというのはどのようなものが出てくるのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 空き家の解体による埋立ごみの状況ですけれども、家の構造物自体は産業廃棄物となって市の処分場に入ることはありませんが、家財道具は市の処分場に入っていきます。家財

道具としては家具、布団類などが想定されます。個々の状況によって廃棄物の内容は変わるため、排出内容の予測は難しい状況ではあります。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 量についてはなかなか難しいということですね。理解しました。

ただ、空き家の解体戸数にしる、今後も注視していつてもらえたらなと思います。

次に、処分場の管理する事業者との協議、これが前回なかなか市と事業者との話に食い違いがあったりして難しい状況だったと思うのですが、協議は進んでいるのか伺います。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 委託業者との話ですけれども、委託事業者から提供依頼により最終処分場の容積に関する資料を提供しておりますので、その資料を踏まえた考えがまとまった段階で改めて協議することとしております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 要は調査して、それがまとまった段階でということですか。もう一度お願いします。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 委託事業者から容積に関する資料の提供が、資料が欲しいということがありましたので、その資料を提供しましたので、向こうのほうでそれを確認した後、改めて協議をすることにしております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それは最新の測定の結果とかそういうことですか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 最終処分場の最終形のところです。最終を決める、上のところがわかるとその容積がわかりますので、その最終形の図面をお渡しをしております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。そこのところからはっきりさせていこうということですね。了解です。

事業者との残余量の差について、まだ解決は、そうしたらしていないということですね。それは協議をした上で今後解決していきたいというふうに取り扱います。

次の質問に移ります。

延命化策を進めて、そして令和9年度までは今の

処分場を使うという計画ですが、それより早く埋まってしまった場合はどうするのか。他の自治体に運搬するという事なのか、改めて確認します。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 現在令和10年度までの埋立てを予定し、生ごみ堆肥化率の維持、紙おむつ類の減容化など延命化対応を実施することに取り組んでおります。

一方で、延命化方針でもお示ししていたとおり、次期最終処分場整備にも着手をしているところです。計画どおりとならない状況をより早く確認できるよう、埋立状況が確認できる残余測量を年4回行っていくことで対応の効果と対策を取ることを計画をしております。現時点では1年早く埋まった場合などの対策についての金額の積算はしてありません。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 要は他の自治体に運搬する考えはないということですか。そういうふうに取り扱います。

そうならないように努力するという事なのでしようが、やはり市民の皆さんは今満杯になるのではないかとこのところについてはかなり心配しています。やっぱり今考えられる最大限の事を行っていくように求めたいと思います。

ただ、満杯になった場合運搬費、またはこれは協議した上で他の自治体に持っていくということになるかもしれませんが、運搬費や受入費についてやはりさらにつぎ込んでしまうことに、税金をね、またさらにつぎ込むことになってしまふと。であるのだらば、そこについても早く最終処分場を整備したほうが、ほかのところを持っていかないよりはお金がかからないとか、そういう試算も必要だと思ひますが、いかがですか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 先ほども答弁いたしましたけれども、今取組を進めており、その延命化の計画の中でも一応推定では大丈夫ではありませんけれども、延命化の効果を出せば計画どおり、令和10年度までは埋立てを実施をする。その一方で、新たな処分場の計画も進めていくということ。あとその状況が早くわかるように、1回の測量から年4回の測量に切り替えているというところで、やらないというわけではなくて、状況は適宜見極めますけれど

も、今現在その状況にはありませんということでありまふ。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今答弁の中で、10年度まで利用していくということだったのですが、延命化の資料の中では9年度までもつということだったと思うのですがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 延命化の中でも10年度までで、10年度に焼却が始まると焼却灰、残渣は5分の1になりますので、そうすると1年分残っていれば単純計算で5年延びるということで、そこで令和10年度から14年ぐらゐまでが最大処分場延命できるのではないかとこのこと御説明をさせていただいております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 私の認識の違ひだったということですね。中間処理施設ができれば10年度までもつと、15年度までもつと、縮小できて。ただ、それがうまく延命化が進めばというところだと思ひますが、もしですよ、短くなってしまうというのをどういう段階で判断しようとしているのか。それをどこかでやっぱり判断しないと、先ほど言ったように他の自治体に運んでいかなければならないことになりかねませんよね。これはどの時点で判断していこうと考へているのか伺ひます。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 新たな最終処分場の整備については、一つの目安として令和6年10月の測量結果で新たな最終処分場の工事に着手するかどうかの判断をする必要があると考へております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 令和6年10月の測量で判断すると。その後、着工するとなると、令和7年とか令和8年ぐらゐから着工できるということですか。何年から着工できて何年に出来上がるような計画になるのでしょうか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 今進めている次の処分場の計画では、令和7年度から工事を開始していくということで、そのことから令和6年度中での一定の判断が必要ということ考へております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 7年度、次年度から着工するという事ですね。完成するのは1年間で完成するので

すか。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 供用開始は令和10年度からを予定しております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 令和10年度から利用できるようになるということですね。それよりも早く埋まらないように、しっかりとやって市民に知らせて協力を願って頑張っていかなければならないと思います。ぜひよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

次は玄関前除雪についてです。

今高齢化が進み、高齢者の日常生活は大変であります。年金が減って収入減、またそういう収入が減っている中で除雪を事業者に依頼することも厳しいという現実があります。今後も高齢化率は進みます。そして、町内会もだんだんと維持できなくなってくるような状況が増えています。高齢者の除雪の現状、これについては福祉部のほうでやっていますがなかなか進まない、そういう状況であります。今高齢者には除雪は苦痛であり、市民の皆さんは玄関前除雪を本当に望んでいる状況です。今市の除雪の体制の中で、この高齢者向けの玄関前除雪、これをやる必要があると思いますが、網走市の考え、やる気があるのかどうか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 玄関前除雪についてでございますけれども、当市の道路除雪方法につきましては、道路の両脇に雪をかき分けるかき分け除雪を基本として行っております。そのことからどうしても道路脇に雪が残ってしまう状況でございます。広報等で市民の皆様へ御理解、御協力をお願いしているところでございますけれども、市民の皆様から玄関前の置き雪に関する問合せが多く寄せられております。特に高齢者のみの世帯等の除雪困難者に対しては外出のための通路確保も必要であると認識しており、高齢者等除雪サービスを実施しているところでございます。

一方で、人口減少、高齢化の影響から、道路除雪のオペレーターの担い手不足に加え、事業者の減少により道路除雪が現行体制の中でできるか調整を現在しているところでございます。道路除雪の担い手や事業者の確保を第一優先に進めなければならない状況でございます。そのため、玄関前除雪につきましては、現時点の現行の道路除雪の体制では対応で

きない状況であり、除雪困難者に対しては高齢者等除雪サービスにおいて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今まで答弁していただいた部分とほぼ同じかなとは思いますが、私は4年前のときからずっとこれは言い続けているのですけれども、今後、今後というか何度も高齢者除雪についても質問させていただきました。そこについて充実も、業者さんを増やしたりとか充実もされているというのはわかっていますが、高齢者の除雪自体はなかなか進んでいないというのは現状です。

そこで、またちょっとお聞きしますが、なぜ今回事業者が除雪事業から撤退したのか理由を伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 事業者の撤退の理由についてでございますが、除雪作業員、それから除雪作業車のオペレーターの確保が非常に難しくなったこと、それから除雪作業車などの車両維持や更新に係るコストが大きいことが主な理由であるとお聞きしているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういうところでしょね。それでは、この撤退によってどのような影響があるのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 撤退の影響についてでございますが、撤退した事業者が担っていた道路除雪の路線につきましては、道路、歩道、そのほか通学路の階段など多くの除雪路線を担ってございました。そのため、現行の体制の中でできるように現在調整をしているところでございます。このことから、現在現行の体制以外の事業者への働きかけを含めて、担い手確保に取り組んでいるところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 早速影響のないように動いているというところをお聞きしました。要はオペレーターが高齢化していなくなっている、技術者不足、育成の取組というのがこれから大事になってくると思いますが、どのようにして進めようとしているのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 オペレーターの高齢化に伴う対応についてでございますけれども、一日でも、

現在除雪業務に携わっていただいております事業者並びにオペレーターの方々に本年度、20年以上携わっていただいた事業者それから功労者への表彰を本年度実施をしたところでございます。このようなベテランのオペレーターが新たなオペレーターであるとか農業者、漁業者などのアルバイトの方への指導に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そのほか、除雪業務への興味関心を持っていただけるような広報活動の実施、それから除雪機械に必要となる各種資格取得に対する助成を活用していただくために積極的に周知をしていきたいということで考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 農業者や漁業者など協力していただける方を何とか確保していきたい。ほかの業種の方々もあるのかなと思うのですが、農業者、漁業者以外にはどんな事業者があるのですか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 現在、農業者、漁業者以外には塗装業者もアルバイトとして担っていただいている状況でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 塗装事業者も案内していると。さらに広く調査して行ってほしいなと思います。

ところで、このオペレーターに支払う賃金、これが一体どれぐらいもらえるものなのか。これから若い人たちが働こうと考えるときに、そういうことについても市民に周知していくのも必要なのではないかと思います。実際月額幾らぐらいもらえるものなのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 オペレーターの賃金についてでございますけれども、オペレーターに支払われている各事業者の賃金の聞き取りでは、業務の内容や年齢によって異なりますけれども、30万円から60万円程度の月額と聞いているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 これが12、1、2、3、4か月くらいの期間というふうに考えればよろしいですか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 期間につきましては、今議員からお話があるように12月から3月までという4か月間、そのほかに事業者によっては手当を支給しているところもあるとお聞きしてございま

す。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。ここもこれから示していけたらなど、示していったほうがいいのではないかと思います。

今の労働者の状況ですけれども、そういう担い手の方をどう集めていくかというところでお聞きしたいのですが、網走市がやっている労働実態調査によると季節労働者、夏に多い仕事の場合は冬は仕事がないという状況であります。例えば魚を運ぶトラック運転手なども冬は仕事がないと聞きました。季節労働者の多い職種、それはどのようなものなのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 季節労働者への調査の実施についてでございますけれども、当市におきましては市内企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保・定着を図るための資料とすることを目的として、市内事業者を対象とした労働実態の調査を隔年で実施しているところでございます。

同調査におきましては、雇用形態別の従業員数や臨時、季節労働者を雇用している事業者数などを調査しており、その中で建設業が最も季節労働者が多い業種と把握、公表しているところでございます。

また、現在、冬場の仕事について土木業者以外の建築業者、電気業者、設備業者、塗装業者、測量業者など幅広い業種にも実態調査を行っているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういう事業者が季節労働者で、冬除雪に携われる可能性があるというふうに受け取ります。

ぜひ、そういう事業者への働きかけもぜひ進めていただきたいと思いますが、この除雪のオペレーターをする場合、資格は何か必要なのか。また、資格取得に対する助成はあるのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 オペレーターの必要な資格についてでございますが、除雪作業車の種類にもよりますけれども、大型免許、大型特殊免許が必要となります。道路除雪を行う場合には、さらに車両系建設機械の資格が必要となります。

資格取得に対する助成につきましては、建設業に従事する若年技術者・技能者の育成のために資格取得支援に取り組む建設業者や個人に対する助成する

制度がございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の、例えば大型特殊免許、これを取るには経費というのはどれくらいかかるのでしょうか。

把握していませんか。いいです。すみません。議長。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 私が調べたところでは、約9万円ぐらいかかるというふうになっているようです。

斜網地域の協議会というところで、助成を半額しているということなのですが、これは季節労働者に対して助成する制度なのです。ただ、季節労働者ではない方が市の除雪に加わっていきたくていった場合、ちょっとこの助成は受けられないとなると思うのですが、そうであるなら、季節労働者でなくてもこの資格を取れるような、そういう制度もぜひ市のほうで検討してもらえたらと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

再開は5時10分。

午後4時58分休憩

午後5時10分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

村椿議員の質問に対する答弁から。

観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今除雪関係のオペレーターの関係の助成の関係でお話がございます、それで村椿議員のほうから工事以外の助成というか支援の方法の在り方ということの御質問だというふうにございますので、商工労働課のほうで若者技能者人材育成・地元定着支援事業というのがございまして、この部分につきましては若者技能者、年齢でいきますと40歳未満の方になりますけれども、例えば今除雪に関してですと、大型特殊自動車免許等の資格に必要な、そのときに必要な費用ですね。例えば技能講習受講経費とか、こういった費用を負担している事業者に対しまして、経費の一部を2分の1以内、上限額は5万円になりますが、この範囲で助成をしているという実態がございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。そういう若い人たちに技術を身につけてもらうための助成があるとい

うことで、そういうのも活用してオペレーターを増やしていただきたいなと思います。それができないとなかなか今の玄関前の除雪をやろうと思っていてもできない。または、道路の除雪も大変苦しい状態になってしまうと、そういうことを私も認識しましたので、今後高齢者に対して玄関前除雪できるように、網走市はぜひ取り組んでほしいと思います。

次の質問に移ります。

市営住宅についてです。

今まで、入居状況について空きが多い団地として大曲1丁目の団地について質問してまいりましたけれども、実は今回大曲2丁目の団地についてもだんだん空き家が多くなっているように思います。大曲2丁目の団地の入居状況について推移を示してください。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 大曲2丁目の団地の状況についてでございますけれども、整備戸数は290戸ございます。各年度末の数値になりますけれども、平成30年度258戸、平成31年度242戸、令和2年度237戸、令和3年度224戸、令和4年度213戸の入居状況となっているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 年々10戸程度ずつ減っているところですが、空きが多くなってきているということです。

この理由は何だと考えられますか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 入居する世帯向け、それから個人向け、いろいろなニーズということが変わってきているということも要因にあるかと思うのですが、やはり世帯向けの方たちが入居を望む市営住宅としてはやはり駒場であるとか、つくしであるとか、そちら側のほうのニーズが高いということで、大曲2丁目、1丁目も含めて、入居状況としては横ばいといえますか、若干減少傾向にあるかなというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それは地域的なものもあるのかなとは思いますが、やはり高齢者が増えているところなのではないかと思うのですが、そこについては認識どうでしょうか。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後 5 時 18 分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

村椿議員の質問に対する答弁から。

建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 今村椿議員から高齢者が増えているから減っているのではないかというお話ですけれども、市内全体ではやはり高齢者が亡くなっている状況については人口減少の状況から考えられる要因かなとは思いますが、やはり大曲地区が減っている要因の中では、先ほどお話ししたように、やはり世帯向けの方の利用ニーズ、住みたいニーズとしてはやはり駒場であるとか、つくしであるとか、そちら側の世帯のほうを優先する傾向にあるということが要因だと考えられております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 地域的にはちょっと難しいところがあると。ただ高齢者も増えているというのも一つの理由となっているというふうにも受け取りました。

それで、高齢者の生活、やはり高齢者が増えていくことによって大変になってくるという部分があると思うのです。例えば冬の間のやはり除雪について非常に大変だと思います。高齢者に対しての除雪を、玄関前の除雪ではないですが、通路の除雪などそういうことについて、市は公営住宅を管理しているところとして検討していただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 市営住宅の共用部分の除雪につきましては、住まれている住宅、団地の入居者が協力して除雪を行っていくようお願いをしているところがございます、これからも団地の入居者が協力して除雪をやっていただくようお願いをしていきたいというふうに考えているところがございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 実際そういうところなのだろうとは思いますが、やはり高齢者が増える中で除雪する人も減ってきているという現状もありますから、要は若い人たちがもし一緒に住んでいるのであれば、しっかりとそこは市のほうも周知をしていただきたいと思います。

次に、修繕工事について伺います。

住宅管理費の推移を見ていくと、これは決算の資料で見えていくと多くなっている状況だと思いますが、修繕の件数ですね、その件数の推移を示してください。そして、原因は何なのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 市営住宅の修繕件数の推移でございますが、平成30年度638件、平成31年度724件、令和2年度628件、令和3年度707件となっております。

修繕の多い箇所といたしましては、近年は給排水設備が修繕箇所が多い状況となっているところがございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今600件、700件などの年間の件数出ていましたが、この給排水、給水または排水、何件ぐらいあるのでしょうか、年間。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 先ほどお話しした件数の内数で、約1年間に100件程度が給排水設備が修繕として行っている状況でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 給水、排水が多いというところであれば、やはり市営住宅の設備の老朽化が進んでいるというふうには受け取ります。こういった場合、年間100件ぐらいあるといった場合、たくさんあるわけですから、まとめて修繕していくということも、例えば空きが多い住宅があるわけですから、そういうところについてはまとめて直していくという必要もあると思いますが、見解を伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 修繕の対応でございますけれども、実際にどのようなタイミングで修繕が発生するかというのは各家庭で起き得るタイミングがまちまちということもございますので、まとめて修繕をするというタイミングが仮にあった場合はその戸数をまとめて修繕することもあるかと思いますが、個々の修繕の要望があった状況に対応して修繕を行っているという状況でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 まとめて、これも以前言っていますが、空きが多い住宅ですから、やはり大規模に修繕していく必要もあるのではないかという部分とつながってはいるのですけれども、今のところはそれは考えていないということですね。

そして、一部の団地で排水管詰まりが多いと聞き

ましたが、原因は何なのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 排水管の詰まりの原因につきましては、家庭内から排出される油汚れの蓄積、それから排水管等の老朽化が原因と考えられています。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 油汚れもあれば、腐食など老朽化というのがあるということですね。この管は腐食というところで行くと、塩ビ管ではなくて鋼管を利用していると、鉄の管を利用しているというふうに考えればよろしいですか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 村椿議員から今お話のあるように、市営住宅については耐火構造といたしまして配管につきましては鉄管を利用しているという状況でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 耐火構造ということで鉄管を利用して、それによつての腐食がどうしても逃れられないということですね。その場合、腐食で詰まった場合は市が直していると思うのですが、市が直すパターンとそれから住人が直すパターンと、どういうふうに判断しているのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 排水管詰まりが発生した場合、専門業者が現状を確認した上で、入居者に起因するものと判断された場合には入居者に負担をしていただきます。それ以外、先ほどお話があるように、排水管の老朽化が原因と思われるような場合には市が負担することで対応しているところでございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その判断というのは、そうしたら事業者が判断していると。それに対して、市は建築課のほうではどのように対応しているのですか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 原課におきましては、専門業者がその排水管の詰まりの状況の写真を撮影をして、もし管が老朽化によって排水管が詰まっているものなのか、それとも油汚れ等のそういったものが詰まっている状況なのか、そういうものの写真の状況を確認しながら対応しているという状況でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 状況を確認できると。写真を撮って確認できるというふうに取りました。

これについては、使用者に対して提示したりとかそういうことはしているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 入居者への負担をお願いする場合におきましては、状況の写真を見せる場合もございませけれども、まずはどのような利用状況だったか、油の排水管へのどのような形で流していたであるとか、そういう聞き取りもした上で入居者側のほうが双方合意の下、負担をしていただくという状況で進めております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の説明でおおよそわかりましたが、やはり使用者が納得できる、そういう説明責任がどうしても市にあると思うのですね。腐食による排水管詰まりもあるわけですから、しっかりとその辺については対応していただきたいと思います。

この市営住宅の今の老朽化、また修繕なども増えているという中で、これからの公営住宅、広さよりも断熱性能、これが高い住宅にすべきと考えておりますがいかがでしょうか。断熱性を図る補助金制度もあると思いますが、どのような制度なのか伺います。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 断熱性や設備の更新により公営住宅の長寿命化を図る国の補助制度といたしましては、公営住宅等ストック総合改善事業という事業がございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ストック総合改善事業。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 公営住宅等ストック総合改善事業でございます。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ストック総合改善事業ですね。ぜひそういう事業も使いながら、公営住宅の断熱化、本当に寒くて、この燃油高騰で大変な状況です。もともと収入の少ない方々が住んでいるわけですから、やはりそこについてもこれからの公営住宅は考えていくべきだと思っています。

今後、大曲住宅団地について長寿命化計画を立てて、そういう断熱工事をやっていくような検討をしてもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。



○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 現時点におきまして、公営住宅等長寿命化計画では、設備工事、内装工事等を行う計画はございませんが、今年度、当計画の見直しの中で公営住宅の必要戸数等を調査した上で、今後も使用を継続する建物につきましては、必要に応じて断熱工事を含めて、どのような改修工事を行っていくのか検討していきたいということで考えております。

○平賀貴幸議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 これから長寿命化計画を策定していくと。その中には内装工事なども検討できる部分もあるだろうというふうに受け取ります。

ぜひ住みやすい、そして網走の場合、若い人たちが住む民間の賃貸住宅は高く住めないというのがありますから、若い人たちが住めるようなそういう、安心して住めるような、そういう網走のまちを目指すために長寿命化計画もしっかりと見直していただけたらと思います。

私の質問を終わります。

○平賀貴幸議長 ここでお諮りいたします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日、一般質問を続行することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後 5 時33分延会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            平 賀 貴 幸

署名議員                石 垣 直 樹

署名議員                永 本 浩 子



6月21日 (水曜日) 第4号

令和5年第2回定例会  
網走市議会会議録第4日  
令和5年6月21日(水曜日)

○議事日程第4号

令和5年6月21日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (小田部議員、金兵議員、松浦議員、  
栗田議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
栗田政男  
里見哲也  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
深津晴江  
古田純也  
古都宣裕  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 後藤利博  
企画総務部長 秋葉孝博  
市民環境部長 田邊雄三  
健康福祉部長 結城慎二  
健康福祉部参事監 永森浩子  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 伊倉直樹  
建設港湾部長 立花学  
水道部長 柏木弦  
新庁舎開設準備室長 武田浩一  
企画調整課長 佐々木司

総務防災課長 日野智康  
財政課長 古田孝仁  
戸籍保険課長 渡邊眞知子  
戸籍保険課参事 小沼麻紀  
生活環境課長 近藤賢  
生活環境課参事 田中正幸  
子育て支援課長 岩本純一  
子育て支援課参事 東出信幸  
水産漁港課長 渡部貴聰  
商工労働課長 中村幸平  
観光商工部参事 野口公希  
都市整備課長 村上雅彦  
都市管理課長 澁谷一志

教育長 岩永雅浩  
学校教育部長 北村幸彦  
社会教育部長 吉村学  
学校教育部次長 大垣正紀  
学校教育課長 高橋善彦  
学校教育課参事 里見達也

選管事務局長 高井秀利

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏  
次長 石井公晶  
総務議事係長 法師人絵理  
総務議事係 早渕由樹  
山口諒

午前10時00開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、金兵智則議員、古田純也議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付

の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

○平賀貴幸議長 日程第1、昨日に続き一般質問を続行いたします。

小田部照議員。

小田部議員。

○小田部照議員 ー登壇ー おはようございます。

それでは、通告に従い質問に入ります。

重大事態と認定された市内中学校で起きたいじめ問題について質問いたします。

今回質問させていただくのは、重大事態と認定されたいじめ事案のうち、暴行事案、つまりズボン下ろし問題について伺います。SNS被害のいじめ事案とは切り離し伺いますので、教育長はじめ水谷市長、答弁のほどよろしく願いいたします。

まずは時系列について伺います。

ズボン下ろしの事案を市教育委員会が把握したのはいつなのでしょう。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 ズボン下ろしの暴行事案の関係でございますが、市教委として把握したのは2月の下旬でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、このズボン下ろしの事案を把握し、市教育委員会は対象の中学校に対してどのような指示を出されましたでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校から報告がありましたのは2月8日の夜でございました。翌日2月9日ですけれども、学校から詳しい状況をお聞きした後に、まずは被害の状況の確認、それから被害者安全確保の指示をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 2月8日晩に報告を受け、2月9日に被害者の安全確保の指示とは具体的にどういったことでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校からの状況を基にまずは被害者は今どういう状況にあるのか、そしてそれは安全が学校で確保されているのかということの確認と、それに対するまず今後の校内生活に向けての指示をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、2月28日の時点で関係保護者に対する説明会が当該中学校で開かれております。これはこの時点では学校側は重大事態の疑いがあると受け止めていたのかどうか確認いたします。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校としましては、2月9日午前中に今回に関わるいじめ重大事態対策チームを編成し、状況の確認をしております。その中で、重大事態の疑いがあるということの……、はしています。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 私が確認している学校側からの聞き取りとは全く違います。

2月9日の時点で重大事態の疑いがあるというふうに学校が認識していたのですか。確認します。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 同じ答弁になりますが、2月9日いじめ重大事態対策チームを編成し、まずは重大事態の疑いがあるということの確認をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 重大事態の疑いがあると報告を受けた場合は、市教育委員会はしっかりとした調査をするように指示をしていたはずですが、2月9日の時点で、しかしながら、学校側は警察が入っているので調査できないようなお話を保護者の皆さんにされておりました。全然話が合いません。どういうことでしょうか。指示はしなかったのでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時11分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校のほうでは、2月9日いじめ重大事態対策チームを編制した後、警察のほうからは情報の関係性、関連提供ということで聞き取りを予定していくということであった、その辺の共有はしておりますが、実際に学校としては対策チームを編成し2月13日に関係生徒のほうへ聞き取りを開始しています。この開始ということが重大事態の疑いあるということで聞き取りを開始したということでございます。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の答弁では、2月8日に報告を受け、2月13日に聞き取りを開始、重大事態の疑いと認識したのは2月13日ということですか。聞き取りを開始したのが13日ということですか。

それまで、私の学校への調査では警察が関与している案件だけに、それが終わるまで調査できないのだというようなお話をされておりました。しかし警察のほうにも確認したら、そんな必要はないと。学校で起こっていることだから学校できちんと調査していただきたいというような話で、全然今の御答弁と合っておりません。

2月8日、9日の時点で、学校側が重大事態の疑いがあると教育委員会に報告されている案件ですか、これ。違うのではないですか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 学校から報告を受けた後、翌日、先ほども答弁したとおり、学校ではいじめ重大対策チームができて、そこで関係機関の関与があるというようなことも伺っておりました。そこを受けまして、市教委としましては、その関係機関への調査というようなところに最大限協力をし

た後に、学校でできる生徒への聞き取りですとか、そういったところはきちんとしていくようにというような指示をしたというような流れでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 確認します、はっきり。

先日の委員会での質疑の中では、この案件は重大事態の疑いがあるという案件で報告を受けていない旨の質疑がありました。委員会に残っています。それを今は、これ重大事態の疑いがあると学校側から報告ありましたか。これ、ないですよ。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 おっしゃるとおり、その時点におきましては、重大事態の疑いというような形ではなくて、事案に対する状況の報告があったということでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 いつの時点かはちょっと、そうしたら後ほどまた確認いたします。すみません。

それでは、このズボン下ろしの事案について、加害者とされる生徒保護者が知ったのは警察からの連絡によるものでありました。加害者とされる側の生徒保護者には学校からは一切連絡はなく、こういった出来事が学校で起きていたことすら知らされておりませんでした。私の認識では、こういった学校での出来事は関係する双方の保護者に連絡をし、子供たちに状況を聞き、しっかりと話し合い、必要に応じた対応をしていくというのが当然の流れだと私は考えております。なぜ、警察からの連絡で保護者が初めて知るという事態が起こってしまうのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 先ほどいじめ重大対策チームが立ち上がったからの動きとしましては、その後関係機関による学校への聞き取りがございました。それ以降、市教委も関係する教育局などへの報告を行ったところでございます。その間、議員御指摘のとおり、関係する保護者への連絡をするべきであったのではないかとというようなところもございません。学校としましても、その辺のことにしましては、ちょっと配慮が足りなかったのではないかとというような御意見も頂いているところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 学校の責任にされても困るのですよね。教育部局がしっかりしていないからそういうことになるのでしょうか。

それでは、今と同じようなケースで、警察からの連絡により保護者が初めて知るといったケースはほかの学校でも起こっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 保護者より先に警察といえますか、関係機関が先に動いていて、市教委より先に保護者が先に知るとか、そういったことも内容としてはあるというような認識はしてございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 警察から、学校から教育委員会から何の説明もないまま、警察から保護者へ連絡行くという案件はほかの中学校、小学校でも往々にあるということですか。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 多数あるというわけではございませんけれども、数件そういったようなことがあるということは認識しているところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 ほかの中学校、小学校でも同様の状態、状況があるということで認識いたしますが、実際やはり学校、教育部局、そして警察関係機関と、しっかりと連携が取れていないからこのようなことになるのだと私は思います。

重大事態に認定された、このズボン下ろしの事案についてですが、2月28日この事案が発生した中学校で、関係したとされる生徒、保護者への説明会が開かれましたが、この保護者説明会は加害者とされる保護者からの求めがあり開催されたと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 2月28日の加害者保護者説明会につきましては、議員のおっしゃるとおり、加害保護者の問合せに基づいて実施したということになります。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 答弁もぞもぞして全然聞き取れないので、はっきりしゃべってください。

○平賀貴幸議長 もう一度答弁願います。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 失礼しました。

2月28日の保護者説明会におきましては、加害者保護者の意向がありまして開催したと聞いております。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 そうですね。関係したとされる生徒の保護者は皆学校で一体何が起きているのか全くわからないような状況で、警察からの聞き取りに協力しております。これらの加害者とされる生徒保護者からの要望、要請、求めがなければ、この保護者説明会は開催される準備はなかったのか伺います。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 今回の保護者説明会につきましては、学校側としましては加害者も含めた全体の保護者への説明会は考えて予定をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それは一体いつ頃予定していたのか。学校全体の保護者説明会ですけれども、警察に呼ばれた保護者の方々、お子さんの方々、これ特に保護者の方々は学校で一体どんなことが起きているのか全くわからないような状況で、聞き取りに応じているのですよ。そこへの説明は必要ないという認識なのですか。そこを飛ばして全体での説明会をしようとしていた。そして、その全体への説明会はいつ開催しようとしていたのですか。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 説明会におきましては、全体的な事実確認ができた後に説明会を開催するという事になっていました。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、関係する保護者への説



明はする予定はなかったという教育委員会の今の御答弁だったと思います。なぜ加害者とされる生徒保護者が説明会の開催を要請するような事態が起きるのでしょうか。警察がどのように調査したのか、市教育委員会と学校との連携がうまくいっていないあかしだと私は考えます。今後、警察との情報共有を目的とした協議会のような組織を設立する必要があるのだと私は考えます。

突然警察に呼ばれ、警察から取調べを受けた児童生徒、そしてその保護者、この心理的負担というのは相当なものがあるのだと私は思います。しっかりと警察との連携体制、情報共有の構築が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 今議員がおっしゃられたとおり、関係機関からの事情聴取に応じることについては精神的に大変な重いものがあったというふうに推察をいたします。

先ほど警察の、関係機関の事情聴取よりも先に加害保護者への連絡がなかったことも含めて、顧問弁護士にも確認を取りながらこの事案については進めておりますけれども、今回の行為については被害者から関係機関へ届出が出ている。これについては2月28日の保護者説明会でも関係機関の方から御説明があったと思いますが、刑法上、傷害罪または暴行罪に該当する行為であるということです。令和5年2月7日付の通知におきましても、直ちに警察に通報すべき事例であり、被害者が通報しなければ学校が通報すべき事例という内容でございます。このことに対して、警察の事情聴取の動きは警察の判断であり、事前に伝えることが警察の対応の妨げにもなり得るものであるということから、事前に学校から伝えるものではないということを顧問弁護士からも確認をし、そのような対応をさせていただいたということでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 ですから、警察との情報共有も含めて、連携体制の構築が必要だと思いますという質問です。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 関係機関、そして学校との連携共有については、昨日の質問にもお答えしましたが、どのような組織、あるいは手順で行うのが適切なのか検討させていただきたいというふうに思っています。

実情としましては、関係機関から関係機関が行っている調査の内容については届けのあった被害者へのみ伝えられるものであって、学校、あるいは教育委員会は学校を通じてその内容を知り得るということになりますので、現実としてはなかなか時間もかかり、手続的にも難しいものがあるのだなということが実感として持っております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 時間はかかっても必要なことですので、しっかりと警察との連携の構築に努めていただきたいと思います。

それでは、このズボン下ろしの事案を重大事態と認定したのはいつ、誰ですか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 失礼いたしました。

重大事態の認定につきましては、3月21日に開催されました網走市いじめ問題専門委員会によりまして、重大事態として取り扱うことを確認しまして、その後網走市いじめ問題調査委員会に設置されまして移行されたところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 3月21日の専門委員会で決定されたと、協議されたということだと思います。

それでは、先ほども御答弁が曖昧だった部分、そもそもこのズボン下ろしの案件は先日の委員会でも答弁があったように、まず一つにこの重大事態の疑いがあるという専門委員会で協議するわけですが、その協議するやり方には二つ、二通りあるようなお話がありました。一つに、学校から重大事態の疑いがあるという報告があった場合、そしてもう一つには、保護者から直接教育委員会に報告があった場合としておりました。しかし、この案件については、二つとも該当していないと思いますがいかがでしょうか。どのような経緯で、重大事態の委員会に、重大事態としてこの委員会のテーブルに上がったのか。ちょっと詳しくわかりやすく説明していただきたいと思います。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたし

ます。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部長。

○大垣正紀学校教育部長 2月8日に起きた案件以降、学校では2月9日、先ほどと同じ答弁になりますが、いじめ重大事態対策チームを編成し、まずここで状況確認を把握しております。それにつきまして、教育委員会のほうでも報告を頂いております。それを基に協議、検討、指示をしていく中で、3月になりまして、実際に重大事態の疑いがある案件につきまして専門委員会で開催し、重大事態の判定をしているところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまり学校から重大事態の疑いがあるという報告を受けたのではなくて、その事案を受けた教育委員会が専門委員会に諮ったということなのでしょうか。それだとつじつまが合うのだらうと思えますけれども、学校側から重大事態の疑いがあるということで、この1件、ズボン下ろしの件については上がっていないはずです。ほかのSNSの2件は上がっているそうですけれども。先日の委員会と今日の御答弁と整合性が取れません。その辺ちょっと正確に御答弁をお願いします。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 教育次長と同様の答弁になるかと思えますけれども、2月8日の夜に学校から事案の発生の連絡を頂きました。翌日、朝に学校に教育委員会の職員が赴き、状況の確認をし、内容としては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、疑いがありというふうに判断をし、学校ではいじめ重大事態対策チームを編成し、必要な取組をそれ以降取り進めてきています。

また、3月21日の専門委員会を開催するに至りましては、被害保護者を通じて警察での、失礼しました、関係機関での調査内容も確認しながら、おおよその事実関係が把握できたということで、専門委員会の開催をいたしました。ただし、先ほども申し上げましたけれども、本事案につきましては、警察に通報すべきいじめ事例の事例にも載っている内容でございましたので、その旨専門委員会の皆さんにもお伝えをしたところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 つまりこの事案をいじめ問題専門委員会のテーブルに上げたのは教育委員会だということですね。学校側が申し出たというよりも、その事案を把握した教育委員会が専門委員会に諮ったと。それを確認したかったのです。わかりました。

それでは、この市いじめ問題専門委員会は、この案件を重大事態の認定に至るまで、どの程度議論に時間を費やしたのでしょうか。この会議は何回ぐらい開かれたのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 この案件に係りますいじめ問題専門委員会の開催でございますが、3月21日1回でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 3月21日1回きりという御答弁ですけれども、これはどれぐらいの時間を費やしたのですか。そして、その中身の資料というのは、一体どこのどのような情報を基にされたのでしょうか。市教育委員会が学校や警察からの関連情報を基にした資料を作成し、その資料を基に議論し、認定に至ったのでしょうか。その資料とはどれぐらいのボリュームのあるものなのでしょうか。時間も併せて伺います。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 議員お尋ねのどのような内容であったかというところでございますけれども、専門委員会のほうでこのいじめ重大事態になるというようなことを確認しまして、その後調査委員会にすぐ移行をしたわけでございます。調査委員会が設置されました。その中で、種々議論を頂きまして、今後の方向性ですとか、そういったところもお話を頂いたところでございます。

会議につきましては、約2時間半程度の時間を要しまして会議が開催されたところでございます。また、資料の内容につきましては、学校から頂いております説明会用の資料を基に氏名を秘匿の状況で資料を作成したものでございます。資料につきまして

ては、A3版2ページのものとはA4版7ページのもの、あとはアルファベットで表記しておりましたので、その性別が書かれたものが1枚というような状況でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 会議は1回のみで2時間半というような御答弁でした。

ただこの2時間半にはほかの、全部で3件ですので、SNSの2件のほうも同時に協議されているのだと思います。そういった中身の協議体だったのだと思いますが、そもそもこの3月21日にいじめ専門委員会、協議会の会議の中で、加害者11人と誤った情報の下、つまり報道にあったように11人の男子生徒が1人を抑えつけたと、そのような誤った情報、そして11人のその中の1人がSNSの案件にも関わっていたと、そういう誤った情報の下で協議なされたのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 ただいま議員御指摘の件でございますけれども、説明の内容としましては、何人がというよりも複数人がというような捉え方というか説明をしております。ですので、10名がとか、11名がとか、そういうような形で説明をしているものでございません。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 ちょっと今わかりづらかったのですけれども、個人情報とは抜き、どのような説明をなされたのですか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時46分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 失礼いたしました。

内容としましては詳細になってまいりますので、ここでは触れませんが、人数の関係につきましては、学校が内容を聞き取りした人数としましては関係生徒、その被害に遭われた生徒を含めて10名というようなことで説明をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 被害に遭われた生徒含め10名だと、また話が合わないのですよ。被害に遭われた方

も11名、合わせて11名だと記者会見の内容になるのですけれども、また話が違いますよ。そして人数はもちろんですけれども、SNSのほうにも関連していたような間違った情報を基に協議されたのですかと聞いたのですよ。だから、その内容、今出せないのであれば後ほど個人情報の部分は結構ですので、会議内容、議事録提出していただけますか。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 内容につきましては、基本的には学校が説明した内容を基に、それを氏名などを隠した状態で説明しているというところがございます。ですので、教育委員会として何かそこで内容を変えたりですとか、そういったような形ではやってございません。また、その会議録の中身でございますけれども、基本的にはこちらのほう公開をしているものではございませんけれども、情報開示請求などをされるということであれば、そういった手続の下進めていくというようなことになろうかと思っております。

○平賀貴幸議長 人数の答弁はどのようなのですか。

〔「資料には10名となっている」と呼ぶ者あり〕

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 失礼いたしました。

いろいろと関係する人数などにつきましては、ただいま調査委員会の調査がこれから始まっていきますので、その辺で全容が明らかになってくるものと考えてございますので、今現在そこについては回答を差し控えたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今これから調査で人数が確定するから待ってくれというものを、既に記者会見で発表しているじゃないですか。なぜ毎回質問するたびに人数すら曖昧な答弁になるのですか。そごが生まれるのですか。そもそもそういった教育委員会の体制が全くでたらめだと思います。一貫性もない。先日の委員会の答弁と、この議場での質疑と、数字一つ、人数一つ合っていないじゃないですか。そして今の答弁何ですか。これから調査始まるから、はっきりと人数答えられません。今までさんざん記者会見

でも発表したではないですか。委員会でも質疑しているではないですか。そんな話になりますか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 人数の関係でございますが、今市政記者会への説明会の中では関わったのは11名の、これは質問に対してなのですけれども、関わったのは11名の男子生徒、周囲に女子生徒がいたということを確認したという話を私のほうからさせていただきます。今、課長から話があった分につきましては、特に暴行案件につきましては、いわゆる加害とされる生徒の主張が食い違っていることもありまして、なかなか真相がわからないというところがございます。そこが今調査の対象になるということでございます、この後もテーマになっておりましたけれども、SNSの案件に関わった生徒が暴行にも関わったという説明を私申し上げましたが、それについては、2月8日の時点ではそういう事実はないということでもあります。ただし、この事案全体を見たときに、それがさらに適切なのかどうかということについても調査対象というふうに考えておりますので、詳細についての答弁は差し控えたいということでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 全く今までやってきた行動の整合性が取れないような御答弁です。記者会見もしておいて、今は答えられない。全くでたらめですね。まず、ちょっと後ほど触れます。

この網走市教育委員会は、北海道の教育部局に対して、市内小中学校で起きたいじめ案件を定期的に報告しているはずですが、令和4年度のいじめ案件は一体何件あったのか。その中で、SNS関連は何件くらいあったのか。警察への相談、通報の件数というのは何件あったのか伺います。あわせて、ほか重大事案の疑いがあるとされた事案は過去を振り返って、令和元年でしたか、いじめ専門委員会が立ち上がった。これまでどういった経緯で、説明をしていただきたいと思えます。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 議員からお話を頂きました令和4年度のいじめ認知件数ですけれども、全部で219件ございます。そのうち、SNS誹謗中傷に関わる件につきましては、全体で8件ございます。

なお、この件に関わりまして警察への通報、相談についての案件の数は上がってきていません。

以上です。

○平賀貴幸議長 重大案件はないのか。

続けて答弁してください。

○大垣正紀学校教育部次長 ごめんなさい。重大案件についても上がってきておりません。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の御答弁ですと、令和4年度は小中学校市内219件ものいじめの案件があったというようなお話です。中で8件がSNS関係だということでしたが、この警察への相談、通報事案がゼロ件、そんなわけではないと思います。どういうことなのか説明願います。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校では実際に全部で2回、年2回のいじめアンケートを実施しております。年2回のアンケートを基に学校で聞き取りをしていながら、実際にいじめとして認知をして委員会に上げてくる数が先ほどお示した219件です。

今回起きている案件につきましては、今回調べたアンケート後に起きたものでありまして、アンケート調査時点では起きていなかったということで、その期間の差によって報告ということでは上がってきていません。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の御答弁ですと、今回の案件に限らず警察に関わった案件というのは過去にもあると思います。それがなぜ上がっていないのでしょうか。伺います。

○平賀貴幸議長 学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部次長 学校のほうからはこのアンケート以外に学校で起きていることにつきまして、随時、いじめ、それからそのほかに関わった警察案件については随時連絡が来ておりまして、その場合につきましては教育委員会、それから局報告も含めて、対応しているところでございます。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時13分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

○大垣正紀学校教育部長 令和5年度における当市のほうで起きているいじめ案件の認知件数については、市内校で4件ということになっております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 すみません。今御答弁で急に令和5年度だけで市内校で4件のいじめの案件があった。これは4件の重大事態の疑いがある案件ということですか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○大垣正紀学校教育部長 そのとおりでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、ちょっと先ほどの道教委への調査票の関係ですけれども、ここの調査票には令和元年から、先ほどの答弁では令和4年まで警察への通報、相談された案件というのはなかったというような御答弁ありましたが、それ本当に正しいのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○大垣正紀学校教育部長 令和元年から令和4年度までにつきましては、警察に関わっての通報、連絡の件数についてはゼロで報告を受けております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 私が確認しているところ、そんなことはないと思います。

それで、北海道教育委員会のほうに確認いたしました。ここの手元に調査票がありますが、調査票の2に警察への相談、通報の有無、あるかないか書く欄と、この2の部分は学校側からの通報も含まれるそうですが、学校側の通報ではない保護者が直接警察に通報したようないじめの案件では、この⑩の児童生徒への特別な対応、その中の関係機関との連携、警察との連携という部分に当てはまるそうです。これもこの部分の報告も令和元年から今日まで、令和4年に限らずなかったのでしょうか。その4件というのはどの部分に報告があったのでしょうか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時20分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。  
学校教育部長。

○大垣正紀学校教育部長 令和元年から令和4年度につきまして、いわゆる調査に関わっての学校からの警察への通報、そして保護者から警察への通報ということに関しては、数としては上がっていませんが、実際にその辺り何かありましたら学校のほうからは連絡が来るということになっているのですけれども、その辺り議員の御指摘のとおり、そのあたりこちらのほうで全部確認できているかといえそうです。でなかったということに対しましては、不備があったかと思えます。それについては認めたいと思います。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりと学校と連携が取れていない、教育委員会がしっかりと機能していないということだと思います。

それでは、今までの答弁を踏まえまして、この219件ある中で、令和4年度のいじめの案件の中から、なぜこのズボン下ろしの事案が重大事態に認定されたのか。ズボン下ろしについては2月28日の保護者説明会の議事録によると、学校側による生徒の聞き取りでは今回関わっていたほぼ全ての生徒が被害を受ける側になったり、加害者となったりしていたことがわかっております。これは全部合わせたらこれまで100件以上そのグループでしてきたのだと答えているような生徒もおりました。また、小学校時代から続いていることだなどと答える生徒もおりました、いたことが明らかとなっております。つまり、やられたとしている生徒もやっていた側になったし、やったとされる生徒もやられた側にもなっていたということでもあります。こうした根深く時間を重ねて複雑化した事案について、今年2月に発生した事案だけを切り取り、簡単に重大事態と認定できるものなのでしょうか。しかも、教育委員会は記者会見で、「加害者11人」としていましたが、後日にその場にいた被害者も含め、「その場にいた生徒11人」と訂正しております。「その場にいた」とはどの場所を指すのか。教室内だとすれば、その他多数の生徒もいたそうです。こうした曖昧な状況の中で、なぜ重大事態と認定できたのか、私は理解できません。先ほど教育長自ら真相がわからないと御答弁していただけないですか。なぜこれを重大事態と認定できたのですか。その根拠を、聞いている関係者の市民の皆様にもわかりやすく説明していただきたいと思えます。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。  
教育長。

○岩永雅浩教育長 今回この事案に関わった複数の生徒でございますが、2月28日に行われた、いわゆる加害生徒の保護者説明会の中で関係機関の方からも御説明があったというふうにお聞きしておりますけれども、これまで過去にお互いにふざけあっているというようなことがあったかもしれないけれども、今回起きた案件については、先ほど申し上げたとおり、限度を超えた犯罪に相当するものなのだという説明があったというふうに学校からお聞きしております。それら報告の内容を確認をし、専門委員会のほうにもお伝えをし、重大事態の疑いのあるという私たちの考え方をお示しをし、専門委員会のほうでは重大事態と認定をし、調査委員会で調査をすべきということになっております。

先ほどからお話のある関わった生徒の皆さんについては、学校でも関係機関でも聞き取りをしておりますけれども、その主張に食い違いがあるということで、先ほど真相が明らかになっていないというのはその点でございます。それらについては現在設置をしている調査委員会の中で具体的に調査が進められるというふうに認識をしております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 真相が曖昧だというのは今も変わらず御答弁いただきました。

それでは、先日の委員会でも答弁されたように、学校がいじめを認知してから3か月たってもいじめが解消されない場合に、重大事態の疑いとして市教育委員会に報告され、そして専門委員会で協議されると説明がありました。ほかの学校でも3か月以上解消されていないいじめの事案が実際あります。なぜ、この事案は重大事態の疑いとして協議はなされていないのか、全く一貫性がない。整合性がない。どうしてなのでしょう、伺います。

○平賀貴幸議長 学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 議員お尋ねの件、今現在進行形のケースであらうかと思っておりますけれども、それにつきましては内容を把握した上で、現在今専門

委員会の方々に御意見を伺っている最中でございますが、まだ現在結論としまして、それを重大事態として取り扱うべきかどうかというような決定はなされていない状況でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 決定はなされていないというふうなお話。先日の委員会でも御答弁あったように、この令和元年から設立されたいじめ問題専門委員会または協議会含め、3月21日1回しか開催されていないはずですが、これもう既に委員の皆さんに諮って協議されて会議されている案件なのですか。違うのではないのですか。協議の場に乗っていないのではないのですか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時34分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。  
学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 度々申し訳ございません。

新たな事案に関しましては、教育委員会としても認知したのが前回のケースとまた別な時期でございますので、それにつきましては先ほど申し上げましたとおり専門委員会に新たに諮りまして、今書面の中で各委員さんを回って状況等を説明しまして、それについての判断を今仰いでいるという最中でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 別の当該中学校ではない中学校のほうで起きている事案に対しては、認知した時期が違うというような御答弁いただきましたが、このいじめ問題が発生しているのはもう半年以上前、去年の段階ですよ。そこでももちろん報告が上がって認知していますよね。それを認知していなかったらおかしいですよ、学校から報告がないということです。認知しているにもかかわらず、これは重大事態の疑いと同じ時期に、この3月に上げなかった。

一方で、このズボン下ろしの案件については重大事態の疑いとして学校から報告もされていないのに、協議のテーブルに上げ重大事態と認定しております。全く一貫性がない。きちんとしたルール立てがなっていない。

しかも、北海道の教育委員会へこの調査票の報告によると、いじめを認知した日がいつで、解消された日がいつか、しっかりと明記するようになっております。ということは、これを確認すれば教育部局のほうで3か月以上いじめが解消されていない事案だと容易に把握できますよね。だとしたら、それを先ほどの専門委員会に重大事態の疑いがあると協議、検討していかなければならないのではないですか。この北海道への調査票にあれば、過去も3か月以上いじめの案件が解消されていない案件はあるのではないですか、令和元年からこれまで。この一貫性のない今の教育部局の体質に、当該中学校、別の中学校ですね。今回の事件の当該中学校では保護者説明会を開催し、記者会見まで開いているのですよ。同様のほかの中学校のいじめの事案については、警察まで入り大きな問題となっているにもかかわらず、しかも半年以上もたっているにもかかわらず、保護者説明会すら行われていないそうです。一体これはどういうことなのですか。全く一貫性がない。何か違う目的でこれを重大案件とし、記者会見を開いたのですか。そのようにならざるを得ないのですよ。なぜこんなに整合性がないのですか、同じ義務教育の。困っているのは子供たちですよ。その関係する保護者ですよ。整合性のない、きちんと機能のしていない教育部局に。これはどういうことなのか伺います。これを見れば、3か月解消していない案件、ほかにもあるのではないですか。

**○平賀貴幸議長** 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

**○平賀貴幸議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育部次長。

**○大垣正紀学校教育部次長** まず道教委のいじめアンケートに関わっての調査に係りまして、令和元年から令和4年度まで、いわゆる3か月以上継続していじめが起きているということにつきましては、3か月以内に解消されたということで学校から連絡が来ておりますので、そういった案件は令和元年から令和4年度については、こちらのほうでは確認しておりません。

続きまして、今回の件以外の学校で起きています件についてですけれども、実際に私たちのほうに報

告のある、以前も含めると、今回につきましては被害者側の意向に基づいて学校が動いていたこともあり、実際に報告があった前についても学校としましては、関係機関と連携しながら調査してきていますけれども、そういった被害者側の意向があったということを知っております。

以上です。

**○平賀貴幸議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** 曖昧な答弁です。

だから、ほかの学校で起きた事案を教育部局が報告を受けた、認知したのはいつですか。この事案は去年から続いています。もう半年以上続いている案件なのですよ。このズボン下ろしの案件は2月ですよ。SNSの関係も去年ですよ。これなぜ認知したのに、どういうことですか。被害者、警察に届けていますよね。関係する名前が挙がった児童生徒、次々に警察に呼ばれていますよ。いつですか、認知したのは。はっきり教えてください。

**○平賀貴幸議長** 学校教育部次長。

**○大垣正紀学校教育部次長** 今回以外の該当校で起きたことにつきましては、委員会としまして認知したのは4月下旬でございます。なぜならば、先ほどお伝えしたとおり、その前、いわゆる被害者保護者の意向があり、そういったことになりました。

以上です。

**○平賀貴幸議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** すみません。4月下旬に報告を受けて認知したと今御答弁ありました。この出来事は去年から警察が入っている案件ですよ。それを被害者の意向があれば、学校側は教育委員会に報告しなくていいということになっているのですか。そんなでたらめなことがありますか。警察が入らないいじめの案件を被害者の方が報告しなくてくれなくて言いましたか。これ言っていないと思いますよ。でたらめな答弁したら確認しますよ。

**○平賀貴幸議長** 学校教育部次長。

**○大垣正紀学校教育部次長** こちらとしましては、学校から聞いていること、このように聞いておりますので、そのように対応しております。

**○平賀貴幸議長** 小田部議員。

**○小田部照議員** ですから、学校から聞いたお話では、被害者の方が去年から続く、警察にも届けている案件にもかかわらず教育部局には報告しないではないという意向を示した、さっきそういう答弁しました。これ事実ですか。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時50分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問の途中ではありますが、ここで昼食ため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

小田部照議員の質問に対する答弁から。

教育長。

○岩永雅浩教育長 先ほど答弁させていただいた案件でございますけれども、現在専門委員会に書面協議でお諮りをしている内容に沿ってお答えをさせていただきます。

当該学校からは2月中旬に発生した事案について、2月の下旬に報告がありました。これはいじめを認知をしたという報告でございます。この段階で被害側家族から内密にすることを望んでいることであること、それから今後の調査は警察が行うことを確認をし、被害家族からの要望に基づき見守りを行っているということを報告を受けております。

また、関係機関から学校へも保護者が内密にしてほしいという意向があること、学校は動かないでほしいとの説明を受けているということでございます。

その後、当該学校では一般的な生徒指導、具体的な事案を公表することなく一般的な生徒指導を継続してきましたが、おおよそ2か月でしょうか、がたった段階でもいじめの解消に至らないということで、4月下旬、先ほど答弁をさせていただいたとおり、2月下旬にその内容についての報告がございました。この報告を受けて教育委員会といたしましては、改めてこの事案についての事実の確認をした中で、現在6月9日から、いじめ問題等専門委員会の委員の皆さん一堂に会することがなかなか難しいという事情がありましたので、6月9日から書面会議の形で御説明をさせていただいているところです。現在、各委員さんの判断を待っているという状況でございます。

以上です。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の御答弁では、先ほど4月下旬という報告が今度は2月下旬に変わりましたね。認知したのが4月下旬と先ほど言ったのが2月下旬だったと。今いじめ委員会に報告を上げている段階だというようなお話の御答弁でしたが、先ほどからの答弁の内容からしまして、こういったいじめが、このいじめの案件は去年から起きている出来事であります。これは確認しておりますので、それは間違いないです。この案件を重大事態の疑いがある案件を、警察が介入しているような重大な案件を、この被害者の意向によって教育委員会に先ほど報告しないというような御答弁ありましたけれども、そんなことを続けていたら重大な事態に至るまで、このいじめの事案というのは未然に防げませんよ。だって報告しないでくださいという意向であれば、保護者が、教育委員会に報告しなくていいという、網走教育委員会のルールであれば。ましてや今回の当該重大事態と認知された当該中学校のズボン下ろしの件の保護者も公に、大ごとにしてほしくないという意向だったはずですよ。まさかこのように記者会見をされるとも想像もしていなかったはずですよ。一連の一定した教育委員会の、先ほども御答弁あった被害者と言われる方の保護者の意向があれば、学校から教育委員会に報告しなくていいなんていうことが網走の教育委員会、当たり前にならないうことか。そんなことがあれば、未然に重大な事態に至るいじめ案件を防ぐことはできないということになりますけれども。それで間違いないのですか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 学校からはいじめと認知されて対応を行っている場合については報告があります。先ほど申し上げた2月下旬に学校からいじめと認知された案件があり、これについては被害家族の意向、それから関係機関の指示があったということの報告を受けております。その後、どのいじめ案件についても同様ですが、学校では適切な生徒指導を行い見守りなどを行っているということです。

しかしながら、いじめの解消に至らないという場合が今回起きております。そこについての重大事態の疑いがあるというふうに学校と教育委員会では確認をし、専門委員会のほうにその確認をしていただいているということです。学校から、保護者の意向に基づいて学校が教育委員会のほうに報告をし



なくていいという理解はないというふうに考えております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 さっきの答弁とはまた変わりましたが、ちょっと時間も限られるので、ちょっとこの件についてはまた別のときに協議させていただきませう。

次に、市いじめ問題専門委員会で重大事態と認定されたことを踏まえ、3月30日には水谷市長がトップを務める市総合教育会議が開かれております。この会議ではどのようなことが話し合われたのか。個人情報を除いた部分で結構なので伺います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 3月30日に開催されました総合教育会議の内容でございますが、協議事項といたしましては、いじめ問題行動の対応ということで、今後どのような対応をしていけばよいかというような話し合いが行われたところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 それでは、水谷市長に伺います。

この重大事態と認定された3件のいじめの案件について、市総合教育委員会の会議のトップとして、改めてどのように受け止めているのか。あわせて、この総合教育会議というのは年1回開催が慣例とされているようです。令和4年度の開催はなぜか3月30日というぎりぎりのタイミング、これはどういった意味を表すのか伺います。

○平賀貴幸議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 教育総合会議でありますけれども、教育行政におきましては教育委員会が所管をしているわけでありまして、教育、法律の改正によりまして、市長部局も教育行政に対して、特にいじめ問題については総合教育会議を開いて市長部局も共有するようというところで、この総合教育会議が設定されたら、このように認識をしております。

今回、重大……、重大事態という認定をされたということでもありますので、これはもう本来の総合教育会議の設立趣旨がいじめ問題についてどう対応するかといったことでこれは設立されているわけがありますから、この事態を受けて総合教育会議が開いたということでございます。

この間につきましては、この重大事態を受けて私のほうから、これは調査の必要があるということと、被害者への支援、そして加害者への指導、そし

て全体的ないじめの撲滅に向けた取組、いじめほどの学校にもどのクラスにも起こることだという認識を持った上で、組織的に対応することが重要であるから調査委員会で検討していくということを指示したところでございます。

〔「開催日、時期の意味」と呼ぶ者あり〕

○平賀貴幸議長 3月末になった意味。

○水谷洋一市長 意味ですか。それは、申し上げましたように、重大事態といったような認定がなされたことがございましたので、委員会を開いたということでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の御答弁ありましたが、先ほど教育長も言ったように、真相がわからないような状態でそのようなことが開かれているということですが、市総合教育会議の翌日の3月31日には市教育委員会で記者会見が開かれております。これは一体何のために開かれた記者会見だったのか。会見後、新聞やテレビ、ネットでは関連ニュースが報じられました。報道を機にネット上では該当生徒や保護者に対する誹謗中傷的な書き込みが急増し、書き込みにより傷ついた子供たち、当該生徒にとどまらず同じ中学校の生徒、保護者にまで及んでおります。市教育委員会は記者会見を開くことで、ネット上の書き込みやうわさ話が拡大し、生徒を、子供たちを傷つけることは想定できなかったのか、伺います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 まず市のほうで記者会見を開いた理由でございますが、当時市内では様々な不確実な情報が横行しまして、被害生徒を誹謗中傷するような内容まで広がっていたことから、お伝えすることができ得る内容で正確な情報を発信するために、市政記者会への説明を開催したところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 被害生徒への誹謗中傷と、正確な情報をお伝えするためと御答弁ありました。

文部科学省のガイドラインには詳細な調査をした結果、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされております。しかし、網走市教育委員会は詳細な調査をする前に公表してしまい、そしてそこで発表内容を誤るという重大なミスをお犯ししております。記者会見では、ズボン下ろし事案について、加害者とされる生徒を11人と発表しました。しかし、これは誤りであり、該当保護者からの抗議を受け、

市教育委員会は後日訂正発表をしています。市教育委員会が加害者11人とした生徒のうち、数名は警察から関与なしとされており、約半数ですね。さらにあと二つの重大事態とされたSNSの案件にもこの11人のうち1人が関わったと記者会見で発表いたしました。これも事実ではなく、間違いでありました。なぜこのような誤った内容を会見するに至ったのか理由を伺います。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 今、議員からお示しのあった公表につきましては、調査結果の公表についての規定だというふうに思っております。いじめ防止対策基本法では、このことのみについて触れられておまして、保護者説明会などの報告、公表についての規定がないという状況でございます。それら保護者説明会や今回行った市政記者会への説明会を行う場合については、基本的には個人情報などを明らかにせずプライバシー保護の観点からは被害生徒、加害生徒を問わず関係者の個別の同意を得ることは必ずしも必要ないというふうにされているのですけれども、被害生徒側については、特にこの法において被害生徒の保護を特に重視する旨が示されておりますので、いずれの説明会についても被害生徒の保護者には了解を取った上で行っているところでございます。

説明会で報告した内容については、先ほど部長から答弁したとおり、お伝えできることができ得る内容でかなり、何というのですか、デリケートな内容ですので、プライバシーの保護などに留意をしながら正確な情報を発信したいということで行いました。結果、説明会の中で、今指摘のあった2点について私のほうで十分な説明ができなかったということについて、保護者の皆さんにはマ・メールを通しておわびを申し上げ、正誤表をつけてお示しをしたところであります。

また、6人の保護者の方が関係機関から関与なしと言われていたということも、当該保護者の方から私たちも説明を受けておりますけれども、我々の確認した内容とは違っておりますので、そこについても今後の調査委員会の中で明らかになっていくというふうに考えております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 だからでたらめなことになるのですよ。しっかりと調査がなされていない段階で、その判断をした。だからこのようなでたらめな記者会

見になるのですよ。

この発表によって、加害者でもないのに加害者とされた生徒がいたことや、やってもいないことをやったとされ、網走中どころか日本中にでたらめなうわさを流され、深く傷ついている子供たち、その家族がたくさんおります。そのことについてはどのようにお考えなのか伺います。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 以前にもお話をさせていただきましたし、今御説明をさせていただきましたが、正確に伝わらなかったということがございます。それについては、大変申し訳なく感じておりますし、生徒と保護者の皆様に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。これにつきましては、先ほど答弁したとおり、当該学校の保護者の皆さんにはマ・メールでお伝えをし、市民の皆さんにもということで謝罪会見の準備をしましたが、残念ながらこちらには取材がありませんでしたので、同様の内容を翌日市政記者会、報道機関にお知らせをさせていただいたところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 そんな、誤ったからすみませんではないのですよ。この記者会見で間違った情報を流した大本となったのは学校からの資料だったのか。11人の男子生徒が1人を抑えつけた、暴行を加えた。そしてその11人の1人がSNSの関係も主犯格であったかのように、これ書かれていますよ。このような情報は警察からの報告にあったのか。学校からの報告にあったのか。間違った情報のまま記者会見をし、全国に報道され、子供たちの人権を迫害したことを理解しているのでしょうか。「間違えました、すみません、おわびします」それは結構ですよ。網走の行政が、子供たちを守らなくてはいけない、育てていかなければいけない行政が、未来ある子供たちの人権を脅かし、追い込んでいるのです。これ事実関係何で間違えたか、はっきりさせておかないと、「はい、間違えました。ニュアンスが違ったのです」それだけでは、また同じこと繰り返されますよ。しっかりと検証して、なぜこのようなでたらめな情報を記者会見で流したのか。その情報元は何だったのか。きちんとわかるように、関係者が理解できるように説明してください。何でそんなでたらめな発言をしたのですか。子供の人権に関わる大切な記者会見で。誰かほかの市長か何かから情報がありましたか。どうなのですか。はっきりさせてく

ださい。同じことが起こりますよ。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 記者説明会において、正確に伝えられなかったということについては事実であり、その後おわび並びに訂正をさせていただいております。そのことによって影響があったことについては否定できませんので、それについて保護者の皆さんにも改めておわびをしたというところでございます。

先ほどから御質問ありますが、説明内容については、基本的には学校で行われた保護者説明会の内容に基づいて説明をさせていただきましたけれども、私の発言の中で、SNSに関わった生徒が暴行事件のほうにも関わったという内容につきましては、この記者説明会が行われた3月末の時点では発言すべきではない内容だったというふうに現在考えております。関わった被害生徒を含めた人数についても同様に、この3月の末時点ではそのような表現はすべきではなかったというふうに考えております。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 3月末時点ではということは事実でないことをそこで発表してしまったのですよね。先ほどから御答弁あったじゃないですか。この事件も曖昧で内容がわからないと、御自身で。そのことを記者会見してしまった、でたらめな。それでどれだけ傷ついているか。

最初から今の網走市の教育委員会は、この重大事態とされた案件について、被害者と加害者を最初から明確にしております。加害者とされた子供たちの人権は考えていないように私は思います。被害者ファーストという概念は、調査や捜査の結果に基づき被害者と断定された場合のみ通用するのだと思います。市教育委員会は記者会見時点から一貫して被害届を出された生徒のみを被害者ファーストとしておりますが、その根拠を基に、何の根拠を基に被害者と加害者を断定したのか伺います。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 私たちが被害者ファーストに基づきいじめ問題に対応している理由につきましては、いじめ防止対策推進法第2条第1項におけるいじめの定義に基づいているからでございます。

この定義につきましては、昭和60年に全国各地においていじめによる自殺者が増加したことを受け、当時の文部省が初めていじめの定義をしたものでございます。それから今日まで、いじめの定義は3回

の改定を踏んできましたが、かつてのいじめの定義には、自分よりも弱者に対して一方的にとりか、継続的にもしくは深刻な苦痛などの要素が含まれておりましたが、現在の法律上の定義にはそれらの要素は含まれておらず、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものにつきましてはいじめと認知し、被害者の児童生徒の心情側に立って対応することとなっており、被害者ファーストの視点で取り組むことが大前提であると押さえている状況でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 先ほどから教育長自ら御答弁なさっているように、真相がわからないような状況の中で、加害者、被害者を決めるのは私はおかしいと思います。あわせて、該当中学校の複数の、実際先ほどの話では警察からも、加害者ではない生徒が数名、半数近くいたのですよ、その場にいただけの生徒。そういう曖昧な状況の中で決めつけているのはおかしいと思います。

該当中学校の複数の保護者からの情報によると、この報道を見た子供たちはもちろん、関係する保護者の皆さんも事実ではない報道がなされたことに驚き、学校側に訂正するよう求めたところ、学校側も当然事実ではない報道をなされたことにびっくりしていたそうです。それを教育委員会に学校側が訂正をするよう求めていたそうですが、迅速に対応しなかったのはなぜですか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 教育委員会では、先ほどの記者説明会の中で、正確に伝わらなかった部分があったということも踏まえ、それを正しく伝えるために様々なSNSやホームページ、そして文教民生委員会の委員長にお願いをして所管事務調査を開いていただき、正確な事実の説明に努めてまいりました。

その中で、先ほどもありましたけれども、関係機関から関与なしと言われたという申出、主張があったというふうに私たちも聞いており、直接、先ほども申し上げたとおり、保護者からの説明も受けておりました。これについては、私たちも関係機関のほうへ確認をいたしました。関係機関では関与をしていないということは伝えていないということを説明を受けました。関与していないのは実行行為には関与をしていない、ただしいじめ事案については関与をしているという意味ですということの説明を受けましたので、学校にもその旨を説明し、ホームペー

ジの記載にある関わった生徒10名だったですかね、については修正は必要ないというふうに両方で確認をしたということでございます。失礼しました。その場にいた生徒10名という表現については、変更しないということで、学校とも確認をしているところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 その場にいたとは先ほども言いましたけれども、ほかにも生徒いたのですよ。関与なしと警察から言われたら警察がまた違うこと言っているのですか。これは後で確認したらわかりますよ。またでたらめな答弁したら駄目ですよ。すぐに対応しなかった、これ事実ですね。そして、さらに網走市教育委員会が記者会見で説明した内容が事実と異なるため、当該中学校の子供たち、保護者はそれは混乱します。それを踏まえて、当該中学校独自で保護者向けにマ・メールで訂正文書を配信しようとしたそうです。しかし、それは市教育委員会によって配信を、指示により配信を取りやめたそうです。なぜこんなことをするのですか。事実ではないことを伝えなければいけないじゃないですか。なぜそれを止めるのですか。これ事実ですよ。関係する保護者、学校の教員、みんな知っていますよ。なぜそんなことをしたのですか。全く間違えた記者会見は、人間ですから百歩譲って、間違えました。しかし、その後のフォローが何も子供たちのことを考えてないじゃないですか。自己保身でしかない。間違ったものを間違いのまま情報を伝えたいかのような対応ですよ。なぜこの学校側が保護者へ訂正のマ・メールを配信しようとしたことを止めたのですか。間違いを隠蔽するつもりだったのですか、伺います。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時34分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

教育長。

○岩永雅浩教育長 学校で発出をしようとしたマ・メールについて、4月10日時点では発出を止めていただきました。それについては事実です。その理由ですけれども、先ほども触れましたけれども、加害生徒の保護者が質問書を持参をし、来庁をされまし

た。その中で関わったとされる、あるいはその場にいたとされる10名の中の6名は関係機関から関与はしていないというふうに言われたのだということをもって、これについても同様に当該学校にも説明に出向いたというふうに聞いています。その事実確認をしておりました。その中で、先ほど申し上げたとおり、関係機関では実行行為には関与していないけれども、いじめ事案については関与していないという説明はしていないということの説明がありましたので、それを学校に伝え、改めて4月14日にマ・メールを配信をしたということでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 ちょっと時系列にも、今の答弁では4月10日と言っていますけれども、学校側は報道があったすぐ次の日に保護者みんな殺到しましたので、すぐに用意していたのですよ。それを止めたのは4月10日ではないですよ。もっと前ですよ。なぜそんな時系列になるのですか。10日もたってしまうじゃないですか、記者会見から。すぐに学校側は対応しようとしたのですよ。なぜ一々答弁でたらめなのですか、毎回。

○平賀貴幸議長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時38分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

小田部議員の質問に対する答弁から。

学校教育課長。

○高橋善彦学校教育課長 申し訳ございません。ちょっと正確な今記録を持ち合わせていないので、確実なちょっと答弁にはならないかもしれませんが、報道発表があったのが3月31日と4月1日と4月2日というような形であったかと思えます。

その後学校から、議員御指摘のとおり、マ・メールでの発信をしたいということで、ちょっと受けておりましたのが土曜日であったか日曜日であったか、月曜日であったかとちょっとそこは記録としてちょっと今確認できるものがないのでお答えできませんけれども、先ほど教育長が申し上げましたとおり、4月10日ということではなくてその前の前段の中でマ・メールこういうような形で出したいということで学校から受けていたという記憶はございません。その中身がちょっと内容的に、ちょっと精査をする必要があるのではないかとということで、教育委

員会内部の中で検討をして、その当該校ということではなく、広く市の公式ホームページを使って情報を伝えるというような形で進めたというようなところでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 もう言った言わないの議論になってしまいますからあれですけれども、いずれにせよ、間違った報道をして傷つけた子供たち、その保護者への配慮が全く感じられません。子供たちに道徳観を教えなくてはいけない教育委員会が、教育委員会自体に、行政自体に道徳観がない、私はそういうふうに感じます。今の行政の体質をしっかりと改善しなくてはいけないのだと私は思っております。

そして、この記者会見を開くことを決めたのは一体誰ですか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 記者会見を開くことを決めたのは最終的には私でございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 仮に教育長の判断だとしても、開催の決定権は水谷市長にありますね。

○平賀貴幸議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 教育委員会のほうで記者会見の必要があるということで、私のほうに報告がありました。そのことに対して私は了解をしたところであります。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 最終的には水谷市長が判断をしたということだと思います。それは当然ですね、行政のトップですから。その後の訂正会見も教育長、関係保護者から求められたけれども、自分の意思ではできないと、そのような御答弁をなされておりました。それはそうです。判断し決定するのは水谷市長だからです。

今日の答弁を踏まえて、この今の水谷市政、行政の体質、真実を語らない姿勢は悪質な隠蔽体質にもつながりかねません。いじめ問題のようなナイーブな案件の解決への道を遠ざけてしまいかねないのだと私は思います、考えます。これはまるでSOMP Oのときの一件と同様な対応だと私は感じていますが、水谷市長、今のこの真実を語らない姿勢は悪質な隠蔽体質にもつながりかねないという指摘に対して、どのように感じていますか。そのような姿勢では、こういういじめの案件を解決することはできないのだと思いますが、いかがですか。

○平賀貴幸議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 今いろいろと種々小田部議員のほうから御議論がございましたけれども、私はそれは受け入れられませんし、当たらないというふうに思っております。

今回の事案につきましては、被害者が確実にいるということだと思っております。そのことの子供たちの思いにまずは寄せた上で今回の解決というものは図られていかなければならない。そのことについて、より一層子供たちの心理であったり、加害をした子供たちの心であったりといった、また取り巻く大人の状況であったりといったことが調査委員会を通じて明らかにしていくことが、そしてそれをしっかりと皆さん方にお示しをしていくことが再発防止につながっていく大きな課題だというふうに思っておりますので、調査委員会において詳細な今後調査が行われることを期待をしているところであります。

それにつきましては、被害者、そしてまた加害者、そしてまたこの案件につきましては保護者が大きく関与してまいりますので、13歳以下ということで保護者が関係してまいりますので、保護者等の調査の協力が必要だというふうに思っておりますので、今回の実相について調査委員会において明らかになっていくことを期待をしているところであります。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 私はこの網走の子供たちの人権を考えたときに、あの記者会見の意味をいまだに見いだせずにいます。あの記者会見を開いたことで喜んだ人は誰なのだろう。網走にとって何のメリットがあったのか。子供たちの人権は一体どのように考えられたのか。そんなことばかり考えております。

文部科学省の重大事態に関するガイドラインがあります。このガイドラインには、重大事態は疑いが生じた段階で対応を開始するよう指示されております。そして、調査の方法や調査結果の公表の仕方などについて種々解説されております。読み込んでみますと、このガイドラインでは、「重大事態といじめ問題の調査がある程度終わり、一定の結論が出た際、事案の内容や重大性、被害児童生徒、保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等、総合的に勘案し、特段の支障がなければ公表が望ましい」とされております。つまり、学校が疑いを認知し、市教育委員会に報告が上がり、いじめ専門委員会で

重大事態と認定され、いじめ問題調査委員会で調査が始まり、調査が決まり、調査関連の予算措置がされ、議会の承認に至り、調査が初めて開始され、その調査結果がまとまり、必要に応じて結果の公表というのが通常の流れです。しかし、今の網走市の今回の対応、市教育委員会の順番は全く逆の流れです。記者会見をしてから、いじめ問題調査委員会のメンバーを選考し、調査関連予算を算定し、議会に予算を説明をする。そして、調査を開始という流れ。やはりこの詳細の調査の結果を踏まえた上で、内容を吟味して記者会見を開くべきだったと私は考えております。

この一連の流れを、今回の流れだけを見ると、市教育委員会の判断は文部科学省のガイドラインには一切従っていないと受け取れますが、このことについてはどのように受け止めますか。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 今、御指摘がございましたが、私たちは基本的にいじめ防止対策基本法の下で取組を進めてまいりました。

今、公表についての御説明がありましたが、先ほども申し上げたとおり、この法令の中では調査結果、いわゆる先ほど市長から実相という言葉がありましたが、その実相を調査した結果の公表について、今議員から御説明のあったような手順を踏んで行うのだということが示されております。それ以外の保護者説明会、あるいは報道機関への説明などについては規定がございません。これらについては、私たちの顧問弁護士にも相談をしながら行っておりますけれども、学校あるいは私たちも同様にそのときに広がっていた被害生徒への誹謗中傷をとにかく止める、止めたい、広がりを防止する、その一点において開いたものでございます。

○平賀貴幸議長 小田部議員。

○小田部照議員 今の御答弁ですと、順序が全く逆さになっていることをあまり認識していない。間違っていないというような認識でいるのかな。そういう対応では再発防止には努められないと思います。同じように、記者会見して間違ったことを発表しても、その後に調査すればいいのですか。今調査しているじゃないですか。しっかりと調査をして、調査結果が明らかになって、公表の有無をしっかりと判断して初めて記者会見するかしないか判断するのだと思います。全く逆だと思っておりますけれども、これについて、再発防止についてはどのように考えています

か。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 これまで教育委員会、そして学校が連携をしながら取り組んできた内容、それについては100%きちんとできたのかと言われれば、それは違うのかもしれませんが、それらも含めて、現在予算の補正要求をさせていただいておりますけれども、調査委員会の調査結果を真摯に受け止めながら、再発防止に不足している取組、あるいは新たに、昨日の議論もありましたが、新たに工夫をしなければならぬ組織であったり、予算配置であったり、そういうことについても真剣に考えていきたいというふうに思っております。

○平賀貴幸議長 小田部議員、時間が超過しておりますので、そろそろまとめてください。

○小田部照議員 時間が限られております。

真剣に取り組むのは当たり前のことです。

義務教育といわれる小中学校時代は心身ともに人間形成の基礎を養う大切なときだけに、これに関わる者、全ての関係者はいつもそのことを念頭に置き、細心の注意を払い、学業はもとよりスポーツ、文化など全てにおいて、この充実、発展に意を用いていかなければならないと強く自覚しているところであります。それだけに間違った会見で未来ある子供たちを深く傷つけ陥れるような網走市政の体質には強く憤りを感じております。このような網走市政の体制を、体質を改善し、再発防止に努めなければなりません。そして併せて、子供たちはもちろん、その保護者、市民の皆様の信頼回復にも努めていかなければなりません。私の議員として、そして子育てする親として、網走の子供たちが未来に夢と希望を持ち、果敢に挑戦できるたくましい子供たちに育ってもらえるよう、全力で取り組んでまいります。

終わります。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○立崎聡一副議長 ここで議長を交代いたします。

休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

金兵智則議員。

金兵議員。

○金兵智則議員 ー登壇ー それでは、私はさきに

通告をいたしました3項目について質問をいたします。熱い議論があった後ではございますが、何分久しぶりの一般質問となりますので、皆さんの御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、1項目めはバス事業についてであります。

公共交通の一翼を担うバス事業でございますけれども、人口減少や自家用車を1人1台所有するような時代の流れもありまして、バスの利用者が大幅に減少をしてしまいました。朝、夕の通学時間帯以外のバスにおいては、乗客が一人も乗っていない状態で走っているといったような状況を目にすることもありました。そこで、網走市では令和2年度からどこバスの実証実験を行い、いよいよ今年度から本格運行が始まったところでありまして。現在、様々な場面でいろいろな方々からどこバスのお話を私自身も伺っておりますので、実証運行から継続をして好調に推移をしているのではないかとこのように感じているところでありますけれども、改めてどこバスの乗客数の推移と本格運行が始まって2か月の状況について、担当課の見解を伺います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバス事業者の状況についてでございますが、令和2年度に実証実験事業としてスタートしてございます。

令和2年度は、駒場、潮見、つくしヶ丘、鱒浦の一部を運行エリアとし、8月から11月までの4か月間の実施で959人の御利用がございました。翌令和3年度は令和2年度の運行エリアに加え、南東・南西地区、北東・北西地区、台町、桂町、錦町、海岸町、向陽ヶ丘、緑町、新町、大曲の丁目地区、天都山に拡大し、運行期間は6月から3月までの10か月間で7,083人の御利用を頂きました。

翌令和4年度は、さらに港町、二ツ岩、字大曲、呼人を運行エリアに加え、運行期間は1年の通年で4万234人の御利用がありました。

令和5年度より本格運行となりましたが、4月、5月の利用は9,040人となってございまして、この状況が続くとした場合の利用者数は5万人を超えることも想定している状況でございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 やはり予想どおりといたしますか、好調に推移しているのかなというふうに思います。運行エリアの拡大も途中でありましたので、単純に比較するというわけにはいきませんが、令和

4年度大体月3,300人前後ですかね、だったものが今年度2か月で9,040人ということですので、大体一月は4,500人ということで、確実に伸びているのかなというふうには理解をさせていただきたいと思っておりますが、一方で、さきにも述べさせていただきましたけれども、路線バスのほうの乗客数は大幅に減少をしております。網走市地域公共交通計画によると、昭和60年度で約387万人いた利用者が平成31年度には約5分の1の約76万人にまで減少しているということが記載されておりました。

その後も減少は続いているというふうに考えるところでございますけれども、路線バス乗客数の推移とバスなどの1日当たりの平均利用者数において、どこバスが占める割合の変化というのがどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 路線バス乗客数及びどこバスが占める割合の変化についてでございますけれども、実証実験を実施した令和2年度からの3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出を控えるといった行動変化の影響もあったものと考えられますが、年間の全体乗客数はどこバスを含め、令和2年度が53万2,779人、令和3年度が59万1,865人、令和4年度が59万8,573人となっております。

先ほど御説明したどこバスの利用者数を基にしますと、実証実験の初年度である令和2年度が0.18%、令和3年度が1.2%、令和4年度で6.7%と、どこバスの利用者の割合が年々高まっている状況となっております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 単純にそれまでとコロナが始まってからは比較は難しいけれどもという感じではありますけれども、やはりどこバスが占める割合が伸びてきているというのと、路線バスは減少傾向というよりは、その辺60万人弱を推移していたということが理解をさせていただきます。

バス事業の現状についても少しお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、現在網走市の公共交通政策の土台となっているのが令和3年3月に発行されました地域公共交通計画だということは認識をさせていただいております。そこには、バスの概要といたしまして、平成31年度の路線や便数などがまとめられておりましたけれども、その頃と比較して現在はどのような状況なのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 地域公共交通計画との比較についての御質問でございますが、市内路線バスは令和3年3月の計画策定時は4路線135便でしたが、今年度4月時点では4路線109便となっております。同様に郊外線につきましては5路線48便でしたが、これが5路線44便の運行状況となっております。

また、コミュニティバスにつきましては、1路線10便、乗合タクシーは1路線6便の運行を行っていましたが、どこバスの実証実験、本格運行に伴い運行を終了しているところでございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 わかりました。減便を進めてきている部分もあるということだと思います。

もう1点お伺いさせていただきますけれども、現在どこバスの運行時間は9時から16時までだったというふうに思いますけれども、そのどこバスが運行している時間帯における路線バスの運行状況及び乗客数などはどのようになっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバス運行時間内の路線バスの運行状況についてでございますが、実証実験前との比較ですが、便数としては約2割、26便の減便となっております。また、運行が重なる時間帯の乗客数につきましては、網走バスで実施してございます乗降調査の9月分になりますが、1日平均の比較になりますけれども、実証実験前の平成31年度が1日当たり675人でしたが、令和4年度は1日当たり418人という状況になってございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 便数で2割、1日の乗客数も減少ということですが、これはちょっとコロナもあるので、はっきりと比較していいのかどうかわかりませんが、少なくとも減ってきているということと理解をさせていただきます。

ここまで種々バス事業の現状を伺ってまいりましたが、地域公共交通計画にもあるとおり、持続可能な公共交通の構築を目指すために、少しずつ体制を変化させながら現在の状況を構築してきたのだというふうに理解をさせていただきます。

そこでお伺いしますが、ここまでの状況を踏まえまして、公共交通としての現在のバス事業を市としてはどのように捉えているのか見解を伺いま

す。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 公共交通への市の認識についてでございますけれども、地域公共交通は通勤や通学のほか、通院、買物など、地域住民が生活していく上で欠くことのできないインフラで、地域の存続基盤として大変重要であり、その必要性は社会情勢が著しく変化する中であっても変わらないものと考えております。

コロナ禍にありましては、感染拡大防止のため、外出抑制や外国からの入国制限等に伴い人流が著しく減少し、さらには燃料の高騰もあり、バス事業を取り巻く経営環境は悪化に転じ、極めて深刻な状況に陥ったと認識をしており、コロナ収束後バスの輸送人員がどの程度までコロナ禍前に回復するかが課題であるというふうに考えてございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 コロナも踏まえてバス事業が厳しい状況だという認識なのだというふうに思いますけれども、今のところ伺ってきたのは今現状なのですよ。バスの路線数ですとか、乗客数がこのようになってきたということ踏まえて、今のどこバスの運行時間ですとか、路線バスの便数ですとか、その辺のバス事業の体制について市としてはどう捉えているのかという意味合いでの質問だったので、それについてはいかがですか。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 先ほど議員からもお話がありました。過去のように路線バスの乗客数がなかなか乗ってくれる人が少なくなっている中で、どこバスの実証実験を経て現在本格運行に入っているということで、どこバス事業については方向感として非常にいいほうに行っているのではないかと、というふうに考えてございます。

ただ一方で、市内路線バスにつきましては、コロナの影響とか様々な要因によって、実質コロナ前のお客さんの人数よりは大幅下がっているというふうに認識しておりますので、大変厳しい状況になっているということで捉えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 どこバスが順調にしているという認識については理解をさせていただきました。バス事業がコロナ前に戻ってこないのが厳しい状況だ、という、路線バスのほうですね、についてはわかったのですが、そうですね、もうちょっとわか



りやすく聞くと、今まで現状を聞いてきた中で、路線バスとどこバスの割合の変化とかも伺ってきているので、この辺が数値的にいい数値なのかどうなのかという、バスを走らせている今の現状、状況を市として運行体系としてどう捉えているかというところをちょっと教えていただきたかったのですけれども、うまく伝わらないですかね。

**○立崎聡一副議長** 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

**○立崎聡一副議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

金兵議員の質疑の答弁から。

観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** バス事業全体の現状の市の考え方ということのお尋ねだと思います。

朝と夕方につきましては、通勤や通学ということで一定数の利用が頂いているのですけれども、その間、具体的には9時から4時の間という部分につきましては、現在どこバスの事業を運行しております、その間につきましては、バス事業のほうとしてもおおむねピーク時から2割ほど便数も減らしているという状況の中で、現状においては、バス事業全体としてはいい状況になっているのではないかと、運行の体制としては、このような体系が今現在はよろしいのではないかとというふうに考えてございます。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** 大変わかりづらい聞き方で大変申し訳なかったかなというふうに思いますけれども、様々な状況を勘案した中で今の体制をつくってきたというところで、今できた体制はある程度満足のいくものだというふうに市としては認識しているということがわかりました。

それで、今後さらなる人口減少、少子高齢化が進むことが予測される中で持続可能な公共交通の構築を目指していかなければならないという認識も共通しているのだというふうに思います。

そのためにも、共に公共交通を担うバス事業者とはより綿密な協力体制を構築していかなければならないというふうに考えます。

バス事業者は民間企業でございますので、これ以上の存続が難しいといった判断がなされた場合に

は、事業縮小や撤退といった決断がされる可能性も否定はできません。これまでは路線バスで被った不利益を都市間高速バスや観光貸切バスの好調分によってやりくりをされていたというふうに認識をしておりましたけれども、先ほど来部長のほうからも答弁ありました新型コロナウイルス感染症による多大な影響もあり、それらの状況が崩れてきているというふうにも伺っておりますけれども、網走市としてはどのように認識をされているのかお伺いしたいというふうに思います。

**○立崎聡一副議長** 観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** バス事業者の状況把握についてでございますけれども、これまでも事業者と情報交換を行いながらどこバスの実証実験など様々な取組を進めてきております。その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出を控えるといった行動変化の影響を受け、都市間バスや観光貸切バスの利用が低迷をし、経営状況が非常に厳しいというお話を伺っているところでございます。

今後は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となり、市民生活が平常に戻ることが期待されるところでございますが、特に都市間バスには他事業者の参入もあって、利用者数は戻りが鈍く、以前のような高収益を上げることが難しい状況になってくると聞いております。公共交通の維持、必要性につきましては、バス事業者が事業を継続できることが前提と認識しておりますので、引き続き協力体制を構築しながらバス事業者と密に協議を重ねてまいりたいと考えてございます。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** 路線バスに加えて都市間高速バスや観光貸切バスといった、これまで不利益分の補填を行ってきた、いわゆる好調分の急激な回復は見込めないというのも今答弁の中でありました。

そんな中でも、公共交通を持続していくためには、今乗客数が順調に伸びてきているどこバスをさらに進めていきながら、網走市全体のバス運行体系などの精査もしていかなければならないというふうに考えます。

そこで、どこバスのさらなる活性化のためには、市民の皆さんからよく出るのが運行時間の延長と、より利用しやすい運賃体系の構築というのが必要になるのではないかとというふうに考えます。

まず、運行時間についてですけれども、姉妹都市であります沖縄県糸満市でもコミュニティバスの運

行をされているのは御承知のとおりだというふうに思います。平成30年から試験運行に始まり、令和3年4月から9月の実証運行を経て、令和3年10月から本格運行を行っている状況です。

当初、実証運行までの運行時間は9時から17時、午後5時まででございましたけれども、本格運行が始まるに当たり、7時から19時、7時から7時と延長をされました。そこで、糸満市の担当者の方へ運行時間が変更された理由についてお伺いしたところ、市民からの要望が多かったことを受けての対応というふうに御回答を頂きました。網走市としても以前アンケートを行っていたというふうに記憶しておりますけれども、アンケートの回答の中で運行時間を拡充してほしいといったような内容のものはなかったのか。また、利用者や市民の声を伺う仕組みや考え方はあるのかお伺いしたいというふうに思います。

**○立崎聡一副議長** 観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** 利用者などの声を伺う仕組みについてでございますが、これまで各町内会やふれあいの家での説明会及び体験乗車会を実施する中で、直接市民の声を聞く機会を設けております。このほかどこバスの利用者アンケートを実施しておりまして、その中で、今議員御指摘のありました運行時間の拡充に関する御意見も頂いたところでございます。

令和2年度につきましては運行時間が10時から16時でありましたが、こうした意見を踏まえまして、令和3年度からは9時から16時に拡充して現在に至っているところでございます。

また、本年度から本格運行が実施されていく中で、今後様々な御意見や御要望が市やバス事業者に寄せられるものと考えております。今年度も新たなバス停を設置できないかとのお話を市民の方から直接相談を受け、その際は地域の方と網走市、そしてバス事業者で安全面などを考慮した上で適宜対応したところでございます。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** どこバスの試験運行ですか、始まった当初は10時から16時だったものが、声を聞いた中で9時から16時に変更しましたよということで、その後は何かアンケートとかいうことをされてはこなかったという答弁なのかなというふうには思いますが、今後本格運行が始まったので、声が集まってくる可能性があるという答弁でありましたけ

れども、ぜひとも何か声を拾える形を何か取り組んでいただきたいというふうに、待っているだけではなくてこちらから行ってみるということが大事だと思いますので、その声を拾う形何か考えがあればお伺いしたいと思います。

**○立崎聡一副議長** 観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** どこバスのより利便性を高めるための、より市民の声を聞く機会についてのお尋ねでございますが、現状におきましても、まずどこバスの中にアンケート用紙というのは御用意しておりますので、そういった形で一つ広く利用者からの御意見を頂戴したいと思っています。

また、このほかこれまでも実施しておりますが、イベントの中でどこバスのブースを設けたりとかして、そこで様々な意見を聞いたりですとか、それからあとにぎわいのあるスーパー前のところでキャンペーン的なものを行っている際に、いろいろな参加者の声を聞いたりしておりますので、そういったことを継続して実施していきたいと考えてございます。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** どれだけ声が上がれば、時間が延びるかというのはわかりませんが、より活性化であったり、今後もこのどこバスが続けていくために声を拾うということは今後も気にしていただけたらというふうに思います。

料金体系のほうの話ですけれども、今年の予算特別委員会でもお話をさせていただきましたけれども、やはり利用しやすい料金体系や割引対象の拡充なども必要だというふうに考えます。

糸満市、先ほど来出ていますけれども、糸満市では半額となる子供料金の範囲を、網走市が行っている小学生までではなく中学生までとされておりまして。また、60歳以上の免許返納者で乗車時に運転経歴証明書を提示すれば半額料金で乗車できることというふうにもしております。網走も定期であったり様々な努力をしているというのはわかるのですけれども、特に学生の半額料金の適用を拡大することは、現在利用状況が少ない、たしか8対2ぐらいの割合だったと思いますけれども、土日の利用拡充につながる可能性が考えられるため、すぐにでも始めるべきだというふうに思いますし、市長は子供たちに対する支援を強化していく方針だというふうに私自身は認識しておりますので、中学生と言わずに高校生ぐらいまで対応してもいいのではないかと

ふうに思っております。

また、運賃についてですけれども、現在の料金体系でいくとエリア内とエリアを越えての2パターンとなっておりますが、エリア内の端から端まで乗車してもエリア内の隣のバス停まで乗車しても同じ料金なのです。何回も言ってきていますけれども、近距離でも利用しやすいように、もう一段階価格の低い料金設定を構築するべきというふうに予算特別委員会で言わせていただいたところ、バス事業者と協議をするといったような答弁もありましたが、その後協議などは行ったのか。また、市として料金体系の構築、割引対象の拡充について、どのような見解をお持ちなのか伺います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 利用料金や割引等に係るバス事業者との協議についてでございますが、実証実験を経て運行エリアを拡大する中で、料金設定につきましてはバス事業者とも協議を重ねてきており、お尋ねのありました近距離で利用された場合の料金設定につきましても、他の御意見とともに事業者と共有をしております。本年度からの本格運行収益やハイヤー料金との兼ね合いなど総合的に考慮し、持続可能な運行体制の確立という考えから実証実験中の運行体系を維持する方向で協議検討し、地域公共交通活性化協議会で決定をしたところでございます。

距離別の料金設定や利用料金の割引につきましては、技術的な課題も含め継続して協議するとともに、現在のところは定期券や回数券を継続して実施されているところでありますので、御利用される皆様には利用頻度やライフスタイルに応じて、こうしたものの御活用をいただければと考えているところでございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 様々な工夫をされている、料金については様々な工夫をされているので、自分に合ったものを選んでくださいという、最後答弁だったのかなというふうに思いますけれども、新たなもう一段階価格の低い料金設定というのはすぐには難しいというのも私自身わかりますけれども、子供たちへの半額助成というのは、やろうと思ったらそんなに難しくはないのではないかなというふうには思っています。例えば定期を持っていけば高校生も100円で乗れるのですよね、どこバスは今ね。農大生がよく使われているという話も聞きますし、例えば定期の

持っている子供と遊びに行くにも半額で行けると500円で行くのとは、持っていれば100円だけれども高校生、もう片方は500円。それで一緒に遊びに行くのどこバス使うかといったら絶対使わないのですよ、これ。だからこういうことはやっていきましようよということなので、これはちょっともうちょっと積極的に検討を進めていただきたいと思います。子供たちの半額料金については、どういうことだったらできるのか、なぜできないのかというのを精査していただきたいと思いますと思いますけれどもいかがですか。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 料金の関係につきましても、様々な御意見は頂いているところでございます。それで、今具体的にお示しを頂きました、定期券を持っている方の100円の部分につきましても、他の事業者からはその100円が妥当なのかどうかというの御意見として頂いているところでございます。

それで、御提案のありました土日というのは、実際に利用者数は現実的に平日よりは実際に少なくなっているのは事実でございますので、そういった部分を特に底上げするという考えの中で、今御提案のあった部分というのも一つの考え方かなというふうには考えてございます。

いずれにいたしましても、その辺の料金の関係につきましても、バス事業者のみならず地域活性化協議会の中で議論をしながら、より利便性を高める、そしてより多く乗っていただける手法というの、引き続き考えていきたいというふうには考えてございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 では、またどこかで伺わせていただきます。

持続可能な公共交通体系を構築していくためにも、より活用のしやすい状況をやはりつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っています。

あわせて、現在公共交通を担っていただいているバス事業者がこれからも協力をしていただけるよう、市として対応をしていかなければならないというふうにも思います。さきにも述べたとおり、バス事業者も民間企業なので、これ以上続けられなくなった場合には撤退や事業縮小も行われます。事実、このコロナ禍で事業の縮小、撤退が行われた市町村

も実際出てきております。なかなかバス事業者、今現在厳しいというふうな認識はお互い共通しているところだと思いますけれども、縮小や撤退、そういうふうにならないためにも、市としてバス事業者と連絡を密にすることはもちろんのこと、でき得る限りのサポートをする柔軟な対応が必要となるというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○立崎聡一副議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 バス事業者との情報共有及びサポート体制についてでございますけれども、人口減少、少子高齢化の進展など、社会情勢の変化に伴う利用者の減少や経営環境を取り巻く状況が変化している中で、適宜バス事業者とは意見交換の機会を設け連携を図ってきており、そのことは非常に今後も重要だと考えております。

コロナ禍におきましては、バス事業者をはじめとする交通事業者へ営業継続支援金などにより、公共交通の維持をサポートしてまいりました。公共交通は市民生活や観光客の足として欠かせないものであり、その必要性は社会情勢が著しく変化する中であっても変わらないものと考えておりますので、持続的な公共交通を維持、存続するためにも、引き続き情報交換に努め、様々な角度から共に工夫を凝らしながら、バス事業者の安定的な運営に向けて適宜適切にサポートをしてまいりたいと考えてございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 力強い答弁が頂けたのかなというふうに思います。未来に向けて公共交通を継続していくためにも、今という時期がとても今大切な時期なのではないかなというふうに私自身は考えています。様々な工夫を凝らしながら、今の体制もつくりました。どこバスについては本格運行も始まりました。様々な行ってきた中で、それが今後も継続していけるように市として取り組んでいただければというふうに思います。

次に、2項目めに移ります。

2項目め、市街地における野良動物についてというふうにさせていただきましたけれども、昨日の一般質問で澤谷議員から野良猫、地域猫の質問がありました。その中でも向陽や錦町、川向、海岸町方面でたくさん見受けられるといったようなお話もありましたけれども、私が住んでおります潮見地区でも目の前の空き家に猫がいるといったような状況になってきております。また、これが猫だけではなく

て、いつきに比べて少し少なくなったかなと思いますけれども、キツネもよく見かける地域なので。ですので、それらをまとめて野良動物というふうに言わせていただいたのですけれども、一方で野良犬というものは最近ほとんど見かけなくなったのではないかなというふうに感じているところですが、これらキツネ、猫、野良犬など野良動物の状況、市としてどのように認識しているのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 野良犬の数ですが、20年前は野良犬掃討で捕獲した野良犬は年間50頭を超えることもありましたが、近年は減っており捕獲数は令和2年度1頭、令和3年度1頭、令和4年度ゼロ頭という状況であります。

一方、キツネの出没や猫への餌やりの苦情は以前よりも増えている状況となっております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 やっぱり犬というのは、もうほぼほぼ野良犬というのはいないのだなというふうに思います。

それでは、野良犬については別としても、野良猫、キツネなどの苦情などが増えてきているというような状況ではありますけれども、猫に関しては昨日も御答弁、苦情の数ありました。中身についても餌やり、放し飼い、住みつきといった内容であるということがありましたけれども、キツネについてはどんな状況なのか。相談件数など簡単でいいですので、状況について説明してください。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 市街地におけるキツネの苦情、相談の状況ですけれども、相談があった場合には相談者の敷地内に箱わなを設置して捕獲を実施しております。令和3年度は11か所で4頭捕獲、令和4年度は10か所で2頭捕獲となっております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 野良犬は狂犬病予防法に基づくもので捕獲対象、キツネに関しても今御説明があったとおり捕獲対象となっているため、数を減少していくことは可能なのだというふうに思います。しかしながら、猫に関しては愛護動物と規定されており、また規制する法律もないため、けがをしているケースを除いては捕獲の対象とはなりません。また、猫を好きな方々は、おうちで飼育することが不可能であっても好意などで餌をあげてしまうという状況も

ございます。ただ、苦手としている方からすれば迷惑行為というふうになってしましまして、昨日の答弁でもありましたけれども、法的に損害賠償請求をされてしまう可能性もあり、餌をあげることだけでは野良猫のためにはならないということを理解してもらわなければなりません。それらを踏まえて、餌やりへの苦情や相談に対して、どのように対応されているのか、状況を伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 市民の方から相談、苦情があった場合ですけれども、担当係の職員が現地へ赴き、原因者に対し放し飼いをしているのであれば家の中で飼育するようにお願いをしているところがあります。また、飼い主ではない方が無責任な餌やりや野良猫の集まる場所をつくっているなどを確認した場合は、周辺の方が不快な思いをすることから、そのような行為をしないよう話し合いをしてやめてもらっている状況です。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 数が少ないのかもしれませんが、そういう指導や話し合いが行われているということを理解させていただきました。

飼い主のいない猫対策の取組の基本となる考え方でTNR活動というのがあります。これは飼い主のいない、いわゆる野良猫の繁殖を抑え自然淘汰で数を減らしていくことを目的に捕獲（トラップ）し、不妊手術（ニューター）を施して、元の場所に戻す（リターン）をする活動です。その上で餌やりのルールやトイレの場所、生活環境の汚染を防ぐための片づけなどを地域で行っていくのが、昨日もありました地域猫活動でございますけれども、そういった活動の中での餌やりが必要であることを理解をしていただくために、かわいそうだからという理由だけでの餌やりの防止や禁止についての啓発活動は行っていかなければならないというふうに考えますけれども、見解について伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 餌やりをしないようななどの啓発ですけれども、そのような情報がこれまで少なかったことから、啓発活動ではなく現地での対応をしてきたところでもありますけれども、猫に関する苦情は増えてきている状況にもありますので、今後は市の広報、ホームページなどでの注意喚起も進めていきたいと思っております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 わかりました。

あと、地域猫活動についての詳細は、昨日御説明がありましたので内容は割愛させていただきますけれども、北見市では積極的に、活発的に行われているということでもあります。網走市は今の現状を踏まえた上で、これらの活動の必要性について、どのように考えているのか、見解を伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 地域猫活動は野良猫への対策、対応として取り組む自治体が増えてきているところでもあります。対策としてうまくいっているところ、そうではないところがあり、取組を支えるボランティアや何よりも地域の人の理解と協力が必要となってくることから、取組をしている自治体を参考にまずはセミナーなどで地域猫活動を知る機会について、どのような方法で開催できるか検討してまいりたいと考えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 昨日もありましたセミナーをどのように開催できるかということで検討していきたいということでありましたけれども、まずはやっぱり、これを知ってもらうということが必要ですので、啓発活動は広報を通じてやっていただけないことですので、広く様々な、例えば市町連にお願いをするすとか、工夫を凝らして広く皆さんの目につくような広報活動をしていただければというふうに思います。

最後、3項目め、教育環境についてお伺いをさせていただきます。

昨日も様々子供たちの教育環境について質問がありました。コロナを経てといった部分もありまして、教育環境については改めて考えていかなければならないタイミングなのかなというふうに感じるところであります。

では、私も質問させていただきますけれども、コロナの感染症の影響で行うことができなかった学校行事などが今年度から再開されているというものが多くなってきております。水泳授業についても、昨年度から工夫をしながら少しずつ再開をされておりますけれども、今年度からは通常に戻ることが多いと考えられます。全国的にニュースになっているのを見ますと、コロナによって水泳授業を中止していたことにより、学校プールの使用ができなくなった施設が多くなったということがニュースでよく取り上げられるようになりました。網走市も学校プー

ルが7か所あるということですが、使用の可否についてどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 当市におけます学校プールの設置状況についてであります。現在市内小中学校におきましては学校プール施設があるのは小学校で7校であります。そのうち本年度の水泳授業において学校プール施設を使用する学校は5校となっており、残り2校につきましては設備の老朽化などの理由によりまして、自校のプールは使用せず市民健康プールの利用により水泳授業を行う計画としていただいております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 7か所のうち2校が老朽化などにより使えなくなってしまうという御説明だったというふうに思いますけれども、この現状、今ある学校プール使えなくなったものについては、今後どうしていくお考えがあるのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 学校プールの今後の方向性についてでございますが、現時点では学校プール施設の大規模改修など具体的な計画は持ち合わせておりませんが、学校によりましては施設の老朽化が進行しておりまして、軽微な補修を繰り返して対応している状況でありますので、今後の取扱いにつきましては、学校側と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 使えなくなった2校はそのまま、使える5校は使えるところまでといったような答弁だったのかなというふうに理解をさせていただきます。

水泳に関しては、学習指導要領にも明記があり、小学生及び中学校の2年生まで必修というふうになっているというふうに私自身理解しているのですが、この水泳授業の必要性及び達成度など、どのように教育委員会としては捉えているのかお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 小学校におけます水泳授業の必要性と当市における達成度についてでございますが、議員お話のとおり、文部科学省が示します学習指導要領においては体育の分野において、小学

校から中学校2年生までは水泳は必修となっております。

水泳を学習することの特徴につきましては、水中で運動することが陸上における各種運動とは異なる点を理解し、基本的な泳法を身につけることのほかに、水中での安全に関する知的な発達を促し、水の事故を未然に防ぐ思考力を育むという目的もござい

ます。これらのことから、小中学校における水泳の授業においては、安全を確保するための泳ぎの指導が必要となるものですが、その一方で学習指導要領の中には、なお書きといたしまして、水泳の指導については適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとの記載がありますので、当市の学校においても、その理由等から実際の水泳、泳ぎの指導を行えていない学校もありますが、後段の水泳事故防止に関する心得については全校において実施しているところでございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 日本という国が海で囲まれているということもあるのですが、基本的な泳法、水中での安全性をということですし、事故防止の心得ということでは必ず学んでくださいというふうなことなのだと思いますし、ただ今の答弁でいくと、必ずしもプールで授業は行わなくてもいいですよということになったのだということに理解をさせていただきたいというふうに思います。

中学生になると水泳授業に向かう気持ちが大きく変化をするということが示されております。昨年、教育関係のある企業が全国の小中高生を対象に行ったアンケートによると、プールを楽しんでいる、楽しみにしている割合が小学生が81.2%であるのに対し、中学生になるとこれが一気に下がって49.7%、高校生で35.7%というふうになっております。楽しんでいない、楽しみではないと回答した割合についても、中学生で31%、高校生で24%というふうになっておりました。中学生においても楽しみにしている割合の方が多という状況であるものの、楽しみではない生徒も大幅に増えるといったような状況であります。理由としては、肌を見られるのが苦手、髪型が崩れる、男女一緒で行うことに抵抗感があるといったような思春期に伴うものなのかなというふうに思います。全国的には男女別にして水泳授業を行っている自治体もあるというふうに伺

っております。思春期と言われる時期であることを踏まえると理解できる部分もありますけれども、現在の水泳授業への参加状況をどのように捉え、そしてそれらを踏まえ男女別で行うことに関する教育委員会の見解についてお伺いしたいと思います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 中学生における水泳授業への参加状況についてであります。心身ともに成長期、思春期を迎える中学生が、ただいま御紹介のあったアンケート結果に見られるような思いを抱えて、水泳授業を敬遠するとの心情については理解するところではございますが、現状としましては、学習指導要領に基づいた指導を行っている状況でございます。

そのような中で、男子と女子を別にして水泳授業を行うことにつきましては、各学校における教育課程の編成や年間指導時数など難しいところがあるかとは思いますが、学校長の判断として実施することは可能であると考えております。

教育委員会といたしましても、男女別に実施するなどといった統一的な扱いを各学校に求めるといったことは現時点では考えてはおりませんが、まずは水泳授業に関する今年度の参加状況など実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 おっしゃるとおりなのかもしれませんが、学習指導要領どおりというふうに御説明もありましたけれども、別に学習指導要領の中では一緒にやりなさいというのは一切明記されていないはずですので、別に別にやってもいいわけで、時数の話もありましたけれども、別に半分に分けて別にすれば同じ時数は確保できるので、それは理由にはならないのかなというふうには思いますけれども、取りあえず参加状況を確認してみるということですので、そこについてはまた違う場面というふうにも思いますけれども、ただ一方で、男女平等、ジェンダーレスといった考え方から男女別に行っていたものを一緒に行うようになった学校もあるというふうにも伺っているのです。それらを踏まえ、アンケートの実施などにより、状況を把握した上で、市の方向性を議論する場を持つことが必要なのではないかなというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 男女平等、ジェンダーレ

スという社会的背景の変化につきましては、学校教育現場におきましても、その考え方について子供たちに必要な指導と教育は行っているところでございます。このような教育の下、子供たちはどのように理解し考えているかなど、状況の把握は必要なことと思っております。男女平等、ジェンダーレスといった考えは水泳授業に限らずほかの授業や学校生活にも重要なことと考えておりますので、状況の把握内容や情報収集の手法を含めまして、校長会を通じて協議してまいりたいと考えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 これなかなか難しい問題で、一方では別に行ってほしい、行いたいと言っている人がいる一方で、一緒にやる必要性があるのではないかなという人もいらっしゃるというような、大変難しい問題です。ただ思春期という多感な中学生時代にこれがまた、先ほど来あったいじめではないですけども、いじめにつながるような、いろいろなやっばり対応も必要になってくると思いますので、先ほども言いましたけれども、水泳授業を事故防止の心得の座学にするといったことも含めて、早急な検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、校則についてお伺いをいたします。

学校における校則についてですけれども、これは本当に必要なのかとか、時代的にこれ合っているかというような、例えば保護者や生徒、児童などから指摘や問合せが各学校や教育委員会に入っているような実態はあるのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 当市の学校における校則に対する指摘や問合せの状況についてでございますが、現在のところ私も市教委や学校に対しまして、各校の校則に対する抜本的な見直しを求めるような御意見や問合せは寄せられていないものと認識しております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 はっきりとした形でというのか、そういう実態はないということでもまず理解をさせていただきたいというふうに思いますが、代表質問でもお伺いをさせていただきました。「網走市ではいわゆるブラック校則と言われるようなものは含まれていないというような判断をしているが、今後は社会全般的な多様性について理解した上で、生徒や保護者の意見を反映させた校則を検討することが課題

になると考えている」というような答弁が代表質問の答弁で頂きましたけれども、この課題解決に向けてどのような取組を行うのか、もしくは行っているのか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

**○立崎聡一副議長** 学校教育部長。

**○北村幸彦学校教育部長** 校則につきましては、生徒指導提要によりますと、「制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえまして、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らし合わせて適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか、絶えず見直すことが求められる」とされております。また、見直しに当たりましては、「児童会、生徒会や保護者会といった場におきまして、校則について確認したり議論する機会を設けることなどが求められる」とされております。

現在のところ、具体的に当市におきまして校則の見直しなど具体的取組は行えていない状況ではございますが、各学校と校則の在り方につきまして、方向性や取組の進め方など学校と話し合っておりたいと考えております。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** 現在のところというのは、これまでというふうに捉えていいのでしょうか。これまで、例えば校則の見直しをやったことがある学校があるのかなのか、もしわかればお示しください。

**○立崎聡一副議長** 学校教育部長。

**○北村幸彦学校教育部長** これまで市内校におけます校則の見直しでございますが、大変申し訳ございませんが、ちょっとこちらのほうで押さえていない状況でございます。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** であれば、やっているかどうかともわからないので何ともいえませんが、時代に合っていないようなものがもしかしたら残っているかもしれないですし、ずっと同じまま来ているのかもしれない。ただ、声は上がってきていないというのはわかりますけれども。

兵庫県神戸市では、令和3年6月に学校生活におけるルールや決まり、いわゆる校則ですね、を見直そうとガイドラインを作成いたしました。学級活動や児童会活動、生徒会活動などの時間を使って、子供たちで話し合い、子供たち自身で意見を出し合いながら自分で考える活動を毎年行っております。そ

して、順次できるところから見直しを行い、それらの結果をホームページで公表しているといったような状況です。網走市でもこのような動きをやっている、このような活動をされていくべきというふうに考えますが、どのような見解をお持ちなのでしょうか。

また、それらを行うに当たりまして、子供たちの話し合いの材料として、他校との比較を可能とするために各学校の校則をホームページに公表するよう手配すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

**○立崎聡一副議長** 学校教育部長。

**○北村幸彦学校教育部長** 校則の見直しに関する手法についてでございますが、御紹介のありました兵庫県神戸市における取組につきましては、学校の校則を見直すという作業そのものを子供たち自身が課題意識を持って取り組み、またそういった活動を進めていくことについて、地域の方々に情報発信をしまして広く周知することにつきましては、子供たちへの学習効果という側面からも非常によい内容であると思っております。

当市におきましても、このような動きをとのお話でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まずは学校と話し合っていく中で、神戸市の事例なども参考とさせていただきたいと考えております。

また、市内各学校の校則をホームページに公表というお話でございますが、これも生徒指導提要の校則の運用によりますと、「校則の意義を理解し、遵守するためにも、ふだんから学校内外の関係者が参照できるよう、学校のホームページに公開していくことなどが適切である」と記載されておりますので、学校ホームページの掲載につきましても学校とも協議してまいりたいと考えております。

**○立崎聡一副議長** 金兵議員。

**○金兵智則議員** これ各学校と協議、各学校と話し合いされるのは結構ですが、やろうと思っているのであれば、できることからやっていただきたいと思いますというふうに思います。

このホームページへの公表については、現役の中学生がおっしゃっていたそうです。声は委員会や学校に入っていないのかもしれないですが、やっぱりおかしいなと思っている中学生がいるということです。

ここで言っているかどうかかわからないですが



も、様々僕が聞いても疑問に思うような校則なのかルールなのかわからないですけれども様々あります。Tシャツの色が決まっている、靴下の丈、色が決まっている、女の子の髪留の色も決まっている。あとある学校では、夏場ジャージの下に着るのはTシャツでなければならない、長袖不可。これなぜなのでしょうかね。たとえ暑い6月から9月の間でも網走なんてこの間すごく寒かったですよね。長袖着てもいいわけじゃないですか。これ駄目な理由がわかりません。男の子の髪型にしてみれば、例えばある学校ではツーブロックと言われる、少し下の部分を刈り上げている髪型が駄目な学校といい学校がある。これっておかしいですよ、まずもって。まずもっておかしくないですか。この辺どうですか。今僕たとえでいろいろ言いましたけれども、この辺教育委員会としてどう感じますか。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今議員のお話のとおり、ちょっと私も全部の学校の校則というのは全部把握していないのですけれども、今お話のあったように、今の社会情勢に合わないような内容はあるかと思われまので、その辺も学校のほうとちょっとお話をしながら、今後の見直しというか、在り方についてはお話ししていきたいと思えます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 これは早急にやろうと思ってやってください。神戸市では教育委員会が先頭に立ってガイドラインをつくり、そこに各学校が乗っかっていく形でしたよね。各学校と話し合いするのはわかります。わかりますけれども、時間をかければかけるほど、苦痛に思っている学生が卒業してしまうのです。今苦痛に思っている学生が卒業してから校則が変わっても、新たに入ってくる子たちのためになるのだというのはわかりますけれども、それはないですよ。スピーディーな対応をしていただきたいというふうに思えます。どこかでこれすぐ聞きます、どうなったか、結果を。やっておいてください。

現在、網走市ではいじめ問題への取組の充実を図ることを目的として、子ども会議というのを開催しております。これはこれで大変すばらしい取組であるというふうに私自身も思っておりますけれども、この子ども会議、以前はいじめだけではなかったというお話も伺っておりました。子ども会議でいじめの問題を取り組むのは今後も継続していただきたいと思いますけれども、今回校則の見直しをす

るといったことを契機に、児童生徒に校内における自分自身の活動を振り返ることを行っていたいただき、さらに視野を学校内から網走市、自分が住むまち網走市へと広げてもらおうとともに、それらを市に訴える機会を構築し、政治や行政により興味を持っていただけるような子ども議会の創設といったものも検討していただきたいなというふうに思いますが、見解を伺います。

○立崎聡一副議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現在網走市では、議員御案内のとおり、毎年度網走市子ども会議を開催しております、子供たちが自ら学校教育について考え、互いに意見発表や様々な考え方を聴く場として活用されております。

近年は主に学校における望ましい人間関係づくりの意識の醸成、いじめ問題への取組の一層の充実といったテーマが多くなっているところがございますが、この子ども会議におきましては、いじめ防止問題にこだわることなく、その開催年度や時期に合ったテーマを選ぶことができますので、その一つといたしまして校則の見直しというテーマを選択することは十分に考えられるかと思っております。

また、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引下げや民法改正により成人年齢の引下げなど、このような社会の変化に伴いまして、小学校、中学校の段階から主権者として必要な資質、能力を身につけていくといった主権者教育は重要なものと認識しております。

子ども議会の創設という点に関しましては、この主権者教育という観点におきましては有効な手段の一つであるかと思われまますが、現在開催しております子ども会議とのすみ分けなどの整理が必要と考えておりますので、子ども議会の必要性も含め研究してまいりたいと考えております。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 わかりました。

最後に、子供たちが健やかに、そして夢や希望を持ち成長してほしいというのは全ての方々に共通する思いなのだというふうに思っております。

国のほうでも「異次元」という言葉を用いて子供政策を進めていこうとしておりますし、今回水谷市長も4期目に当たり、子供たちの未来のためにという思いで子育て支援の強化を政策の柱としておりました。それらをしっかりと網走市全体での共通認識とするためにも、「こどもファースト」をいま一度

確認するためにも、市長の決意をきちんとした形で宣言をしていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、市長に見解を伺います。

○立崎聡一副議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 金兵議員から叱咤の御質問だというふうに理解をいたしました。

4期目に当たりまして、様々な公約を掲げたわけですが、20の重点項目を掲げて、その中で子供たちの政策については、学校給食の無償化、保育園、幼稚園の給食の無償化、また1歳までのおむつとミルクのサポートなどの新たな政策を掲げたことと併せて、中学校までの医療費の無償化の継続などをしてきたところでございます。

4期目に当たって様々20の項目を重点に公約をしたわけですから、その項目をしっかりと成し遂げていくことだというふうに思っておりますし、例えば前期、光ファイバーを各郊外地区におおむね99%、100%近く敷設できたことによって、学校におけるGIGAスクール、子供たちの学びの場の拡充ということができたのだろうというふうに思っておりますので、様々な政策が子供たちにとってよりよき有益なものになっていくだろうと、これはインフラの整備も含めてということだというふうに思っておりますので、今御質問いただきましたように、今後においては、公約の一つ一つを着実に実施をしていくということ、そして、そのことについて皆様方の期待に添えていくことが今の金兵議員の期待に添えていくことだろうというふうに思っておりますので、網走の子供たちの未来のためにまちづくりを進める姿勢というものをしっかりと持ちながら、20の重点項目の公約の一つ一つ成し遂げていくことが大切なことだと、このように思っているところでございます。

○立崎聡一副議長 金兵議員。

○金兵智則議員 また、今後も前向きな議論をさせていただきたいというふうに思います。

終わります。

○立崎聡一副議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時20分です。

午後3時12分休憩

午後3時20分再開

○立崎聡一副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

松浦敏司議員。

松浦議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

通告に従って質問をしております。

まず、市議選における選管事務のミスについてであります。

選挙管理事務局の役割は、選挙が公平・公正に実行できるように、公職選挙法に基づいて指導的な役割を果たすのではないかと考えるものであります。

今回の市議選における選管事務のミスが起きたことは非常に残念であります。そこで、基本的なことについて質問し、確認もしていきたいというふうに思います。

まず1点目ではありますが、個人ビラの証紙の誤配付についてであります。

個人ビラの証紙を誤って配付したのは、立候補者18名のうち、その申請をした12陣営と報道されておりました。そもそもの原因を明らかにしなければ、同じ過ちを繰り返すこととなります。二度と繰り返さないために選管として原因究明をしたと思いますが、明確にさせていただきたいと思っております。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 このたび網走市議会議員選挙の執行に当たりまして、選挙運動用ビラの証紙を誤交付し、各候補者をはじめ市民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

このような事態を招いたことを深く反省するとともに、今後はチェック体制の強化及び確認の徹底を図り、再発防止に取り組むとともに信頼回復に努めてまいります。

選挙運動用ビラ証紙誤交付の内容であります。4月16日に実施した立候補届出受理の際、立候補届のあった18候補者のうち選挙運動用ビラの作成届が12候補者から提出され、各候補者には頒布できる選挙運動用ビラの制限枚数4,000枚分の証紙を交付すべきところ、1陣営につき4,225枚分の証紙を交付してしまったものであります。

経過といたしましては、4月16日の午後3時50分頃、証紙を交付した陣営より、225枚余ったため余剰分を返却する必要があるのかとの問合せによりまして、1候補者につき225枚多く交付していることが判明をいたしました。

証紙を発注した事業者からは落丁などに対応する

ため予備分を含めて納品されていることを確認し、未交付の証紙を確認したところ、網走市への納品は1陣営につき予備分225枚を含めた4,225枚でありました。証紙は4,000枚を梱包したものの上に予備分の225枚がゴム留めされた状態で納品をされておりまして、今回の誤交付はその状態のまま候補者の皆様への交付物品の仕分を行ってしまったため的人為的ミスが原因であります。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 この個人ビラの証紙を貼って配るというのは、前回の市会議員選挙からだったというふうに私は認識しているのですが、今回はこのようなことはありませんでした。印刷業者から、要するに、前回と違う形で1シートか何かわかりませんが、225枚多い形で印刷して送られてきたということでしょうか。4年前は4,000枚ちょうどで今回は4,225枚というふうに捉えていいのでしょうか。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 大変申し訳ありません。前回の4年前の納品の状況につきましては、ちょっと今把握をしていないところでございます。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ただ把握し切れないことはないと思います。4年前に証紙を発行していますから、調べれば多分余分に来ていれば余って保存しているのではないかというふうに思います。それはいいでしょう。いずれにしても、1陣営に対して4,000枚のところ225枚多く配付してしまったということ。そういう意味では、ちょっとあまりにも安易な判断で配付してしまった。私たち市民は、市民もそうですし候補者各陣営もそうですが、選管の出してくるものというのは基本的には枚数も含めてあらゆるものが正確に出されてくると思っていますからね、信じ切っていますから。ですから、今回のようなことというのは非常に戸惑いといいますか、そんなことがあるのかいというふうなことになったわけです。

次に行きますが、誤って多く配付した証紙というのは、その後どのようにして回収したのか、経緯について伺います。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 誤交付が判明した後、直ちに証紙を交付いたしました全選挙事務所に電話連絡をいたしまして、余剰分の返却を依頼しております。回収方法といたしましては、選管事務局まで届

けていただいたケースと、こちらから回収に伺ったケースがございます。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ここでもいろいろあります。私の陣営でも届けました。届けましたが、やはり選対の内部でやっぱりなぜそんなことするのだというような人も当然いました。しかし、届けてしまっていますから。しかし、そのときに枚数が合いませんからというふうに言われたと。しかし、そんなことを言われてもですよ、もう貼って広報カーに乗せたり、それから本部に持って行って、いわゆる新聞の販売店に持っていく準備していますから、当然手元に合わないというのはあります。いずれにしても、今回の選管で持ってきてくださいということに対しては、相当温度差はありますが、それはないだろうと、本来誤ったほうが各陣営に電話をし、取りに行きますので用意していただけないかというのが本来筋だと。持ってこい、それはないだろうというのが、当然私の陣営でも当然かんかんがくがくとなるというふうになりました。いずれにしても、そういった対応もやはり上から目線の対応ではなかったかというふうに私は思います。

次に行きます。

公平性ということでは、このミスによって公平性が損なわれたこととなります。12の陣営は一番忙しい告示の日の一日が、この証紙の対応に追われてしまった。少なくとも私の陣営はそうでした。あってはならない選管のミスによって、この日やらなければならない作業ができなくなったということも当然あるのだらうと思います。そういう意味で、大きなミスであり、責任は重大だというふうに思いますが、改めて選管としての見解を伺います。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 御指摘のとおり、ビラ証紙の誤交付はあってはならないミスであると認識をしております。御迷惑をおかけした各陣営には回収の際におわびをさせていただき、その後北海道選挙管理委員会の報告及び報道発表を行っております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 二度とこのようなことは起こしてほしくないと思います。

今回のミスによって、選管としても対応に追われたのではないかと思います。一日では終わらなかったのではないかというふうに思いますが、この問題が解決するまでに要した日にち、時間というのはど

のぐらいになりますか。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 対応に要した時間でありませけれども、判明をした16日から回収を始め17日の午後1時には完了をしておりますが、道選管の報告や報道機関への対応を含めると18日までの3日間を要した状況となっております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 大変なロスが起きたということになると思います。

次に移ります。

事務局のいわゆる候補者としての選管に届ける各種書類があります。その指導について質問いたします。

告示前の書類の事前のチェックというのがあります。事務局の書類審査の中で、担当者によって認識が違うということが一定数あったと私は思っております。書類審査であれば、担当者によって認識が違うということは本来あってはならない、基本は一致していなければならないというふうに思うのですが、認識が違うような事実があったか、その辺を伺います。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 立候補に係る書類審査に対する担当者の認識についてであります。事前審査は事前審査用に作成したチェックリストに基づいて行っておりましたが、御指摘のとおり、担当者の認識に相違があり御迷惑をおかけしてしまいました。申し訳ございませんでした。

今後につきましては、立候補届出書類の受理について、より一層共有を図り統一的な取扱いが行えるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それと、もう一つ、政治活動の立て看板についてです。それぞれの陣営は所有者に確認を取って立て看板を立てたというふうに思います。しかし、選管からそこは空き地であるとか空き地であるということを経由に、連絡所にならないので撤去するよう指導を受けて撤去した例がございます。ところがその後他の候補者の立て看板が立ち始めて、空き地や駐車場などに立ち始めましたが、一向に撤去された様子がありません。これはまさに公平性に欠けるのではないかというふうに思いますが、どのように対応したのか伺います。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 公職の候補者または公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者の政治活動のための事務所に掲げる立札及び看板は、公職選挙法第143条第16項第1号に「政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において」と記載があるとおりに掲示をしなければなりません。その場所において使用するのは、選挙事務所の設置場所と社会通念上合理的に判断される場所において使用するものであることを要するため、事務所の実態のない建物や政治活動用事務所の所在しない駐車場、田畑等には設置することができません。

これらのケースや公選法で定められた大きさを超えるものが見受けられた場合、候補者等には移設等を指導をさせていただいております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そうすると、今回の場合でいうと、4年前と総務省から何か通達でこの公職選挙法の関係で変化はあったのでしょうか。その辺、つまり4年前は何も指摘を受けなかった。しかし今回は同じ場所でも指摘を受けたということですから、何か公職選挙法なり、あるいは総務省の見解が変わったのか、通達があったのか。それによって変わったのか、その辺伺います。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 公職の候補者等の事務所の看板等についてでありますけれども、総務省から何か通達があったということではありませんが、選管事務局のほうでこういった事例が見受けられた場合には、先ほどの答弁と同じこととなりますけれども、指導させていただくということがあるということでもあります。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 つまり選挙管理委員会の事務局長が変われば見解が変わるということもあるということでしょうか。4年前は言われなかった。同じ場所でも言われなかったけれども、今回は撤去させられたということですから、それはどういうことなのか、説明をお願いします。

○立崎聡一副議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 今回の選挙のときには指導を受けたが、前回受けていないということになりますけれども、選挙管理委員会事務局で把握していたかという問題も当然あると思います。あとは捜査機関当局からの指導等もありますので、それに基づ

いてお話しさせていただくというケースもありますので、一概に前回と取扱いが違ったということではありません。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** しかし、現実には違っているのですね。実は私も空き家にもう十数年前から立てているところあります。しかし、それは指摘はありません。だから、そういう意味ではやはり選挙管理委員会という公平性を保つ、公平に選挙をやるという点では、やはりどの候補であろうと公平に対応する、そのことが求められていると思います。だから、例えば今回の場合でいうと、早く立てたので目立った。しかし、後から立てた人は告示間近で、その人たちは告示を迎えたから移動できなかったのかもしれないけれども、その辺ちょっと整合性が取れないと、これからも問題になりますよ、これ。その辺説明いただきたいと思います。

**○立崎聡一副議長** 選挙管理委員会事務局長。

**○高井秀利選管事務局長** 議員御指摘のとおり、告示日以降に立札等の移設、新設はできませんので、それについては告示日以降に指導をするということとはほとんどないというふうにはなると思います。その前までに目についたものについては、先ほど言った公職選挙法上に基づいて私たちのほうで指導をさせていただくということはあると思いますけれども、明らかに空き家だというようなものが私たちもわかれば指導させていただきましても、人が住んでいるかどうかの捜査機関ではありませんので、合理的に判断できるといったものについては指導をさせていただくという状況であります。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** しかし、いずれにしても撤去した人がいるわけですよ、現実には。撤去しなかった、そのうち告示になった。そうなると、これはある意味、ではそういうふうにしていいのですねということになりますよ、これ。それはまずいでしょう。だからその辺、やはりはっきりさせなければならないと思うのです。やったもの勝ちなどというのは、それは公職選挙法上おかしなことになりますから。だからやはりきちんと整合性が取れるといいですか、平等に扱わないといけないと思います。この辺、もう一度確認します。

**○立崎聡一副議長** 選挙管理委員会事務局長。

**○高井秀利選管事務局長** 看板等の移設等の指導でありますけれども、特定の方に対して移設をという

ことではなく、見受けられたものについては全て指導するようにしておりますので、今後につきましても整合性が取れて皆さんに理解いただけるような指導をしていきたいというふうに思っております。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** それで納得するかといえば、なかなか納得しませんが、いずれにしても公平に扱ってほしいということです。

そして、あまり機械的にしないと、やはりそこは一般常識的という形でやっていかないと、いわゆるしゃくし定規に考えてやってしまうと、そういう、撤去しなさいと言ったと、撤去しなくてもいいというふうなことになってしまうので、そこは画一的に判断するというのはいかがなものかと私は思います。それが4年前はそういうことはなかったわけですから、そういう意味で、選挙管理委員会の局長が変わるたびに見解が変わるのかななどというふうに私など思ったりもしましたけれども、そうではないようですから、今後しっかりとそういう意味では対応してほしいというふうに思います。画一的な形はやめるべきだと思います。

次に、投票所の入場券についてです。

投票所の入場券の配付が遅かったという苦情が寄せられております。こんなのは私初めてなのです。選挙が終わってから何人もの人に今回の入場券が配達されるのが遅かったと。私の聞いている話では火曜日に届いたというところがかかりありました。この辺について、なぜそうなっているのか伺います。

**○立崎聡一副議長** 選挙管理委員会事務局長。

**○高井秀利選管事務局長** 網走市議会議員選挙における投票所入場券発送のスケジュールにつきましては、知事選終了後の4月10日月曜日からはがきのチェック、整理を行い、4月12日水曜日に郵便局へ約1万7,300通を引き渡しております。一度に引き渡す通数が多いため、郵便局内での配達準備期間を経て、4月14日から配達を開始をされておりますが、配達完了したのは4月19日というふうに伺っております。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** 多分これは4年前と条件が変わっているかと思えます。郵便局の配達体制が土日ではないということになっております。これは4年前は違ったと思います。だから、郵便局の配達体制が変わったということを前提に選管は準備しないと、多分こういうふうになるのかなと思います。

本来期日前投票というのが告示の次の日からですから、だから一番望ましいのは少なくとも月曜日には届いていないと、期日前投票だから入場券がなくてもできるのですけれども、しかし、やっぱり選挙という大変重要な選挙ですから、そういう意味では、月曜日の少なくとも午前中ぐらいには届いていないと支障を来すというふうに私は考えるのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

**○立崎聡一副議長** 選挙管理委員会事務局長。

**○高井秀利選管事務局長** 期日前投票までの投票所入場券の配送についてでございますが、議員御指摘のとおり、期日前投票の開始日までに投票所入場券が御自宅に届き、投票所入場券を持参して期日前投票所に来場されることが望ましいというふうに認識をしておりますが、統一地方選挙の場合、知事道議選挙の期間中に市議選の投票所入場券発送に係る作業を行うというのが困難な状況にあります。今回の市議会議員選挙の期日前投票におきましても、投票所入場券が届いていないとのお問合せを多く頂いておりましたが、先ほど議員おっしゃられたとおり、投票所入場券がなくても投票は可能である旨を説明させていただき、投票を行っていただいております。

今後につきましては、期日前投票の開始前に投票所入場券の配達完了するよう、発送業務について改善を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** 私も郵便局に聞くと、2日間は最低かかるのだというような話も聞いていました。そういう意味では、今後の改善を求めていきたいと思っております。

次に質問に行きます。

マイナンバーカードについてです。

今話題のマイナンバーカードです。全国でマイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録があり制度の土台を揺るがす中、保険証を廃止してマイナンバーカードを国民に強要する改定マイナンバー法が6月2日に参議院本会議で自民、公明、維新、国民民主などの賛成で可決・成立いたしました。

法案成立後もマイナンバーカードをめぐる様々なトラブルが続々と発覚しております。これではとても信用できないとの国民の声が上がっており、そのうちの一人は私ですが、不安が広がっている状況にあります。そこで、基本的な問題で質問をしてい

きたいと思っております。

マイナンバーカードの当市の普及状況についてであります。

マイナンバー制度ができて7年ほどになるかと思いますが、国はマイナンバーカードを推進させるため、2万円のポイントをつけるなどの誘導策を講じて推進を図ってきた。当市でも昨年から相当数の市民が手続きをするため窓口に来て、たくさんの市民が待機しながらマイナンバーカードの手続きをしていったように思います。マイナンバーカードの普及も相当当市では進んだのだろうというふうに思いますが、そこで制度ができてから年度ごとのマイナンバーカード作成の推移について示していただきたいと思っております。

**○立崎聡一副議長** ここで申し上げます。

松浦議員の質問の途中ですが、やがて定刻になりますが、会議時間を延長しますので、御了承願いたいと思っております。

一般質問を続行します。

松浦議員の質問に対する答弁から。

市民環境部長。

**○田邊雄三市民環境部長** 平成28年、2016年1月からマイナンバーカードの交付が始まり、当市での交付後最初の1年間の交付率は約8%、約3,000件となっております。その後マイナポイント第1弾のカード申込期限となった令和3年4月末で交付率は23.8%、8,341件、第1弾のポイント申込期限となった令和3年12月末で交付率は31.4%、1万869件となっております。マイナポイント第2弾のカード申込期限となった令和5年2月末で交付率は62.5%、2万1,275件、第2弾のポイント申込期限は令和5年9月末となっておりますが令和5年5月末の交付率は72.6%、2万4,686件となっております。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** 相当進みました。それはわかりました。

国は一般行政経費のうち、2021年度から2年間の臨時費目とされた地域デジタル社会推進費2,000億円を500億円増額し3年間延長いたしました。増額した500億円はマイナンバーカード利活用特別分として、都道府県を除く全ての市町村に配付されるということのようです。その上で、上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村については、カード交付率に応じた割増率により上乘せがある

と。自治体にカード利活用事業を押しつけ、カード交付率で交付税に差をつけ競争をあおるなど、あまりにも強引と言わざるを得ません。

総務省は、交付税が減る自治体はないというふうに言っておりますが、交付税制度の趣旨をゆがめ、地方固有の財源を政府のマイナンバーカード普及策に利用していることに変わりはないと思います。

そこで、国のマイナンバーカード利活用特別分について、当市の交付額と割増率による上乘せはどのようになっているのか、状況について伺います。

○立崎聡一副議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和5年度の地方交付税についてであります。地域デジタル社会推進費2,000億円は令和4年度で終了の予定でありましたが、令和5年度の地財対策により、令和7年度まで延長されるとともに、マイナンバーカード利活用特別分としてさらに500億円が増額となったものです。この特別分は全ての市町村で基準財政需要額が増えるよう算定するとともに、今議員お話のありました基準日のマイナンバーカードの交付率が上位3分の1以上である市町村へは割り増して算定しております。現時点では具体的な算定式は示されておりませんので、額は不明でございますが、例年7月上旬に行われる普通交付税の算定作業におきまして、確認できる見通しでございます。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 では、現時点ではまだ金額的にはまだわからないということで理解しました。

しかし、7月の中旬以降については、おおよそ算定することはできるのだろうというふうに思うのですが、おおよそわかるのはどのぐらいになればわかるのでしょうか、この金額というのは。

○立崎聡一副議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 はっきりとした数字は交付税の算定作業というのが、資料が送られてきて、これを職員が手分けをして算出をします。その後、さらに詳しい、これ単位費用編とかいろいろ専門的な用語があるのですけれども、それを分析しながらどれぐらい割増かというのを調べないと明確な回答はできないというところでございます。

参考までに、昨年度2,000億円で当市に配分された金額は令和4年度の算定では約7,000万円程度でございます。今回、2,000億円が2,500億円ですから25%増し、これがどのように配分するかわかりませんので、7,000万円として考えれば25%ですからお

おむね1,750万円ぐらいがさらに追加されると。この金額がどのように配分されるかは、今のところ示されておりませんので御提示ができないという状況でございます。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 おおよそ見えてきました。わかりました。多分それなりに増えてくるというのはわかりました。

次にマイナンバーカードの再交付をしたという方がもう既にいると、私のところに複数の方から聞いておりますが、どのような理由で再交付をしているのか。また、再交付数についても伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 マイナンバーカードの再交付数についてであります。これまでの当市では337件の再交付がありました。

再交付には有料と無料の場合があり、有料の場合となるのは紛失、カード破損によるICチップの毀損、期限内に更新の手続を行わなかった場合で、これまで191件、大半は自宅内で保管をしていたが見当たらない紛失のケースと認識しております。無料の場合となるのは、住所、名字などカード記載情報に変更となった場合に記入する追記欄の余白がなくなった場合、有効期限内の更新をする場合で、これまで146件あり、ほぼ追記欄の余白がなくなったことによる再交付となっております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そうなのですよ。年を取りますと、本当に大事にしまったはずが大事にしまいすぎてどこへしまったかわからなくなるというのが、これは若いときは考えられませんでしたけれども、私も70になりましたけれども、そういうことがあるのです。本当に情けないのですけれども、そういうことがあるのです。そういう意味では、なるほどなど。やっぱりこれぐらいあるのだなど。私が選挙中にいろいろ聞いただけでも、一定数あったので随分あるものだと思ったけれども、実際に聞いてみたらこれほどあるのだなどということでもありますから、さらに多分これから増える可能性があるのかなというふうに年寄りなりに想像します。

次に移ります。

ひもづけによる誤交付、誤登録についてです。

マイナ保険証への別人の医療情報のひもづけや口座の誤登録などのトラブルは、憲法が保障する国民の生存権などを脅かす深刻な問題になってきている

と思います。そこで、当市におけるひもづけほどの程度まで進んでいるのか、状況について伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 保険証や口座へのひもづけについては、マイナンバーカード交付後に個人で行うものとなっており、市で把握している状況ではなく、そのような情報も自治体に提供されておられません。また、ひもづけの支援を市で行っており、マイナポイント申請など7,254件の支援をしていますが、個別にどの手続をしたかについては記録をしておりません。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 結局そうなのですね。個人が行うものですから、市としてなかなか把握し切れないということでもあります。

これまで、住民票の写しなどコンビニ交付で別人の証明を発行したというのが4自治体14件、これは私がこの質問をつくっている段階です。今はもうちょっとあるかもしれません。そして、マイナポイントを別人に誤交付が90自治体113件、印鑑登録証明が3自治体11件あったということでもあります。

また、マイナンバーカードは個人に番号がつけられますけれども、今問題になっている公金受取口座をひもづける手続については、小さな子供については口座をつくっていない、そのため親の口座に入っているというケースが一定程度あると聞いておりました。これは法律が通る前。ところが、この法律が成立後の報道では、いきなり13万件あるということでありました。地方自治体で把握できるのかはわかりませんが、当市では誤交付とか誤登録の事案はなかったということで認識してよろしいでしょうか。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 マイナンバーカードへの公金受取口座の登録状況については、市で確認や把握することはできない状況であります。市ではポイントなどの手続支援を行っておりますが、必ず本人口座を登録するよう案内をしているところです。

住民票などのコンビニ交付については報道されている誤交付のシステム業者とは別の事業者のシステムであり、事業者からは交付処理する過程で同様の事象は起こらないことを確認しております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それはよかったです。

次に、マイナ保険証で別人の医療情報がひもづけされたものが約7,300件、これは質問をつくってい

る段階です。これは医療事故につながる問題であります。患者にとっては命に関わる重大な問題でもあります。しかし、残念ながらこれは本人、患者本人はわからないのですね、どんな情報が入っているかなどというのは。医療機関がしっかりチェックして確認しなければ、発見するのは相当困難ではないかというふうに思います。私自身も心臓病とか糖尿病とか高血圧を抱えていますから、間違った医療情報でとんでもない薬を出されると、それは命に関わることになるというふうになりますので、私自身もこのことには非常に驚いておりますし、こんなことは絶対あってはならないというふうに思います。

市としても命に関わる問題ということでもありますから、医療機関と情報交換をして事故が起こらないように対応すべきだと思いますが、見解を伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 マイナンバーカードへの医療情報のひもづけについては、市で内容を確認できないことから市が直接対応できるものではない状況にあります。しかし、市が保険者である国保の資格確認などについてはこれまでも医療機関からの問合せには対応してきているため、今後も同様に対応していくこととしております。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ事故の起こらないように注意をしてほしいと、しっかり連携取っていただきたいと思います。

次に、保険証廃止後の影響について伺います。

改定マイナンバーカード法が成立しても、矛盾が解決していないことから、連日のように今もトラブルの実態が明らかになっております。

この法律は、保険証1枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながるものであると。開業医の63%が加入している保険医団体連合会、保団連とも通称言われていますが、その調査では、オンライン資格確認で、トラブルがあったと回答した医療機関が6割にも上ると。これは私が質問をつくる段階です。昨日の報道でもまださらにあるような報道もありました。6割にも上り、有効なマイナ保険証が無効と判定されたというトラブルへの対応で最も多かったのは、健康保険証で確認したものだということでもあります。保険証が廃止されマイナ保険証のみで受診する患者が増えたら対応できない。保険証を残してほしいとの医療機関の関係者の



切実な訴えが上がっております。

保険証が廃止されたことで、来年の10月ですけれども、患者が窓口負担10割の負担を求められるケースが増えることは避けられないと思います。負担が重く必要な受診ができなくなるという声が出されております。数日前も新たに多数の医療機関で無効ということで医療が受けられなくなって帰る人もいたということが報道されておりました。当市の医療機関でも同様の不安があると思われませんが、どのように把握しているのか伺います。

**○立崎聡一副議長** 市民環境部長。

**○田邊雄三市民環境部長** 保険証廃止や資格確認トラブルでの一時的な患者負担の発生についての不安については、現時点では医療機関からは寄せられておりません。オンラインで資格が確認できないため、患者に負担が求められる場合の対応については、各保険者や医療機関により異なると思いますが、網走市の国保としましては、これまでどおり医療機関からの問合せに対応するなど、なるべく患者の負担が発生しないよう、医療機関と協力してまいりたいと思っております。

マイナ保険証の不具合により、資格が確認できず患者が窓口で医療費を10割請求された事例については、国で医療機関向けのマニュアルを改訂しており、カードに記載された生年月日に基づき自己負担分を支払う対応の見直しがなされていると認識しております。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** そういう中にあっても、また報道もありましたけれども、そういう事態が全国では起きているということだろうと思います。当市においては、そういう人が出ないように願うものであります。しっかりと取り組んでほしいと思います。

次に、暗証番号があるマイナ保険証を保管するのは、介護施設等にとってこれまで以上に負担が重くなると言われております。さらに困難な問題は、施設入所者のマイナ保険証の申請を誰が行うのか、具体的な方策がないと聞いております。訪問・在宅医療・高齢の独居の人の申請・管理も未解決のままです。受診時に顔認証がエラーになるとか、暗証番号入力が困難など、障がい者も困難に直面すると言われております。

「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」などというふうに言っていましたが、介護高齢者や障がい者など最も弱い立場にある人々を取り残

すものであると言わざるを得ない状況ではないでしょうか。

市として、このような状況をどのように受け止めているのか。今後、こういったところに対してどのように対応していくのか、展望も含めて伺います。

**○立崎聡一副議長** 市民環境部長。

**○田邊雄三市民環境部長** 健康保険証廃止に関わる取扱いについて、独居の高齢者や施設入所者のマイナンバーカードの申請が難しい方への申請の支援やマイナンバーカードの施設での管理方法などについては、国から詳しい対応の通知がないため、施設の方々には不安をお持ちのことと思います。健康保険証廃止後、マイナンバーカードを申請していない場合は、本人の申請に基づき資格確認証を発行することとなります。国は施設入所者などの場合、家族や施設職員などによる資格確認証の代理申請ができるよう進めていくとしておりますが、具体的な方法などはまだ示されていないため、今後示される国からの情報を確認してまいります。

なお、本人からの資格確認証の申請が期待できない場合は、保険者が職権で資格確認証を発行できているため、今後国からの具体的な事例が示されると思いますが、発行方法について検討してまいります。

**○立崎聡一副議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** 本来ですと、こういったものが全部準備されて、準備がされた上で保険証をなくすよというのならわかるのだけれども、保険証をなくすのを早く決めて、対応はこれからですという、これ自体私はあまりにも拙速すぎるなというふうに思います。強引すぎるとも思います。

それで、私もあえてこの問題、行政には直接的な責任はありません。間違いがあれば、それは責任はありますが、このマイナンバーカードについては、国の仕事ですから、これを行政が行っているわけがありますけれども、これまで質問してまいりましたけれども、これほどまでに問題がある制度を、政府は来年の10月からこれまでの保険証をなくしてしまうと、マイナンバーカードに一本化してしまうというふうに言っているわけです。国民の相当数がこの問題で不安を感じております。マイナンバーカードをつくる人もちゅうちょしているのではないかとこのように思います。この問題が表面化してから当市におけるマイナンバーカードの申請は増えているのでしょうか。それともこれまでと変わらない状況な

のでしょうか、伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 マイナンバーカードの交付状況でありますけれども、マイナポイントの期限でありました最後の月、3月末は1,364件ありましたが、その後申込期限が終わった後につきましては、4月1日から4月30日で333件、5月1日から5月末までで150件ということで交付をしているところです。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

それで、これほど問題が起こっている状況の中で、国は基本的に来年の10月からこの保険証をなくすのだということを、考え方を変えていません。ただ与党や野党各党からもあまりにもちょっと問題が多すぎるということで、実施時期を延長すべきでないかという声も出ています。今日の道新などにも出ておりましたけれども、そんな声上がるほど今問題がありすぎるマイナンバーカード制度だというふうに思います。国に対してやはり、とりわけ保険証の10月1日からなくしてしまうということについては、私は地方の自治体としてもやっぱりもう少し延ばしてくださいというような要望を上げていいのではないかというふうに思うのですが、その辺でのお考えを伺います。

○立崎聡一副議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど議員が申しましたとおり、国が今進めているところでありまして、いろいろと今対策も取られているところでありまして、今のところ国が適切に行っていただくことを願っているところでありまして。

○立崎聡一副議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

とにかく大いに問題のあるところだというふうに思います。

次に移ります。

○立崎聡一副議長 松浦議員、着席願います。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後4時25分。

午後4時12分休憩

午後4時25分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

議長を交代いたします。

一般質問を続行いたします。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、どこバスについて質問します。

オンデマンドバスは路線バスとは違い、決まったルートがない、時刻表がない、AIが最適なルートを自動生成し予約型のバスということで、専用の乗降場所があるということで、目的地の近くまで行ってくれると。そして必ず座れる、時間に合わせて来てくれる、だから安心だというふうにも言われています。そして、料金が安くて家計にも優しいという利点があるというのが特徴だというふうに言われております。

そこで、当市のどこバスはこの特徴をどこまで備えているかという観点から質問していきたいというふうに思います。

利用状況についてですか、先ほど金兵議員の質問に対して答弁で出ておりましたので、この部分は割愛し、ただ令和5年度でいうと、現段階で9,040人と。そして、見通しとしては5万人ほど利用するのではないかということでありました。

そこで、次の質問で用意していた、このような状況について、市としてどのように評価をしているかと、この部分についてお伺いしたいと思います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバスの利用状況への評価についてでございますが、公共交通は市民生活や観光客の足として欠かせないものであり、その必要性は社会情勢が著しく変化する中であっても変わらないものと考えてございます。

持続可能な公共交通、地域に最適な公共交通ネットワークの構築を目指す上でも、どこバスの利用者が年々増加している状況は交通手段として認識をされ、理解が深まっているあかしではないかと感じておまして、大変よい方向に向かっていると認識しております。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

今の利用状況を見ると、確かにそういった状況かなというふうに思います。さらに増えていくようなことになるのだろうかというふうにも思います。

そこで、どこバス利用者からの評価について伺いたと思いますが、利用者からの声としては便利だとの声が多く聞かれます。しかし、一方で料金については結構厳しい声、高すぎるという声を圧倒的に

私は聞いています。特に、市議選を戦う中で地域への訪問活動をする中で、あるいは街頭演説をしている中でも、市民から高すぎるという声が、何とか安くしてほしい、こういう声もたくさん寄せられたところではあります。

そこで、全国のオンデマンドバスと比較して、当市の料金は高いと私は感じるのですが、市としてはどのように考えているのか伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 料金への見解についてでございますが、実証実験を経て、運行エリアを拡大する中で、料金設定につきましてはバス会社をはじめとする関係機関と協議を重ねてきております。本年度からの本格運行に当たり、運行収益やハイヤー料金との兼ね合いなど総合的に考慮し、持続可能な運行体制の確立を考えると、実証実験中の運賃体系を維持する方向でバス事業者とも協議検討し、最終的に地域公共交通活性化協議会で決定をしております。

他地域の料金との比較につきましては、運行範囲の考え方や距離、導入システム、他の交通事業者との兼ね合いもあり、一概に比較することは困難ではないかと考えております。

どこバスの利用料金につきましては、定期券や回数券も継続して実施しているところであるため、御利用される皆様には利用頻度やライフスタイルに応じて御活用いただければと考えております。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 たしか最初の頃、本格運用になる前は300円という時代があったのではないかと思います。その辺も多分利用している人にとすると、それから比べると200円も上がっているわけですから、そういったことも影響しているのかなと思うのですが、その辺では何か市民からの声というのはないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 御案内のとおり、このどこバス事業は、議員からもお話ありましたが、令和2年度からスタートしております。このときの料金はたしか300円だったというふうに認識しております。その運行エリアなのですが、駒場、潮見、つくし、そして鱒浦の一部ということで、高台地区の限定したエリアということで、当初御利用された方につきましては、その後次の年に市内全般に広がったときには、料金が2区分のAエリア、Bエリアにな

って、行く場所によっては高くなったというお話も聞いておりますが、だんだんそれが今回本格運行になってきて、どちらかというと、御利用されている皆様からは利用料金に関しての要望というのはあまりなくて、どちらかというと運行時間とかそういった部分の話が最近では要望が多いのではないかとというふうに感じてございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

私の住んでいるのは駒場で、まず私の活動地域の駒場、潮見、鱒浦、つくしというところなので、そのせいかもしれませんけれども、最初300円というのが相当インプットされているせいもあるのかなと思うのですが、そういう声があると。

今、部長から答弁ありましたが、それで利用者から運行時間についても、これは先ほど金兵議員も質問していましたが、やはり高齢者の人は病院に行ったり、病院から帰ってくるというようなことのあるときに、一つの要望としてはもうちょっと早い時間、9時からではなくてもうちょっと早い時間にならないのかとか、あとは4時というふうになっているのだけれども、現実には4時でないのですね。現実には利用者からすると大体3時40分ぐらいまでしかないと。つまりどこバスが車庫に帰るのが4時ということなので、現実には大体3時40分ぐらいまでしか使えないということのようなのですが、この辺何とか時間の延長できないのかという話があるのですけれども、その辺でのお考えを伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 運行時間延長の検討についてのお話でございますが、先ほどの金兵議員の答弁と重複しますが、実証実験中の利用者アンケートの中では、運行時間の拡充に関する御意見というのも頂いておまして、それを受けまして、令和2年度の10時から16時という時間帯を令和3年度から9時から16時に拡充という形で実施をして、その部分につきましては要望の声を聞いて、時間の延長というのを拡大しているという状況でございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 9時から16時までというのは、多分バス会社の運転手さんの勤務状況の関係からなのかなと思うのです。例えば、路線バスの運行が始まるとか、あるいはスクールバスの運行だとか、こういったことも関係して9時から16時までというふう

になるのかなというふうに私なりに感じているのですけれども、その辺はそういった理由ではないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今現在9時から16時の時間帯の考え方というのは、令和2年度からの実証実験を踏まえた中で、種々関係者等の中で議論してきた部分であります。そして、運輸局のほうにもこの時間帯で許可を取っているのですけれども、基本的には朝と夕方の通勤・通学帯の時間は重複しないように避けるということと、あとはバス事業者さんの当然路線バスもありますので、その辺の運転手さんのシフトの関係とかもあるかと思えます。あとは網走市内にはほかにもハイヤー会社とかございますので、そのハイヤー会社さんも地域公共交通活性化協議会のメンバーに入っております、そういったところでいろいろな立場の方からの意見も踏まえて、今やっています9時から16時というような時間帯になってございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 取りあえずわかりました。ただ、多分これからも要望が出てくるのだろうなというふうに思います。

次に移りますが、足腰の弱っている方からは、その人がどこに住んでいるかによりますけれども、どこバスのバス停まで遠いので、もうちょっと近くに欲しいというような要望も聞きます。今後の関係ですけれども、要望によってはバス停を増やすことも考えているというふうに考えていいのでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 バス停の増強についてでございますが、今年度につきましても新たなバス停を設置できないかとのお話を市民の方から頂き、地域の方と、そして市役所、バス事業者で安全面などを確認した上で、新たなバス停の対応をしているところであり、今後も引き続き様々な声を聞いてまいりたいというふうに考えてございます。

その一方で、近距離でバス停を設置する際は、ハイヤー事業者に与える影響も考慮すべきと考えておりますことから、バス事業者と協議をしながら住民の方の利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

次に料金設定についてです。これも金兵議員が質

問したところでありますが、どこバスの料金については他の交通機関との関係で500円ということになったと聞いております。エリアをまたぐと700円ということではありますが、料金設定に当たっての基本的な考え方について伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 料金設定の基本的な考え方についてでございますが、どこバスの料金につきましては、市街地の路線バス運行区間と重なること、また運行収益やハイヤー料金との兼ね合い、さらにはどこバスの利便性を考慮するとともに、持続可能な運行体制を考えると、バス料金以上タクシー料金以下を基本に設定することとして、協議を行いまして、これまでの実証運行を通じて最終的には地域公共交通活性化協議会の議論を経て決定をしているところでございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 協議会の決定ということですので、しかし料金についてはいろいろな意見があるというふうに思います。

次に、エリアをAとBに分けておりまして、市民からたくさん苦情や改善を求める声がありました。今年どこバスのバス停の地図では、一部で改善されております。天都山地域のところですね。しかし、大曲の一部地域では依然として同じ地域に住んでいながら、湖の口はBエリアになっていて、これは不公平だという声を私も以前から聞いておりました。この問題は、今回の見直しで天都山地域は住民の声を聞いて変更したけれども、しかし大曲地域は変更されなかったのはどのような判断から変更しなかったのか伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 字大曲地区のエリア設定に係る見解についてのお尋ねかと思えますけれども、実証実験を経て本年度の本格運行における運行エリアを整理する中で、バス事業者と協議しております。字大曲の湖の口地域は令和4年度に呼人地区につらなる観光エリアとして新たに追加したものです。市街地からの距離的な要素を重視しまして、Bエリアに設定しております。また、協議の中で、例えばBエリアの博物館網走監獄から飲食店のあるAエリアの湖の口の停留所まで乗車した場合に、エリアをまたぐ形となって結果的に700円になるということも懸念されるという御意見もございまして、現在のエリア区分になったところでございま

す。

今後、地域にお住まいの方などから要望があった場合には、その利用の実態に応じまして、エリア境界の変更を含めて、またバス事業者とそして活性化協議会の中でも協議を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 その考えはわかりました。

実は、この質問するに当たって、私も車で距離を測ってみました。大曲の日産自動車から湖の口の踏切を渡ったところまで700メートルでありました。ですから、やっぱり同じ大曲に住んでいながら700メートルの違いでBエリアになるというのは、やはりその地域住民からするとなかなか理解できない、何か差別感があるということなのだろうというふうに思います。そういう意味では、ぜひ住民はたくさんいるわけではありません、あの地域はね。でも同じ網走市民です。だからそういう意味では、しっかりと地域住民の声を聞いて、今後そういった具体的に、部長答弁でそういう要望があればというようなこともありましたから、ぜひそういうことで今後声を届けますから、そのときは検討してほしいというふうに思います。

次に移ります。

高齢者やこれから自動車免許証を返納する考えを持っている方は、実際には乗っていないわけですが、500円という初乗りの料金がやはり高いということ、エリアをまたぐと700円というのもこれはタクシー並みだなというような声も聞いているところです。仮に料金を下げるとした場合の障害となる最大の要因はどのようなことか伺います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 料金減額に係る障害、要因についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、料金設定の基本的な考え方につきましては、市街地の路線バス運行区間と重なること、運行収益やハイヤー料金との兼ね合い、さらにはどこバスの利便性を考慮するとともに持続可能な運行体制を考えると、バス料金以上タクシー料金以下に基本的に設定することとして協議を行いまして、これまでの実証運行を通じて最終的には地域公共交通活性化協議会での議論を経て決定をしているところでございます。

どこバスの運行エリアにつきましては、ハイヤー事業者の営業区域内ということもございまして、現

行の料金体制を下げた場合には、ハイヤー事業者へも一定程度影響が大きくなるものと考えておりました、その部分につきましても地域公共交通活性化協議会でそうした協議が実際にあったという状況でございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 取りあえずわかりました。

次に移りますが、バス会社は民間企業であります。ですから、赤字になることは避けなければならないという、当然そういうふうに考えるわけです。これはごくごく当たり前のことだというふうに思います。

それで、市は今年度の予算として、路線バス等対策事業費として8,121万3,000円と、それからその内訳として、生活交通路線維持対策として4,121万3,000円、オンデマンドバス運行事業補助金（どこバス）として4,000万円の予算を組んでいます。

今後は、朝と夕方の路線バスはしっかり確保する必要があることは言うまでもありません。幾らどこバスがたくさん増えたとしても朝夕は通勤・通学の関係で必要だというふうに思います。

一方で、昼間については、主流はどうしてもどこバスに転換になっていくのだろうというふうに思います。今後、どこバスの需要が多くなれば、運行事業補助金は増えていくのではないかとというふうに思いますが、見解をお示してください。

また、生活交通路線維持対策とありますけれども、この中には市内のバス路線の支援は入っていないというふうに思うのですが、その辺でも確認したいと思います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 運行事業補助金への見解及び市内バス路線の支援についてでございますけれども、公共交通は市民生活や観光客の足として欠かさないものであり、その必要性は社会情勢が著しく変化する中であっても変わらないものと考えております。

また、少子高齢化による人口減少等により定期路線バスを中心とした公共交通の維持が課題となっているほか、観光客の旅行スタイルは個人化が進み二次交通のニーズが一層多様化する中、どこバスの役割は今後ますます重要になってくるものと考えております。

どこバスにつきましては、実証実験を経て本年度から本格運行となったところであり、今後も利用が

増えることが考えられますが、既存の路線バスを含め、持続可能な公共交通、地域に最適な交通ネットワークの構築を目指す中で適正な運行事業の補助は必要と考えております。

なお、生活交通路線維持対策事業につきましては、他市町間を運行する路線の維持、支援を基本としていますが、美幌線廃線の代替で現在運行しております呼人線につきましては一部市内路線が対象として補助しているところでございます。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

民間企業であるバス会社、しかし公共交通という公共性を考えるとやはりなくなつては困る会社です。そういう意味では、私ども今年2月に社長さんともお話ししたことがあるのですが、やはり市内バスの赤字路線が大変ですというお話でした。およそ6,000万円ほど赤字が出るというような話でした。ですから、こういったところもしっかり行政とバス会社と十分な話し合いもしながら連携を取っていくということが必要だというふうに思います。そういう意味で、非常に大事なことではないかと思うのですが、その辺でのお考えを伺いたいと思います。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 バス事業者との連携、情報共有についてでございますけれども、これまでも事業者と情報交換を行いながらどこバスの実証実験など様々な取組を進めてきているところでございます。バス事業は、市民生活や観光客の足として欠かせないものであり、その必要性は社会情勢が著しく変化する中であっても変わらないものと考えてございます。持続的な公共交通を維持するため、引き続き意見交換を重ねて協力体制を構築し、バス事業の安定的な運営に向けて取り組んでまいります。

○平賀貴幸議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 よろしく申し上げます。

終わります。

○平賀貴幸議長 理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

栗田政男議員。

栗田議員。

○栗田政男議員 一登壇一 最後の質問者になりません。

手短かに簡潔にお答えを頂きたいと思っております。

せっかくですので、ちょっと順番変わりますが、公共交通のほうから入りたいと思っております。

松浦議員、金兵議員のほうから種々御議論いただいて、大体の概要は見えてきたのですが、重なるところは割愛して質問したいと思っておりますが、まずこの路線バス、大体の概要わかったのですが、もう一度確認をしたいのですが、市内の路線バスについては現在のところ市の補助等の対策はしていないという理解でよろしいのでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 市内路線バスへの支援の関係でございますけれども、今現在美幌線の廃線に伴い、呼人線、この部分については市内線として補助しているところでございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 それは今さっきお答えいただいたので確認で、そのほかの部分についてはないという理解をいたしました。

びっくりしているのですね。なぜ今までしてこなかったのかなど。ほかの自治体いろいろ調べてみますと、ほぼほぼみんな路線バスについては補助しているところが多くございます。当然なのでしょう、こういう御時世ですから。松浦議員のほうからもありましたが、民間企業にお願いをしている関係で、お願いというか、今までは民間企業の仕事だったのですよ。ただ、コロナの影響で収入が減ったことも影響はしているとは思いますが、多額の、路線バスに関しては赤字を抱えていると。この問題を基礎自治体である網走市が、先ほどの答弁聞いていますが、僕は全然そういう感覚ではないですね。もう既に自治体がこの公共交通についてはしっかりと取り組んでいくと。計画も内容も全てを含めて、きちんと方向性を示し、なおかつ民間の事業者さんはそれに指定管理なのか民間委託なのかは別にして、そういうステージにもう入っていると私は考えるのですが、原課としてのお答えというか見解を教えてください。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 これまでも公共交通の維持という観点もありまして、バス事業者とは常に連携をし、協議を重ねてきているところでござい

す。

これまで、バス事業全体につきましては、例えば都市間バスですとか貸切バス、そういった部分が非常によかった部分でございますので、そういった形を含めて、その部分と、それからあとはバス事業者の自助努力によって成り立ってきたのかなというふうにはございます。そして、そういった中で、コロナ禍に入りまして、その辺の動きというのが一気に変わりまして、その辺の構図も今までのようにはなっていないと、非常に厳しい状況にあるという状況では認識しているところでございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 言っている意味はわかります。でも、そもそもが都市間バスは都市間バスです。観光バスは観光バスなのです。路線バスは路線バスなのです。会社の中のセクションが違います。都市間バスが結構活況だった時期に、もうかっているからそれを路線バスのほうに回して会社を維持するというのは僕は違うなと思うのですよ。路線バス単体でもしっかりと収益が上がらなければ持続可能な交通体系とはいえないですよ。そこをしっかりと考えないと、今答弁があったことをうのみにしてしまうと、ああ、そういうことなのだなというふうに思うのですが、全くそれはナンセンスな話で、しっかりとその部門ごとに収益を上げて持続可能性を担保していかないと駄目なのです。だからその辺の感覚がまだまだ弱いなという気がしてならないのと、もう公共交通は、特にこの地方都市網走の場合、どこバスといういい事業を展開しています。これもいろいろなハードルがあって、今時間の問題も出ていました。市民のほうからいろいろな要望もございます。今の地域だけでなくもっと拡大して、藻琴地域、北浜地域にも、便数は少なくとも入ってほしいという要望があります。それに対して、事業者さんもしろいろな考えを持っているし、できるならばもっと対応してあげたいなといったときに、やっぱり市の財政出動が必ず必要になってくるのです。これからの時代はこれしょうがないことだと思いますよ。これだけ高齢化が進んで、この地方都市で暮らしていくためには足がなければ生きていけません。それを確保するのは私たち自治体の大切な役割です。もうステージは完全に変わっているのですが、もう一度その辺の感覚、見解を原課としてお答えください。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 先ほどもお答えをいたしました。様々な要因によりまして人の流れが変容して、バス事業者の取り巻く環境というのは非常に厳しい状況になっているというふうにご考えておりますので、そういった厳しい状況に置かれている部分につきましては、実態に即した支援というのは必要であるというふうにご考えてございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 支援しなければ、ではバス会社としては今までは公共的な役割があるので、路線バスは赤字でも頑張って運行していただいていた。だけれどももうこれは背に腹は代えられないので、路線は切り捨てるよという状態になったときに、当市はどうするのですか。これ市のほうで市営バス走らせたり、いろいろなことを考えなくていけないですよ。そういう状況になるのですよ、必ず。ないというわけにいかない。それはほかの自治体の例を取っても必ずそういう状況になります。そうなったときでは僕は遅いと思うのです。だから今のうちに協力体制をしっかりと構築しながら、公共交通はもう自治体を中心となって、しっかりと構築して計画も全部含めて、人口動向も全部含めた中でしっかりと計画するから、片手間の仕事ではもうできない状況に入っている、そのステージに入っているというふうに私は思うのですが、どうでしょうか。

○平賀貴幸議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 当市では、令和2年度に網走市地域公共交通計画を策定しまして、今後の人口減少、少子高齢化の進展や公共交通の利用減少といった要素のほか、地域特性を踏まえ、効率的、効果的な交通事業を推進し、既存資源の有効活用や交通手段などについて総合的な検討を進めながら、誰もが安心・安全に移動できるよう、持続可能で地域に最適な交通ネットワークの構築を目指しているところでございます。

また、網走市を含めた行政、交通事業者や市民団体などで構成される網走市地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通計画の進捗状況の確認、事業効果や手段の妥当性に関する評価、検証を行っており、将来的な交通体系の在り方につきまして、これまでも議論、協議しておりますので、引き続き活性化協議会の中で様々な考え方を伺いながら、議論を進めてまいりたいと考えてございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 完全にそういうステージですか

ら、真剣に取り組んでほしいなというふうに思います。これは今後とも、私たちも事業者とも綿密に連携を取りながら考えていかなければいけない大切な問題と思っていますので。

それで、先ほども申し上げたのですが、どこバスなどは時間の延長、それともうちちょっと範囲を広げてほしい、特に郊外地域の藻琴だとか北浜辺りまで入っていただくと非常に住民は助かるなど。かなりあの地域というのは高齢者ばかりで車がなくて、汽車を使ったり、いろいろな方もあるのですが、汽車の便数とかいろいろなことを考えると、できればどこバスもこちらまで入ってもらえればいいなというようなことがあったのですが、それについて可能性といますか、今後どういう展開を考えているか。先ほどの時間帯の変更も含めて、どういうふうになっているのでしょうか。

**○平賀貴幸議長** 観光商工部長。

**○伊倉直樹観光商工部長** 御案内のとおり、今年度からどこバスの本格運行というのが始まっております。本格運行に当たりましては、運行に当たりましては、運行時間、それから料金体系というのも協議会の中で決定をして、現在稼働しているところでございます。市民の方を含め、いろいろな要望とかがあります。その中には料金を含め、あとエリアの問題、それから後は運行時間の問題というのもございますので、そこはバス事業者、そして協議会の中で、こういった意見があるというのは情報共有しながら、今後どういうふうになるかというのは、今議員お尋ねになったように、エリアの拡大について私の立場からどこどこことというのは言えませんが、そこは協議会の中で情報共有しながら、今後利便性の向上というのを図る意味で協議してまいりたいというふうに考えてございます。

**○平賀貴幸議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 本当に大切なことなので、事業者の方のほうから今いろいろなお話を頂いて、初めて私たちも認識を新たにされた部分があるので、ぜひともそういうことを含めながら、持続可能と何回も言っています、持続可能というのはどういうことなのか、未来につながるということですよ。その主体は自治体に取り組んでいかないと無理なのです。民間というのは持続可能性というのは非常に弱いのです。企業というのはいつどうなるかわからない危険性があります。だからこそしっかりと核となるそのものは自治体がしっかりと取り組む。もうステ

ージが完全に、時代が変わっているのです。今までは民間は民間、自治体は自治体という感覚が強かったのです。いろいろなことが今変わってきています。それも含めてしっかりと取り組んでいただきたいし、調査、研究その他、知ってのとおり、バスターミナルもいろいろな耐震も当然通らないですし、あれは僕が生まれた頃に建てているやつだから、非常に危険な状態だと思います。それも自治体としてもどういう取組をしていくのか。あくまでも民間のこととして突っばねてしまうのか。それとも市の全体の公共交通の在り方として組み入れていくのか。これはいろいろな英断がかかりますけれども、しっかりと取り組んでほしいものだというふうに思います。今後それについて、また議論したいと思います。

それでは、網走湖についてお尋ねをします。

これ選挙戦を通して、各地歩かせていただいているいろいろなお話を聞かせていただきました。いろいろ主要製品のシジミの不漁だとかいろいろなことを聞いてはいたのですが、現場はもっと悲惨な状態でした。非常に厳しい状態に陥っていると。売上げもほぼほぼないに等しい。今は預金を取り崩して、それぞれ生計が成り立っている。このままそれを継続していくと、必ず廃業ということになってしまう。その廃業ということ、つまり網走にとって、シジミをあれだけ産品として有名なヤマトシジミが取れなくなる。もちろんそういうことにつながるのであろうと。廃業してしまうと、二度とまた新しい業者というのはできない状況だと思います。そういった意味から、何とか持続、これも持続性ですよ。先につながる政策は打てないのか。何とかいろいろな形で私たちも協力できないのかということを感じました。

このことを、まずは現状、網走市には多くの漁業者がいますが、それほど多くはないと思うのですが、その実数と今の経営状況について教えていただきたいと思います。

**○平賀貴幸議長** 農林水産部長。

**○川合正人農林水産部長** 網走湖の実態ですね、漁業の実態についてであります。まず網走湖の総漁獲量についてであります。令和4年度で459トン、対前年比では69%、金額は3億7,700万円、対前年比71%というふうになっております。

この漁獲減の理由についてであります。議員もおっしゃっているとおり、主力でありますシジミが



環境変化などによりまして、後続資源の加入が見られず資源量が減少しておりまして、資源回復のため漁獲制限を行っていることもありまして、令和4年度の漁獲量は312トン、対前年比で59%、金額は3億600万円、対前年比66%と、漁獲量、金額ともに最盛期の約半分ぐらいにはなっております。

こうした中で、漁業者の推移であります。平成30年で網走湖で漁業を営んでいる方は合計38名いらっしゃいます。その中で、大空町の方が11名いらっしゃるので、網走の方27名となっております。水揚げから売上算出をさせていただきますと、令和4年度で大体1,000万円ぐらいになっておりまして、漁協にも確認しましたが、大体経費が6割ぐらいかかるということですので、所得としては大体400万円ぐらいかなということでありまして、平成30年の数字からいきますと、平成30年で1,700万円余りで所得が700万円ぐらいというところありますから、大体56%ぐらいになってきているのかなという厳しい状況であるということでもあります。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 想像以上に厳しい数字だなというふうに思います。この数字を見たときに、とても成り立たないなというふうに思います。個人事業ですし、湖を相手なのですが、やはり船だとかいろいろなものについては非常に経費もかかりますし、もちろん燃料代も高騰していますので、いろいろな経費を考えると、とても維持していくのがやっとなのかなという気がします。が、いろいろなことで市としても養殖場を整備したり、いろいろなことをやっています。聞きますと、将来に向けてはまだまだ、もうちょっと辛抱すると卵がかえって、見通しでもうちょっと増量になるのではないかというお話もちらちらとは聞いているのですが、その辺についての今後の見通しというのはどうなっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 市としましては、漁獲が減少してきているという状況から、平成30年から網走湖ヤマトシジミ資源対策検討会を設置しまして、資源回復に向けて関係機関及び有識者による検討をしてきております。その中で、有効な手法として、シジミの産卵に適した塩分濃度とするために大曲堰を弾力的に運用してもらうことを、これを河川管理者に要請をしております。そうした結果、シジミの産卵が現在確認をされてきておりまして、令和4年

度のシジミ資源量調査の結果では、令和3年度と比較しまして20ミリ以下の小型資源が増加をしまして、資源量で40%、個体数では175%増となっております。本年の6月6日に実施をしました資源量調査におきましても、加入資源の増加が目視できるという段階まで来ております。

しかしながら、一方で、現在確認されている後続資源が資源対象となるには最低でも二、三年程度は要するということが考えられておりますので、引き続き漁業経営が厳しいかなというふうには考えております。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 可能性はないわけではないのですが、ただ根本的な原因だとか、いろいろ調べてはいるのでしようけれども、これはもう個人レベルではかなり難しい話なので、もちろん国の支援とかいろいろなことを頂きながら。

この網走湖というのは、私たち網走にとっても非常に大切な役割があります。それは皆さんも御存じのように、大水が、大量の雨量が発生した場合についてのダムとしての役割があります。そういう見地から考えても当市にとってはかけがえのない湖である。その中で漁をしていただいている。今お聞きした大空町を抜かすと27軒の漁師さんたちが一生懸命今歯を食いしばって頑張っている状況なのです。何とかこれを支援をしてあげられないか。それが直接支援なのか。いろいろな製品の、ワカサギも例のごとく今年は早めに切り上げてという状況です。ですから、売る物が何かないかなということで、コイは取れるらしいのですが、あまりにも大きすぎて商品としての価値は薄いということを知っているのですが、何かつなぎといたら変なのですが、支援する方法、そういう商品開発のちょっと援助だとか、そういうことができないのかなというふうに考えたいのですが、原課として何かそれに対する見解があれば教えてください。

○平賀貴幸議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 新商品なり新しい資源の開発ということですが、未利用魚種の利用についてということで、過去にはモズクガニやコイの活用について検討をされたところでもあります。やはりシジミやワカサギと異なりまして、需要が限定的であるということから商品化には至っておりません。

そういうことから、市としましては令和4年度に

西網走漁協が呼人漁港に整備しましたシジミ種苗生産施設に市と北海道により支援をしております、さらには西網走漁協の種苗生産については、後続資源の加入が見られると予想される令和7年度頃まで、網走湖シジミ種苗生産支援事業補助金によって支援をすることとしております。

また、網走湖ヤマトシジミ資源対策検討会で、今後も継続して議論を進めて、関係機関とともに網走湖の漁業資源の増大及び経営の安定化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 同じ西網走漁協の取組としては能取湖の例の問題、稚貝の大量の死亡というか、へい死による対応については、当市非常にスピーディーな対応をしていただいて、私は高く評価しています。ああいうスピード感がああいう事業というのは非常に大切だと思いますし、議会、我々はちょうど選挙中ということもあったので、直接的にはそれに対応できなかったのですが、市のほう市長も含めて、現地のほうにすばやく対応していただいて、あのスピード感というのは非常にいいし、気持ちの上でも漁業者の皆さんに非常に支えになると。気持ちなので、何か我々網走市として、市議会も含めて協力体制で何かできることを探してあげたいな、どういう支援ができるかなという、現状を認識してしっかりと取り組んでいきたい、そういう思いがあります。ですから、何らかの形でできるならば網走湖の漁業者の皆さんと話し合える、いろいろな皆さんの要望もあるでしょうし、それをリサーチしながら今後の取組、いろいろなアイデアを考えたり、やっていくことから始めるしか僕は方法ないと思いませんね。原課のほうはいろいろ大変でしょうし、それは議会側から持ちかけても構わないのですが、できるならば担当課のほうで、いろいろな場を設けていただいて、私たちも勉強しながら、そして議員全員が共通認識の下、現状をしっかりと把握して、網走の産業を守るのだという気持ちになってほしいという意味でも、そういう協議の場を設けてほしいのですが、どうでしょうか。

○平賀貴幸議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 漁業者との意見交換の場ということでございますが、まず今は漁業者からの意見交換につきましては、漁協が毎年地区懇談会を開催しております、その中で漁業者との意見交換を行いながら要望なりを聞いてきております。そし

て、当市では必要に応じまして、漁業者の代表組織であります漁協から状況を聞き取り、意見交換をして市の施策に反映をしてきているところでもございます。こうしたことから、意見を聴く場につきましては、まずは漁協に確認をしまして、その方向性について協議をしていきたいというふうに考えておりますし、その中で漁業者の要望があれば開催のほうにつきましては調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 ぜひそういう場が必要だと思います。私たちも全部わかっているわけではないので、いろいろな現場の声も頂きながら、何とか再生する、必ず僕は再生すると思います。物事というのは必ず、そういう将来に見通し、明るい兆しはあるので、それまでの間何とか支援してあげられるかなというふうに思っていますので、ぜひともみんなで考えていきたいなど。できるならば早いうちにそういう、どういう形でも結構ですから、ぜひともそういう場を設けていただきたいなというふうに思います。

網走湖については以上でございます。

それでは、除雪体制について。

これは昨日村椿議員のほうから、ちょっと方向は違うのですが質問が出ていました。これも1業者さんが撤退をされたということで、大変苦慮されたということから始まりまして、ただ心配しているのは、全てが今高騰しているのですね。除雪のいろいろな入札の関係ももう早々と9月、10月には大体確定しながら動いていかないと間に合わないという状況なので、今年の計画ではその積算単価だとか、全てに関してそういう物価高騰分をしっかりと把握した上で、なおかついろいろな業者さんの苦境ですよ、人が足りないとかいろいろな部分も含めて、どういう状況に考えているのかということをもまず教えてください。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 除雪の現状の状況、今議員からお話があるように、積算、業者として現在除雪については委託業務として発注をして、市としては委託料を支払っているという状況でございます。物価高騰であるとか燃料の高騰であるとか、いろいろな現状の状況を踏まえて、その積算する根拠といたしましては、北海道の積算基準をベースとして委託料の算出をしている状況でございます。

やはり担い手を確保していかなければならないという中では、やはり作業員への十分な収入であるとか、実際に委託業者においては車両を維持していただいているということもございますので、委託料の維持費についても一部を負担しているという状況でございます。昨年度からは冬しか使用しない車両の維持管理費の一部についても拡充をして負担をしているところでございます。

また、最近、昨年といいますか、今年は例年よりも少なかったのですが、一昨年は若干多いという状況でございますけれども、近年の雪の降雪状況とすると20年ぐらい前に比べるとかなり雪が少ない状況もございまして、実際に待機をしていただきながら、実際には稼働していないという実態もございません。そのようなことから、降雪量が少ないような場合には最低保障という形の制度を活用して、実際に担い手を確保していただいている賃金であるとか、車両の維持に対するコストの面であるとかということについても対応しているところでございます。

昨日、村椿議員にもお話をしましたけれども、やはり1業者が今回撤退をしたということもありまして、建設業者、土木業者以外の企業体についても現在除雪の担い手ができるかどうかということで調査を始めている状況でございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 いろいろ昔とは違って対応細やかにしていただいているということは認識しております。

そういう中で、それでもなおかつ燃料高騰と車両の経費のほうと、今言われた賃金、賃金もいろいろなものに対してもう値上げしなくてはどうしようもない状況になっています。そういうことを踏まえると、相当な上乘せをしないと間に合わないのではないかなという心配があります。昨日の質疑の中では、オペレーター不足をどう解消するかという話も出ていました。これはでも、僕は民間の話ですから、オペレーターの確保というのは民間の仕事なのです。我々自治体のほうでそれを用意したり免許取らせてやりませんかという話にはならないのですよ。これは全く別な、そこは線引きしなくてはいけない。そこまではとてもできないのです。ですからあくまでも業者さんのほうに、だからそれに見合うだけの単価はしっかりとお支払いしなくてはならないのですよ。だからそういうことも加味しながら、今休業中、降らないときどうするのだと。本当に降

らないとき1か月ほとんど降らないときありますよ。出勤できない。今までは昔は出してなかったのですよ。それが今やっと出してくれると。当然といえば当然で、その間待機をしていたり、機械も確保して、中にはリース車両で用意するところもあるでしょう。いろいろなことを考えるととんでもない費用かかっているのです。そうすると、ではやめる業者さんはなぜやめるかという、とても割に合わないねということなのです。だから、これはやっぱり市の発注する仕事としてはいかなものかなということになってしまうのです。やはりそれはしっかりとした単価をつけて、今積算などは北海道を中心とした単価であると。もちろんそれは基本でいいのですが、なおかつ各市独自のものをしっかりと考えていかないと、場所によってはもうちょっと長い時間をやってもらったり。今のルールづくりでいくと2時に出て、通勤時間までの間にきれいに空けてくださいというのが一つのルールだと思うのです。これもそんなにそんなにたくさん降るわけではないですから、市民の皆さんに協力を頂いて、そこをもうちょっと延ばしてもらったり、いろいろな手法というのは今後変えて、考えていかななくてはいけないというふうに私は思っています。

私も以前はやっていたことがあるのでわかりますけれども、夜中12時頃起きて外見て、今日駄目だなということで、大変な作業なのです、眠たいし。確かに夜中のほうが交通量も少ないしやりやすいのですよ。でも電気つけながらの作業は、昼間の作業と違って倍、3倍と疲れます。そういうことを全部考えると本当に神経張るし、下手に損害、U字溝、縁石を削ったりすると補償しなくてはならないですから、だからこれはもうとても割に合わないというのは正直な気持ちなので、それも含めて除雪体制の維持というのはやっぱり命に直結する部分もあるので、ある面では、しっかりと取り組んでいただきたいし、ずっと議論を聞いていますと、人手不足人手不足そればかり言っているのですけれども、その根幹はどうなのかな。僕はやっぱりどうしてもギャラのせいだと思うのです。収入がやっぱりそれに見合うだけしっかり、夜中の勤務で特殊な技術を持って働く方々にはそれなりの対価をお支払いしなければならない。みんなが寝ているときに一生懸命やっていただく、そういうことも考慮に入れながら。本当に、何というのかな、僕も詳しくは調べてないのですが、場所によっては単価の差がかなりあるよう

に聞いています。それも早いうちに直していただいて、業者さんがやろうが、例えば農家さんの集団の方がやってもらおうが、単価は一緒でない駄目です、同じ機械使っているのです。これかなり差あるのですが、そういうことはないですか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 こちらで把握している状況では、特に重機の機種によって金額を変えるであるとか、そういった形は取っていないということで、平等に支払いを単価の差がなく支払いをしているという認識の中で行っておりますが、今議員からお話があるように、もう少し実際に担い手を、農家さんであるとか、実際にやっていただいている郊外の方のお話も十分お話は聞いていきたいというふうに思っております。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 すごく大切なことなので、原因があって結果があるのですね。業者さんがやめられるのも、正直あの単価で新しい、ほとんど除雪だけのために使っている機械なのですけれども、とても合いません。とても支払いもできません。それでは維持するわけがない。そこはきちんと考えていかないと。これが札幌周辺ですと、除雪だけで十分。除雪専用ですね、ほとんどの機械は。兼用の機械というのは少ないです。除雪だけで十分合うだけの単価を頂いているということです。これもぜひとも調べていただいて、向こうはもうこっちと違ってすごい豪雪地帯ですから。そういうことも考えてしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続きまして、次の質問に入ります。

これも広域農道の整備についてなのですが、個別案件なのであまりしゃべりたくないのですが、非常に今危険な状態になりつつあるので、ぜひともこれは早いうちからお願いをしなくてはならないということで考えております。

広域農道、知つてのとおり、私が言う広域農道は呼人から浦士別までの当市の範疇である、うちの近くののですが、農免道路と昔言ったその道路のことを指しますが、この道路は近く所管替えをして道の管轄で、隣に1本道道が走っているのですが、それとチェンジをする、以前に嘉多山のほうで行われたことをやろうという話は聞いていました。ただ、いつになったらそれが行って、いつになったら直してくれるのかなというのがいまだに見えないし、これは困ったものだなということで今日質問をさせてい

ただいています。現状はどういうふうに、今なっているのでしょうか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 広域農道の道道昇格についての現状でございますけれども、広域農道の道道昇格に向けて、斜里町、清里町、小清水町と3町合同で令和元年度から北海道へ要望を行っているところでございます。当初、いろいろな要望をする中で、北海道からの見解の中では、今議員からお話があるように、なかなか新設の道道の昇格というのは難しいということで、平行して走っております道道小清水女満別線、ここを交換する形で道道昇格を想定していきたいというお話を頂いていただきました。

当時、小清水女満別線の改良がまだ終わっていないという状況の中で、令和元年度時点では令和5年度頃に道道昇格できるのではないかとということでスタートしていたのですけれども、現在の状況といたしましては、道道小清水女満別線の工事が若干遅れております。今回確認したところ、令和7年度を完成を目指す改良工事が現在計画をされているということでお聞きしております。その改良工事が完了後、広域農道の道道昇格となる見込みということで現在確認をしているところでございます。引き続き、早期に令和7年度の完成以前に終われるようにも含めて、早期に道道の昇格になるよう要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 簡単には所管替えとはならないということで、所管替えする理由も確かに道にしたほうが予算もつけられやすくなるし、いいのです。我々市民というか使う側にすると、どこの国道であろうがどこでやってくれてもいい道路になればいいわけですから、それはいいことなのですが、これ困ったなというのは8年後ですよ、令和8年あと3年も4年もかかるわけですよ。その間に道はどんどんゆがんでくるし、補修程度ではもう限界に来ている。これは以前にも話しましたが、大型化が進んでいますので、ほぼ農家の作物運搬も含めて、ピート運搬全部大型ですよ。それも大型もトレーラーに代わってきています。トレーラーというのは増トンしていますので、20トン以上のもので走るということになったときに、もう危険な状態なのですよ。一步間違えると事故が起きてしまうという、今状況になりつつあるという、この現状を考えたときに、では8年まで待っていられるかといったら、こ

れちょっと厳しい。となると、市の予算で取りあえず当座の応急処置はしていかなくてはいけない。かなりの多額の費用がかかるのではないかと、僕心配しているのですが、原課としてはどういうふうに考えますか。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 広域農道の道道昇格までの維持管理についてでございますけれども、今議員からお話があるように、非常に老朽化が進行している状況は確認をしているところでございます。

広域農道につきましては、昭和54年農業規格として整備をされた延長約19キロに及ぶ東西を結ぶ幹線道路でございます。農業の輸送道路のほか観光道路としても非常に重要な道路ということで認識をしているところでございます。

老朽化につきましては、今始まったことではなく、もうかなり前から老朽度は進行しているということもございまして、平成25年から令和2年まで重点的に舗装の補修を行ってきているところでございますけれども、さらに老朽化が進行して全ての延長を修繕ができていないという状況については把握しているところでございます。

特に、農業規格で整備された路肩といいますか、そこがかなり下がった状況で、先ほど議員からお話があるように、車両が大型化してきた中では、実際にトラックだとか斜めに傾いた危険な走行が見受けられる箇所につきまして、特に危険だという箇所を今回令和5年度の当初予算で市道改修事業として予定を、優先順位を見直しをした中で、ちょうど広域農道と感動の径の交差点部、非常に下がっているところが確認されたものですから、そこについて工事を先行して今年度については進めたいということに取り組んでいるところでございます。

さらに、現状のパトロール側のほうからのお話を聞きますと、これから収穫時期に向けて交通量が多くなっていく段階で、非常にポットホールの穴が空く事象が多く発生するというお話も受けておりますので、未然にそういった交通量が多くなる前に、そのような発生する予備軍といいますか、そういうような箇所については事前に修繕を悪いところから進めたいというところを考えているところでございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 それしか方法ないですよ。8年のときに例えば所管替えがうまくいって替わったに

しても、それから道のほうで設計をかけてやるというとまた3年、4年、5年とかかかってしまうので、それまでとても持ちこたえることはできないので、これは補修によって、全面やるというのはとんでもない高額なお金がかかってしまうし、当然市の予算だと到底無理な話なので、部分的な補修と危険を回避できる最低の修繕はしてほしいというふうに思います。やっぱりこれも生命に関わる問題なので、事故が起きてから、ああやっぱりねみたいにならないように、前もってしっかりと危険な場所は、不可抗力といいますか、人為的に自分のミスで事故起きるのは構わないのですが、やっぱりその道路状況によって、穴が空いていることによってハンドル取られてあれしたり、道路が斜めで積載物が落ちてひっくり返ったり、こういう事案というのはやっぱりあってはいけないのですよ。だから事前に未然にやっぱりしっかりと取り組んでほしいな。大変でしょうし、少ない予算ですから、それに見合うだけの今予算立てできるだけの資源は網走市にはないですからね。しっかり考えていただいて、できる範囲で結構ですから、細やかにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。なるべく早い時期に所管替えとか、所管替えでまだ嘉多山のほうも実は所管終わったのですよね。終わっていますよね。まだ終わってない。終わった、終わっていない。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 嘉多山中央線の道道昇格につきましては、手続的に冬の除雪についてはもうバトンタッチしているのですけれども、夏の維持についてはまだ最終的な維持管理のバトンタッチがまだできていないという状況でございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 あそこも通ってみると、やっぱり整備、穴ぼこだらけですよ。いや、非常に悪くて、これ本当に、そういう状況になったときにどっちがやるのだという話も当然市としてはなるべく道にやってほしいなということなのでしょうが、やっぱりそれも例えば今、これも前にお話ししましたが、乗用車というのは薄いタイヤになっていますよね。ちょっとした穴でバーストしてしまいます。ホイールが勢いで、タイヤのあれがないので、クッション性がないのですよね。そういうのが今はやりなので、当然そういう形になってきます。だからそういうものを補償したり、また余分なことなのですね、

本当にこれも。安全性、それが原因で事故になってしまったときに、やっぱりいろいろな損害賠償というものが出てくるので、それも含めてパトロールをしっかりと取り組んでいただいて、その上で危険なところは迅速に対応していただけたらなというふうに思うのです。ぜひとも、取組が大変でしょうけれども、やっていただきたいなというふうに思います。

最後の質問に入ります。

スクールバスの運行状況です。

これについては、いろいろこれも地域から要望がございました。場所によっては、いろいろな事情があって、満杯状態に近い状態で運行している場所もあるし、ここも知ってのとおり、人材不足ですね。募集、今回もしていますけれども、なかなか集まらないという状況もあって、大変な思いを教育委員会のほうもしていると思うのですが、まずはその現況について、どういう場面でどういうふうに少ないのか、足りてないのかという部分を教えてください。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 まずスクールバスの現在の利用状況ということでございますが、全路線で8路線をマイクロバス4台、中型バス3台、大型バス1台で運行しております。路線ごとの利用状況は異なってきますけれども、全路線で助手席を除く乗車定員で、これ児童生徒数の割合でございますが、乗車率が75%、補助席を除く正座席での乗車率は91%となっております。しかしながら、一部路線につきましては、保育園児や高校生の混乗によりまして、正座席での乗車率が100%を超えている路線がありまして、補助席の対応となっているところでございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 100%を超えたら、定員オーバーだよ、違法だよ。どうですか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今説明の仕方が悪かったかもしれませんが、正座席での乗車率になりますので、補助席を含めると乗れているという形になります。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 ほぼぎゅうぎゅうの状態ですよ。コロナのときは増車していましたよね、2台体制とか。過密を避けるという意味で。今ステージが変わったので、それも関係なくなってきたのでしょ

うけれども、現場に聞きますと、かなり過密状態で非常に苦勞しているから乗せないで学校まで送っていく親御さんもいるというふうには聞いているのですが、その辺の現状はどういうふうに認識していますか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 スクールバスの車両につきましては、そのときの児童生徒数に応じた大きさのバスを国の補助金を活用して購入しているところでございまして、今年度スクールバス購入費が当初予算措置されておりまして、現行車両と同規模の車両を更新する予定で準備を進めております。

更新車両につきましては、基本的には小中学生が乗車することとなりますが、乗車を希望する保育園児などが多数となった場合は乗車できない園児が生じてしまう状況となっております。

この補助金を活用して購入した車両につきましては、購入後一定期間経過しなければほかの路線に移して利用することができませんが、その年度の路線ごとに乗車する児童生徒数の変化に合わせて、一定期間経過した車両の入替えにより座席数に余裕を持たせるよう考慮している状況でございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 要は、補助金に条件がついているので対応できないということだろうと思います。これも本当にふざけた話で、そんな自由度がない交付金を補助を出す国自体が間違っている話で、機関委任事務を廃止しておきながら、いまだに同じことをやっているわけですね、本当に。これはもう本当に憤りさえ覚えますよね。こっちの要望するものに対して、こういうものでもうちょっと1サイズ大きいものがもし導入できるのであれば、みんな快適に移動できるわけですよ。それがいろいろな縛りの中で多分今言われたように、その規制の中でこの範囲で、この場所に使ってください、これ余計なお世話なのですね、国にそんなこと言われる筋合いがないのに。本当に機関委任事務を廃止しておきながら、いまだに同じことをやっているから名前変わっただけかなというふうに僕は思って、国に対しても非常に腹が立ってしようがないのですが、これはここで話してもしょうがないので。

場所によっては非常に過密状態です。ですから、そういうときに例えばミニのワゴン車あたりを併走してつけたりして、そういう対応で一時しのぎではないですが、生徒数というのはそのときによって大

きく変わってくる、毎年変わるものだと思うのですね。間違いなくだんだん少なくなっていくでしょう、郊外地域も。そういうことを考えると大きな車両よりはそれに増車で1台つけてあげて対応するというのも十分可能だと思うのですが、そういう対応というのは取られてないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 今議員が示した、そういう別の車両を加えてという対応はしていない状況でございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 なぜ対応できないのでしょうか。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 現行のスクールバスの運行につきましては、現在のところ児童生徒数は全員乗れている状況でございます。乗車希望がありながら、乗車できない園児もいらっしゃるし、そういう方につきましては、自家用車で保育園まで送迎した回数に応じまして、子育て支援課より交通費を支給しているところがございますが、農繁期など多忙な際に保護者によります送迎が負担になっているという事実は認識しているところがございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 これはそんなに難しいことではないのですね。有償で走らせているわけではないので、免許制度も普通免許で。人数10人を超えてしまうと大型免許必要ですけれども、普通の車両で、市にある車両でもそれに追従して誰か職員がそこに運んであげれば別に何も問題ないです、免許制度、白ナンバーであれば。有償で金を取るから青ナンバーで二種免許が必要なもので、無償であればその車に見合った運転免許があれば可能です。となると、僕は対応できるような気がするのだけれども、やる気がないとしか考えられないのだよね、どうも。やっぱり細やかにそういうことを、だって子供は宝だと市長も言って、網走市これから未来の子供を大切にすのだから言いながら、なぜそういう細かいことをしっかり対応できないのかな。もうちょっとやっぱり、繁忙期って今農家の皆さんというのは、夫婦二人でやる、死に物狂いで忙しいわけですよ。そういうときをお願いをしたいとか、その時期もいろいろ話合いの下に、繁忙期だけでもそういう応援をしてあげるとかというのは僕はすぐできる話だと思うし、それは業者さんをお願いしても、そういうもので、レンタカー車両を借りてもいいですから、それ

でオペレーターを確保して走らせることは可能なのではないのでしょうか。やる気がないとしか僕は考えつかないのだけれどもどうでしょう。

○平賀貴幸議長 学校教育部長。

○北村幸彦学校教育部長 スクールバスにつきましては、基本的な話なのですけれども、児童生徒が原則として乗るとい形になります。その中で、空き席があれば希望する園児、高校生などの混乗もしているところがございます。

このようなことも今後も考えられるとは思いますが、基本的には児童生徒のためのスクールバスとしながらも、いろいろ課題もあると思いますので、市の関係部署とも連携を図りながら地域や利用者、保護者などの声をよく聞いてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 市民にとっては、所管は全然関係ないですからね。市役所は一つですから。これは勘違いしないでください。そっちは僕たち担当じゃないですからという話はしないでください、市民の皆さんに。市役所はみんな一本です。なったときに、では僕らのほうでこういうふう担当と連携しながらやっていくというのが皆さんの仕事なのです。可能性を探すことです。何とかしてできないだろうか。これは規則で決まっているから駄目というのは簡単なことなのです。それを木で鼻をくくったという言い方を昔はしたのです。そういう対応をするから役人だと言われるのではないですか。やはりしっかりと血の通った、何とかしてあげたいというふうに、特に教育所管の教育委員会が中心でやっているわけですから、その皆さんは網走の子供たちをしっかりと守るという使命があるのです。そういうものをしっかりと持ていただかないと、いろいろな問題がやっぱり出てくるのです。もっとしっかりと取り組んでほしいと思う。網走の子供たちをしっかりと支えるのだと。

統廃合というのは市が勝手に統合しているのですから。地方にあった学校、これコスト合わないから統合しましょう、コストアップに、削減のためにやりましょう。ではひいては、スクールバスを走らせますから、それをお願いしますね。だから地域にとっては当然教育も受ける権利もみんな持っていたものを、そういう不便を感じさせながらやってきた。それでも諸事情がありながらしょうがないと、みんな我慢してそれに対応してくれる。せめて、そこで

心の通った対応をしてあげて、それはかかったコストは本当に少ないのではないのでしょうか。そういうお子様が乗りたい、みんなで一緒に通いたい、繁忙期は大変だから、その間トラクター止めておくわけにいかないから、天気のいいうちに掘り上げたい、ぜひともそれに乗っけてもらいたいということは、それを細やかに、教育委員会担当ですから、それと担当する課と連携を取りながらしっかりと対応してあげるのがやっぱり仕事ですよ。そうしないと、何ぼ言っても絵に描いた餅ですよ。

皆さんね、カーボンニュートラル宣言、市長しましたよね。これからどういう実効性を持っていくかというのをしっかり取り組まないと、単なる宣言で終わってしまうのですよ。それと同じようなことを皆さん今しているのですよ。それでもしようがない、こういう決まりの中だから、基本はわかりません。小学生と中学生運ぶためだと。場合によっては高校生だってそこにいたら乗せてあげたいじゃないですか。それだって網走の宝物ではないですか、その人たち。そういう気持ちをぜひとも持ってほしいなと思います。それがやっぱり血の通った、心のある行政ではないのでしょうか。やっぱり特に教育の方々、そういう愛情を持って、網走の子供たちに愛情を持ってしっかり取り組んでほしいなというふうにお願いをします。

この問題、これから先まだまだ今年中は続くでしょう。しっかりと対応できれば短期間でもいいですからしてあげてください。そんなに難しいことではないです。そんなに、ちょっとやる気になったらできることです。それをできない理由を何ぼ並べてもしようがないですから、みんなでできる可能性を探していきませんか。ぜひとも網走の将来、これからその子供たちがしっかり育って、網走で頑張っただけ働いてほしいという希望を持ちながら、これで質問は終わりますが、本当にお願いをしたいな、できれば。本当に皆さん大事な、特に教育委員会は本当に大事な仕事しているのだから。午前中の質疑を全部聞いていましたけれども、何かちょっと物足りない。もっとしっかりやってほしい。そして、頑張っただけ働いてほしい。どうでしょうか、教育長。

○平賀貴幸議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 今御指摘のあったとおり、スクールバスに関わっても、答弁の中では児童生徒という話をしましたけれども、走っている、運行しているエリアが郊外ということもありますから、そのこの

部分については、関わる部局とも我々が核となつてどのような支援、支援と申しますか、利用できるようになるのか、考えていきたいと思ひますし、教育全般につきましても、今御指摘のあったとおり、まだ物足りないという御指摘ですので、我々としてもこの部分がさらに工夫をしなければいけないのか、内部でも十分に議論をしていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○平賀貴幸議長 栗田議員。

○栗田政男議員 物足りないというのは、ちょっと失礼だったかもしれませんが、物足りないというよりもやる気を感じないと言ったほうが正解でしょうか。もっとやっぱり本当に気持ちを入れて取り組んでほしいというお願いです。これは本当にお願いです。ぜひとも頑張っただけ働いてください。いろいろな問題があつても必ず解決できますから。やっぱり反省は反省としてしっかり真摯に受け止めてやってほしいなというふうに思ひます。

以上です。

○平賀貴幸議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

再開は、明日午前10時といたしますから、参集願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時50分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長           平 賀 貴 幸

網走市議会副議長       立 崎 聡 一

署名議員               金 兵 智 則

署名議員               古 田 純 也



6月22日 (木曜日) 第5号

令和5年第2回定例会  
網走市議会会議録第5日  
令和5年6月22日(木曜日)

○議事日程第5号

令和5年6月22日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告8件  
(議案第1号～第8号)

日程第2 意見書案第1号～第4号及び  
委員会審査報告4件  
(請願第1号～第4号)

日程第3 議案第9号～第10号

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第4 委員会審査報告2件  
(議案第9号、第10号)

日程第5 議案第11号

日程第6 議案第12号

日程第7 諮問第1号

日程第8 議案第13号

○議事日程第5号の追加及び変更(2)

日程第9 閉会中継続審査について(1件)

日程第10 議員の派遣について

日程第11 その他会議に付すべき事件(1件)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算  
(原案可決)

議案第2号 網走市附属機関条例の一部を改正す  
る条例制定について(同)

議案第3号 網走市税条例の一部を改正する条例  
制定について(同)

議案第4号 網走市国民健康保険条例の一部を改  
正する条例制定について(同)

議案第5号 エコーセンター舞台照明設備改修工  
事請負契約の締結について(同)

議案第6号 財産の取得について(同)

議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の変更について(同)

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計  
画の策定について(同)

議案第9号 令和5年度網走市一般会計補正予算  
(同)

議案第10号 財産の取得について(同)

議案第11号 網走市固定資産評価審査委員会委員  
の選任について(同意決定)

議案第12号 網走市農業委員会委員の任命につ  
いて(同)

議案第13号 重油漏れ事故対策検討特別委員会  
の設置について(原案可決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につ  
いて(可と答申)

意見書案第1号 2024年度地方財政の充実・強化  
を求める意見書提出について(原  
案可決)

意見書案第2号 2023年度北海道最低賃金改正等  
に関する意見書提出について(同)

意見書案第3号 道教委「これからの高校づくり  
に関する指針」を抜本的に見直しす  
べての子どもにゆたかな学びを保障  
する高校教育を求める意見書提出に  
ついて(同)

意見書案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・  
負担率2分の1への復元、「少人数  
学級」の実現など教育予算確保・拡  
充と就学保障の実現に向けた意見書  
提出について(同)

請願第1号 2024年度地方財政の充実・強化を求  
める意見書提出についての請願(採  
択に決定)

請願第2号 2023年度北海道最低賃金改正等に関  
する意見書提出についての請願(同)

請願第3号 道教委「これからの高校づくりに関  
する指針」を抜本的に見直しすべ  
ての子どもにゆたかな学びを保障す  
る高校教育を求める意見書提出につ  
いての請願(同)

請願第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担  
率2分の1への復元、「30人以下学  
級」の実現など教育予算確保・拡充  
と就学保障の実現に向けた意見書提  
出についての請願(同)

その他会議 議員の派遣について(決定)

に付した

事件(2)

その他会議

に付した

付託事件の閉会中継続審査につ  
いて(承認)

事件(3)  
その他会議 重油漏れ事故対策検討特別委員会の  
に付した 選任について

事件(4)  
その他会議 閉会中継続審査について (同)  
に付した  
事件(5)

学校教育部長 北村幸彦  
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局 局長 岩尾弘敏  
次 長 石井公晶  
総務議事係長 法師人絵理  
総務議事係 早淵由樹  
係 山口諒

○出席議員 (16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
栗田政男  
里見哲也  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
深津晴江  
古田純也  
古都宣裕  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、里見哲也議員、村椿敏章議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、議案5件、諮問1件、意見書案4件、委員会審査報告12件、その他会議に付すべき事件2件の合計24件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、委員会審査報告8件、議案第1号から第8号までを一括して議題といたします。

本件は、去る6月15日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会、井戸達也委員長。

○井戸達也議員 ー登壇ー 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号エコーセンター舞台照明設備改修工事請負契約の締結について、議案第6号

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 後藤利博  
企画総務部長 秋葉孝博  
市民環境部長 田邊雄三  
健康福祉部長 結城慎二  
健康福祉部参事監 永森浩子  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 伊倉直樹  
建設港湾部長 立花学  
水道部長 柏木弦  
新庁舎開設準備室長 武田浩一  
企画調整課長 佐々木司  
総務防災課長 日野智康  
財政課長 古田孝仁

教育長 岩永雅浩

財産の取得について、議案第7号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての合わせて6件であります。

本件につきましては、去る6月15日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第3号及び議案第5号から議案第8号までの合わせて6件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

**○平賀貴幸議長** 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

**○永本浩子議員** ー登壇ー 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての合わせて3件であります。

本件につきましては、去る6月15日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌16日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第2号及び議案第4号の合わせて3件につきましては、いずれも委員全員の一致により、議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

**○平賀貴幸議長** 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第8号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第8号までの8件につきましては、各委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第2、意見書案第1号から意見書案第4号までの4件及び委員会審査報告4件を議題といたします。

初めに、意見書案第1号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第2号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についてを議題といたします。

なお、意見書案第1号には請願第1号が、意見書案第2号には請願第2号が、それぞれ関連しておりますので、併せて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、井戸達也委員長。

**○井戸達也議員** ー登壇ー ただいま御上程いただきました請願第1号2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願、請願第2号2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第1号及び意見書案第2号の提案理由を申し上げます。

まず、請願第1号及び請願第2号ではありますが、6月15日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべきものと決定いたしました。

次に、意見書案第1号及び意見書案第2号についてであります。ただいま報告したとおり、意見書を関係行政庁に提出しようとするものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同を賜りますようお願いを

申し上げます、提案理由の説明といたします。

○平賀貴幸議長 以上で、総務経済委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

上程中の意見書案第1号及び意見書案第2号は、原案のとおり可決することとし、請願第1号及び請願第2号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号は原案可決、請願第1号及び請願第2号は採択と決定されました。

次に、意見書案第3号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出について、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「少人数学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についてを議題といたします。

なお、意見書案第3号には請願第3号が、意見書案第4号には請願第4号が、それぞれ関連しておりますので、併せて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました請願第3号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願、請願第4号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第3号及び意見書案第4号の提案理由を申し上げます。

まず、請願第3号及び請願第4号ではありますが、6月16日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべ

きものと決定をいたしました。

次に、意見書案第3号及び意見書案第4号についてであります、ただいま御報告したとおり、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に続き、再開いたします。

以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

上程中の意見書案第3号及び意見書案第4号は、原案のとおり可決することとし、請願第3号及び請願第4号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号及び意見書案第4号は原案可決、請願第3号及び請願第4号は採択と決定されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第3、議案第9号及び議案第10号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第9号令和5年度網走市一般会計補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料9号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で2億8,601万2,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、農林水産業費の水産業総務費では、水産加工業者のHACCP対応施設整備に対する補助金として8,133万1,000円の追加でございます。

商工費の商工振興費では、花火大会の開催に対する補助金として200万円の追加、食品製造業者のHACCP対応施設整備に対する補助金として2億68万1,000円の追加、事業者への支援金として200万円の追加でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては地方交付税で200万円を追加しようとするものでございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 一登壇一 ただいま御上程をいただきました議案第10号財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料7ページ、資料10号を御覧ください。

取得いたします財産は、小型ロータリー除雪車でございます。

取得理由は、現車両が購入から22年が経過し、老朽化による金属疲労や劣化に起因する故障が著しいことから車両を更新しようとするものでございます。

去る6月8日に指名競争入札を執行いたしました結果、議案資料にある取得の金額、取得の相手方、納入期限は記載のとおりでございます。

小型ロータリー除雪車の予定価格が網走市財産条例第2条議会の議決に付すべき財産の取得で定める額に該当いたしますことから、契約の締結に当たりまして本議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、取得する財産の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第10号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ただいま上程されました議案第9号及び議案第10号の2件につきまして、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第9号及び議案第10号の2件につきまして、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで、常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせいたしますから御承知願います。

午前10時21分休憩

午前11時01分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告2件を追加しておりますので、御承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りいたします。

御配付のとおり、委員会審査報告2件が提出されておりますので、お手元の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第4、委員会審査報告2件、議案第9号及び議案第10号の2件を議題とい



たします。

本件は、休憩前の本会議において所管の総務経済委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

井戸達也委員長。

**○井戸達也議員** 一登壇一 本定例会において総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第9号令和5年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第10号財産の取得についての2件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議において当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第9号及び議案第10号の2件につきましては、委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところあります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

**○平賀貴幸議長** 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りいたします。

上程中の議案第9号及び議案第10号の2件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号の2件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第5、議案第11号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○水谷洋一市長** 一登壇一 議案第11号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、市固定資産評価審査委員会委員の原正春氏と池諭氏は、令和5年7月8日で任期満了となりますが、引き続き両氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、当市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いをいたします。

**○平賀貴幸議長** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それでは、お諮りいたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第11号は原案に同意することに決定いたしました。

---

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第6、議案第12号網走市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○水谷洋一市長** 一登壇一 議案第12号網走市農業委員会委員の任命についてでございますが、本市農業委員会委員17名は、令和5年7月19日で任期満了となりますが、後任者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、当市議会の同意をお願いするものであります。

任命しようとする後任者の氏名は、安達耕平氏、居内和則氏、遠藤優一氏、鬼塚秀明氏、鎌田直人氏、川崎伸弘氏、川尻秀一氏、首藤勝広氏、鈴木圭一氏、相馬正人氏、中川一弘氏、福田稔氏、藤田政揮氏、松尾貴子氏、矢萩一毅氏、山田健一氏、山本登氏の17名で、新任の3名の略歴につきましては、議案書に記載のとおりです。

よろしくお願いを申し上げます。

**○平賀貴幸議長** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第12号は原案に同意することに決定いたしました。

---

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

**○水谷洋一市長** ー登壇ー 諮問第1号網走市人権擁護委員の推薦についてでございますが、本市人権擁護委員の黒沢武氏は、令和5年9月30日付で退任となりますが、その後任者に関山ゆか氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いをいたします。

**○平賀貴幸議長** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、可と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の諮問第1号は可と答申することに決定しました。

---

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第8、議案第13号重油漏れ事故対策検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小田部照議員。

**○小田部照議員** ー登壇ー ただいま御上程いた

きました議案第13号重油漏れ事故対策検討特別委員会の設置について、提案理由の御説明を申し上げます。

去る令和4年3月に判明した市内宿泊施設での重油漏れ事故において、原因者による早急な原状回復を促すとともに、自然環境及び産業への影響を勘案し、被害の拡大防止を図るための方策を検討の上、関係機関へ提言する等、事故発生以前の環境を一日も早く取り戻し、市民生活及び経済活動を安定させることを目的とし、今期においても本特別委員会を設置しようとするものであります。

本特別委員会は、網走市議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条例第2項の規定による委員の定数は10名以内をもって構成しようとするものであります。

なお、本特別委員会の設置内容につきましては、お手元に配付させていただきました案のとおりでございます。

議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

**○平賀貴幸議長** 以上で、提出案件の説明を終了いたします。

ただいま上程されました議案第13号につきましては、直ちに議事を進めることといたします。

本件に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

上程中の議案第13号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

引き続き、特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会の委員の選任については、網走市議会委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、早速次のおり指名いたします。

本特別委員会委員には、井戸達也議員、小田部照議員、里見哲也議員、永本浩子議員、深津晴江議員、古田純也議員、古都宣裕議員、村椿敏章議員、

山田庫司郎議員、以上9名の方々を選任したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま申し上げた9名の方々を本特別委員会委員に選任することが決定されました。

ここで、重油漏れ事故対策検討特別委員会を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから御承知願います。

午前11時15分休憩

午前11時35分再開

**○平賀貴幸議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として重油漏れ事故対策検討特別委員会の閉会中継続調査についての1件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更（2）についてお諮りいたします。

御配付のとおり、閉会中継続調査についての1件を追加しておりますので、お手元の議事日程第5号の追加及び変更（2）のとおり決定したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更（2）のとおり決定されました。

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第9、閉会中継続審査についてを議題といたします。

重油漏れ事故対策検討特別委員会の閉会中継続審査についてであります、お手元に配付のとおり、重油漏れ事故対策検討特別委員会から閉会中の継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定をいたします。

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたと

おり、派遣することにはしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

**○平賀貴幸議長** 次に、日程第11、その他会議に付すべき事件1件を議題といたします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてであります、お手元に配付のとおり、今議会で関係常任委員会に付託された案件3件はそれぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたします。

**○平賀貴幸議長** 以上で、本定例会の付議事件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年網走市議会第2回定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            平 賀 貴 幸

署名議員                里 見 哲 也

署名議員                村 椿 敏 章

